

第百九十六回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 十 四 号

平成三十年五月九日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 山際大志郎君

理事 石原 宏高君 理事 谷川 弥一君

理事 中山 展宏君 理事 永岡 桂子君

理事 松野 博一君 理事 阿部 知子君

理事 稲富 修二君 理事 佐藤 茂樹君

池田 佳隆君 泉田 裕彦君

岩田 和親君 大隈 和英君

大西 宏幸君 岡下 昌平君

加藤 鮎子君 金子 俊平君

神谷 昇君 亀岡 偉民君

国光あやの君 小寺 裕雄君

古賀 篤君 高村 正大君

杉田 水脈君 鈴木 貴子君

田畑 毅君 高木 啓君

津島 淳君 長坂 康正君

西田 昭二君 穂坂 泰君

本田 太郎君 松本 文明君

三浦 靖君 三谷 英弘君

村井 英樹君 大河原雅子君

篠原 豪君 森山 浩行君

山崎 誠君 源馬謙太郎君

森田 俊和君 遠山 清彦君

濱地 雅一君 濱村 進君

塩川 鉄也君 中川 正春君

浦野 靖人君 玉城アニー君

寺田 学君

国務大臣
(男女共同参画担当) 野田 聖子君

国務大臣
(内閣官房長官) 菅 義偉君

国務大臣
(地方創生担当) 梶山 弘志君

厚生労働副大臣

内閣府大臣政務官

内閣府大臣政務官

内閣府大臣政務官

政府特別補佐人

(人事院総裁)

政府特別補佐人

(原子力規制委員会委員長)

政府参考人

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人

(人事院事務総局職員福祉局長)

政府参考人

(内閣府民間資金等活用事業推進室室長)

政府参考人

(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人

(内閣府政策統括官)

政府参考人

(内閣府男女共同参画局長)

政府参考人

(内閣府地方創生推進事務局審議官)

政府参考人

(総務省大臣官房審議官)

政府参考人

(総務省大臣官房審議官)

政府参考人

(法務省大臣官房審議官)

政府参考人

(財務省大臣官房長)

政府参考人

(財務省理財局次長)

政府参考人

(厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官)

政府参考人

(農林水産省農村振興局整備部長)

牧原 秀樹君

村井 英樹君

山下 雄平君

長坂 康正君

一宮なほみ君

更田 豊志君

原 邦彰君

合田 秀樹君

石崎 和志君

伊丹 潔君

山本 哲也君

武川 恵子君

村上 敬亮君

篠原 俊博君

大西 淳也君

加藤 俊治君

矢野 康治君

市川 健太君

宇都宮 啓君

奥田 透君

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

政府参考人
(国土交通省水管理・国土保全局下水道部長)

政府参考人
(国土交通省鉄道局長)

政府参考人
(国土交通省航空局航空ネットワーク部長)

政府参考人
(原子力規制庁次長)

政府参考人
(原子力規制庁原子力規制技監)

政府参考人
(原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官)

政府参考人
(原子力規制庁原子力規制部長)

内閣委員会専門員

委員の異動

五月七日

柿沢 未途君

寺田 学君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

池田 佳隆君

金子 俊平君

亀岡 偉民君

武井 俊輔君

濱地 雅一君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

岩田 和親君

高村 正大君

松本 文明君

本田 太郎君

遠山 清彦君

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

律案(内閣提出第六一五号)
は本委員会に付託された。

四月二十七日

PPP/PTI事業の発注時業務に対する支援措置の充実等に関する陳情書(高知市本町四の一の二四 高木妙)(第一〇一五号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

政府参考人出頭要求に関する件

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一八五号)

内閣の重要政策に関する件

公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件

栄典及び公式制度に関する件

男女共同参画社会の形成の促進に関する件

国民生活の安定及び向上に関する件

警察に関する件

○山際委員長 これより会議を開きます。

この際、委員長から一言申し上げます。

去る四月十三日及び十八日の委員会の質疑中、自由民主党所属委員から、委員会運営に支障を来すような不規則発言がありました。委員長として、このような不規則発言があったことは遺憾であります。今後、このような不規則発言は厳に慎むよう、委員長から改めてお願いいたします。

○山際委員長 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任を行いたいと存じますが、先例によりまして、委員長において指名する

に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山際委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、理事に稲富修二君を指名いたします。

○山際委員長 内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として人事院事務総局職員福祉局長合田秀樹君、内閣府大臣官房審議官伊丹潔君、内閣府男女共同参画局長武川恵子君、内閣府政策統括官山本哲也君、法務省大臣官房審議官加藤俊治君、財務省大臣官房長矢野康治君、原子力規制庁次長荻野徹君、原子力規制庁原子力規制技監櫻田道夫君、原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官片山啓君、原子力規制庁原子力規制部長山田知穂君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山際委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山際委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。大河原雅子君。

○大河原委員 おはようございます。立憲民主党の大河原雅子でございます。

昨日から国会が動き出しました。私たち野党も審議の場に戻ってまいりました。しかし、そもそも、この間の国会の空転というのは、議論の大前提であるべきデータやあるいは公文書、こうしたものが隠されたり、改ざんされたり、捏造された

り、間違った議論の方向に行ってしまうような状況の場では議論ができません。

これは、この国会、与野党問わず、国会に身を置く者として、基本的に民主主義の原則をしつかりと守る、与野党の皆様にも御認識をいただき、この間、この内閣委員会でも、与野党のみの静ひつな時間、静ひつな質疑の時間があつたというふうにお聞きいただきましたが、静ひつさというよりも、その中に、気持ちのこもった国民のためになる議論をどれだけできたのか、政府に対して与党としても、どこに問題があるかということをも、もちろん与党ですら、事前の議論はたくさんなされたと思いますが、その中でも、その議論の前提になつていたものが崩れていたわけですから、ここについては鋭敏な態度を持っていたいただきたいというふうに思います。

再開いたします。きょうからのこの審議の中でも、政府におかれましても真摯な態度で、そして国民の何より信頼を回復する、この姿勢を持つて御答弁をいただきたいというふうに思います。

公文書の問題も含め、今回は、財務事務次官のセクハラ問題という、本当に口にするにも恥ずかしいような問題まであからさまになった、世の中にでてしまつています。でも、このことは隠されないうで、そして、セクハラというものがどれだけの社会の中に根強く残っているのか、また、世代によつてはセクハラ問題に対する認識が大変違うというようなことも世の中に知れ渡り、そして多くの女性たちが声を上げている現状があると思ひます。そのセクハラ隠しのために役所が組織ぐるみで必死になるというような姿を、私たちはもうこれ以上見たくないわけでございます。

なので、きょうは、セクハラ防止策について、まず質問をさせていただきます。

事実の確認からいきたいと思いますけれども、財務省の元福田事務次官については、四月十八日に既に辞意を表明され、また、その処分は二十四日に閣議で了承されたという経緯がございますが、ここについては、御本人がセクハラについて

認識がない、そして、その被害を受けた方に対する謝罪もなかったというふうに私は見ております。野党六党で公開でヒアリングをさせていたいただきましたけれども、その当初の役所の対応というのはすさまじくひどいものだったというふうに思ひます。

そこで、まず、財務省元福田事務次官の処分について、財務省は、結果的にはセクハラがあつたと認定をしたというふうに思ひますけれども、どういう手順でこの認定をし、そしてまた処分を行ったのか、このことについて、まずお答え願ひます。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

福田前事務次官は、セクハラについて、自分では認定をしませんでした。そういう事実があつてから、これはほかのセクハラ事実とも同じですけれども、事実認定をしなければなりませんので、されたとされる方、そして、したとされる方の双方の事実認識を聴取して、あるいは聞かせていただいて、事実認定を固めて、そして、その上で処分するという手続、デュープロセスに入ります。そのプロセスに十三日の金曜日以降に入りまして、それを進めてまいりました。

プロセスにつきましては、いろいろ御批判をいただきましたけれども、十九日に、その女性記者さんが所属する株式会社の方からの記者会見及び抗議がありまして、それによつて事実認定が進み、その結果として二十七日に処分を行うことができましたというプロセスでございます。

○大河原委員 今、矢野大臣官房長から御答弁がありましたけれども、当初、財務省の内部で、福田事務次官に対する調査というのも矢野さんがヒアリングをされていたということですね。

そして、矢野官房長の、その間、記者の訴えというのものについても、名乗り出てほしいというような御発言があつたことを御記憶だと思ひますけれども、当時のお役目というお立場とか、そういうこともわかりますけれども、今、この福田事務次官のセクハラ認定をした上で、当時、矢

野大臣官房長の御発言は、このセクハラという問題を解決する上で問題があったとは思われないでしょうか。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

名乗り出ることがそんなに苦痛なことなのかというふうに私が衆議院で別の委員会で答弁をさせていただいたということ、各種テレビでもそれがボードに載せられて、私の顔写真とともに、とんでもないという御批判を多々頂戴いたしました。不徳のいたすところでもあったと思います。

ただ、私は、名乗り出ることがそんなに苦痛なことなのかとは申ししておりませんで、記者会見を一時半ばやらせていただいた中でも御説明をさせていただきまして、その質問が出た衆議院の別の委員会でも、その場でもお答え申し上げましたけれども、財務省に対してではなくて弁護士さんに対してであり、弁護士さんとはとも法律上守秘義務がある、さらに、そこに匿名で結構ですということがあつて、それでも無理ですかということ、さらに、その前段、答弁の前段では、この方は、御友人が、あるいは同僚が週刊誌にこんなことがあつたと第三者通報的に言われて記事ができたのではなくて、御自身が録音テープを持ち込んで、かぎ括弧つきでこうだった、ああだったということを訴えられて出たおられるので、御自身がもう訴え出るといことをやっておられるわけです。それでも無理ですかということ、その衆議院の別の委員会では御答弁をさせていただいている。

それが、抜粹というんでしょうか、私にとつては抜粹ではありませんけれども、名乗り出ることがそんなに苦痛なことなのかと、記者会見でもちよつと申しましたけれども、それだけ言つたら私は人ではないと思ひますけれども、私はそんなことは答弁しておりません。

ただ、それでもなおデリカシーを欠くという御指摘であれば、その部分についてはおわび申し上げますというふうに記者会見でも申し上げました。全くその気持ちに変わりはございません。至

らなかつたとすれば、おわび申し上げます。

○大河原委員 矢野官房長、これまでに、セクハラの研修、受けられたことはございますでしょうか。

○矢野政府参考人 ございます。

○大河原委員 なかなか、幹部になると、通り一遍のことはもちろん知っているけれども、自分の身に引き寄せて、自分がどういう態度に出ているのか、人からどういうふうな評価、見られるのか、そういうことについてはなかなか知る機会がないんじゃないかと思ひます。

今回、官房長が、いろいろなところから批判を受けた、本意ではなかつたけれどもとおっしゃるけれども、それが現実なんです。そして、そのことによって、やはり欠けていたものが、被害を受けた人の保護、それを優先するという姿勢がやはり見えなかつたと思ひます。

先ほど福田事務次官の処分について手順を伺いましたが、この処分は、何に基づいて、どういう根拠で二〇％減給六カ月分ということが決まつたんでしょうか。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

処分につきましては、人事院の規則を当然のことながら参照いたしまして、そもそも、セクハラとしての認定がどうなるか、そして認定がされた場合に、量刑としての処分、これは免職から停職、減給、戒告、四通りのグレードがございますけれども、本件については、衆目の一致するところ、減給か戒告、いずれかでございましたけれども、その中の最も重い減給の中でも、更に最も重いものになったと認識しております。

○大河原委員 人事院が持っている処分指針、これに基づいてされたわけで、この指針は、二年前ですか、指針に事例がきちんと、標準事例というものが出されています。セクハラというのは大変その中でも典型例ということがありますが、その中で、やはり重い量刑という処分を下すためのそういう規定も書かれたということがありまして、その点では、二〇％六カ月減給ということ、

これをこれから返納するという形で、実際には、辞職されているので現職中の処分ではないんですね。ですから、御本人は、今のところ、そういう意味では、セクハラを認定されたけれども御自身はそれを認めていない形で、処分を無傷で受けたということだと思ひます。

そういう事情がやはり、さらに財務省のトップの麻生大臣に、私は、もともと気持ち、重大事件が起こつたという御認識で処分を検討されたのではないんじゃないかというふうな御発言が続いていまして、五月の七日、マニラの発言、これまでの、財務省もセクハラ撲滅について、この福田問題、そして全省挙げてここに取り組むという、そうした対応を台なしにしてしまう発言なんじゃないかと思つて、麻生大臣は一体、このセクハラ認定、きちんと認めていらつしやるのかどうか、そこは財務省と大臣が一致しているんでしょうか。そこを確認させていただきます。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

麻生大臣と事務方との認識が違つているということは一切ございません。

大臣はかねてから、もう国会でも何度も答弁しておられますけれども、セクハラは被害女性の尊厳や人権を侵害する行為であつて決して許されるものではないと繰り返し答弁をしておられますし、また、四月十九日には、これは中の話ですけれども、私も、私ども局長クラスを全員大臣室に呼んで、その場で、セクハラ、パワハラは決して許されないんだと厳しく言い渡されたのも事実でございます。

また、大臣の発言がいろいろ切り取つた形で報道されておりますけれども、大臣自身、この問題が発覚といひますか表沙汰になつて直後にも真つ先に、そもそもセクハラの定義上どうかという議論もあつたわけですから、事実であればセクハラという意味ではアウトだと、これはもう記者会見で即明言をされましたし、そういうことで、大臣と私どもの認識が違ふとか、認定をしていないなどといったことは一切ございません。

認定をした上で処分をするように、これは大臣の処分でございます。

○大河原委員 大臣が最終的にこのセクハラを認定して処分を行つたと。これについて、何か公的に残っている文書とか、そういったものはございますか。

○矢野政府参考人 大臣は、会見でも答弁でもそれを述べておられます。きのうの閣議後の記者会見でも、これは公式文書とかいうことではございませんけれども、処分相当ということ、相当なという役人用語を使つておりませんけれども、そう認定して処分をしたんだということをきのうの記者会見で明言しております。

○大河原委員 処分相当とみずからお使いになつていない、そしてセクハラの認定をして処分をしたとおっしゃるけれども、事実、先に辞職願が出て、それを認めた上で、それから後に、調査の結果、処分を下すということで、これが現職中であれば、この処分についての事実、経過、何しろ処分を受ける方に何で処分をされたのかということとをきちんと伝えていなければおかしいわけですね。でも、今現在、この事態に至つては、そういったものは一切残らない形で幕引きを圖つているというふうにしか私には見えません。

麻生大臣が、言葉上、そして会見などでは、これはセクハラが事実ならばアウトだと最初におつしやつたこと自体は、私は、ああ、いくのかな、大丈夫かなと思ひました。でも、数々、そのほかに付随する言葉がそれを全て打ち消してしまふような効果が出ていますね。そのことを私は、やはり任命権者として、麻生大臣がこの職に更につかれて、局長を集めて綱紀肅正を図る、そうした訓示をなさるということが、とても違和感を覚えていいます。

財務省として今一生懸命やっておられること、幹部の研修についてもお考えと伺つていただけますけれども、これはどうなつていられるでしょうか。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。研修につきまして、これも大臣からも、あるい

は会見でも申し上げさせていただきましたけれども、今後の再発防止といいますが、再発した場合の対応という意味も含めまして、再発防止につきまして研修を、特に幹部職員を中心にしつかりやっていかなければいけないと思っております。現に、ちょうどきょうですけれども、この後、外部の講師の方をお招きして、総務課長以上、それからセクハラ相談員、その他自主参加者含めて百名近い職員に対して、外部講師の方からの講習をいただく第一回目の研修を行うことしております。

今後とも、引き続きしっかりと研修を重ねていきたいと思っております。

○大河原委員 何より再発防止、そして被害を受けた方の救済、そうしたことが何よりの優先事項だと思っておりますので、しっかりとやっていただきたいことと、先ほどから申し上げましたように、麻生大臣については多々疑問が残っております。なので、これ以降も大臣としてふさわしいのかどうか、私は早期におやめいただくのが適当だと思っておりますけれども、さらに、この件、多くの方々の疑問に答えられる、信頼を取り戻せる、そういう姿勢を見せていただくようお願いいたします。

きょうは、前回、四月十八日にこの場で立たせていただきました、人事院にお尋ねをいたしました。そして、その際に人事院は、各省庁に対しては、研修などさまざまな啓発活動、そしてもちろん処分の基準も持つて指針を示しておられますけれども、全体を把握していないということが前回明らかになりました、ぜひその全体把握、実態調査をしてほしいというふうにお願いをしたんですが、その後、その方向性というのは変わりましたでしょうか。そのときはやるつもりがないというお答えだったんですけれども。

○一宮政府特別補佐人 人事院規則一〇―一〇では、各省各庁の長に研修の実施や相談体制等の整備等も求めています。

委員からは、四月十八日の本委員会において、

各府省の相談体制や相談件数等について調査することを御提案いただいたところですが、人事院としても、人事院規則に基づいて、各府省でとられている施策の状況について把握する必要があると考えております。

人事院としては、セクハラ防止等を徹底するため、各府省における相談体制の整備状況や周知の状況を確認することを含め、防止意識を更に周知するための方策や、委員からの御提案を含め、実効ある相談体制等について検討しているところでございます。

○大河原委員 人事院の役目というのは、私は本来に大きいものがあると思っております。そして、人事院がしっかりと全府省に目配りする、そして各省庁がそれをしっかりと受けとめて、庁内の環境をより、女性職員また全ての職員が働きやすい環境に整えていくということが必要だと思います。今回のレアケース、非常に地位の高い職員の問題というのは、民間企業でいえば、トップクラスの方たちは非常に厳しくこういう研修を受けたたりして個人的なそういう資質を高めているということがあると思うんですが、幹部研修についてはどうお考えでしょうか。

先ほど矢野官房長は総務課長以上というふうにおっしゃっていますが、地位が高くなれば高くなるほど個別の、しかも、何かあったときに本当にきちんと対応ができる、そういう研修が行われるべきだと思いますが、外部の第三者の機関を使うというふうなことも想定されるんじゃないかと思っております、いかがでしょうか。

○一宮政府特別補佐人 各府省の幹部職員は、本来、高い倫理観や職務遂行能力を持ち、ほかの職員の範となるべき者でございます。事務次官や本府省の局長が関係するセクシアルハラスメントの事案が発生していることについては、まことに遺憾に思っております。

人事院といたしましては、幹部職員を含めた全ての職員にセクシアルハラスメント防止の意識等を徹底させるための方策について検討してまい

りたいと考えております。

○大河原委員 人事院規則の一〇―一〇のセクハラを、やはり、よりわかりやすく、そして中身が厳しく、わかるような形に変えていく、運用を含めてそれをやっていただかなければならないというふうに思っております。

人事院については、なかなか、これまで私たちも、どういうお仕事のなかということについて厳しく問うてこなかった部分があるんじゃないかと思っておりますが、このことを含めて、一緒に、大きな分水嶺にきている、男尊女卑、日本の社会風土を変えていく、また、女性、誰もが活躍できるという社会をつくるためには、このことをしっかりと未来に生かさなければならぬというふうに思っておりますので、人事院としての御検討をぜひとも進めていただきたいと思います。

調査について、調査ができ上がった時点で公表されるというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。

○一宮政府特別補佐人 そこも含めまして、適切な方法を考えていきたいと思っております。

○大河原委員 情報公開が何よりです、信頼を取り戻すには。特に国民は、このセクハラ問題、とてもわかりやすい問題なので、多くの方々が関心を持っています。ですから、ぜひ、調査が行われ、そしてその結果が出たときにはそれをきちんと公表をする、それをお約束いただきたいというふうに思います。

それでは、当初から私は、この内閣委員会、女性活躍担当大臣として野田聖子大臣がおられることに、昨年の秋から委員会での質疑、対話をさせていただいて、信頼と期待を持つてまいりました。この福田事務次官のセクハラ問題についても、当初から、例えば麻生大臣の御発言については、とても違和感があるんだというふうにおっしゃっていて、それは多くの女性たちがこれまで感じてきた、同じ思いだったというふうに思います。

野田大臣は、昨日の閣議決定の後の会見で、セ

クハラとはどういうことなのか、もう少しルールを明確にしないといけない、さまざまな意見をまとめて、今国会中にでもしつかりとお伝えできる場を設けたいというふうにお聞きされたこと知りました。そしてまた、この連休中には、今回のセクハラ問題に絡んでも、セクハラ問題に関するヒアリングを、現職の女性記者たち、あるいはその他の方たちからじかにお聞きになっているというふうにも伺っております。

そこで質問させていただきたいんですが、このルールを明確にしないといけないというふうにおっしゃった真意というのか、その根拠をいまい度お話しただけででしょうか。御認識について。

○野田国務大臣 お答えいたします。

先ほど財務省官房長から調査のあり方について御説明をいただいたんですけれども、私は、最初に感じたことは、被害者の立場ということが欠落しているのかなと。

ハラスメントというのは何種類かあるわけですが、セクシアルハラスメント、モラルハラスメント、パワーハラスメント、いろいろあるんですけれども、専らセクシアルハラスメントというのは女性が被害者になるということ、なかなか男性の側は、男性にとつて、自分が被害者になったときの想定、どんな思いをするかということが、しっかりと研修していれば理解できるんじゃないかと思いますが、にわかには起きると、対応についてちよつと理解が不足しているのかなという思いがありました。

理屈でも合理的にもきちつとやると言ってくれても、被害を受けた側からすると相手側が信用できないわけですから、相手側にいる人たちから言われても、そもそもそこに信頼関係が成り立っていないという理解をしていただければありがたいなというふうに思っていました。

事ほどさように、やはりセクシアルハラスメントというのは、古くは男女雇用機会均等法が成立されたときから、この国の中でしっかりと気をつけていかなければならないというふうに言われて

きたんだけれども、なかなか、それがメインではなかったものですから、今日に至るまで曖昧模糊とした形のままで、個別に事案が起きたときにはセクハラだという形の積み重ねがあったと思うんですね。

とりわけ民間企業というのは、やはり国際社会の中で業務を果たしていかなければならない。例えば、少し前になりますけれども、トヨタで、大変大きな、アメリカでセクハラの問題がございました。そういうことを踏まえて、民間企業の方ではかなり、みずからの利益を損ねることにもなりますから、そういう研修が行われていたと思うんですけれども、今回に関しては、やはり公務員においてはそういうケースが、なかなか、みずからそのことで大きな損失をこうむるというような実害というのがなかった経緯もあって、若干おろそかになっていたのかなと思います。

今、人事院の總裁からお話がありましたけれども、人事院の方で非常にわかりやすいパンフレットが出ているんですね、総務省でも配りましたけれども。そうすると、えっと思っている男性も相当いると思うんですね、具体例を読むと。

ですから、本来は、もう子供のころからセクシユアルハラスメントの定義、例えば、学校で、一足す一の答えは二と習うわけです。ここにいる皆さんは、一足す一はと言うと、皆さん、二と答えると思うんですが、セクシユアルハラスメントに関してはそういう教育を受けていないので、実際、言葉はわかっている、けれども、何なのかというところがわからないまま、そのたびそのたびの積み重ねで来たことが問題だったんじゃないか。そういう一番ベシシクなところをしつかり男性もそして女性ともに学ぶことで、萎縮しない社会をつくっていかねばならないと思っております。

○大河原委員 先ほどお聞きした、連休中にいろいろな方からお話を伺ったということがあって、それを、報道によれば、記者会見でも、今月中にその取りまとめ、そういうことをしていきたい、

そういう場を持つと、発表するというふうにおっしゃっていただと思うんですが、そのことについて、もう少し詳しくお話しただけでいいでしょうか。

○野田国務大臣 連休中に、今委員御指摘のように、相当数の実態を伴ってお聞きすることができました。これは、今回に関してだけではなくて、相当メディアの世界でも、また公務員の世界でも被害、加害が生じていることが明らかになりました。

そこで取り組むべきことは、まず予防、そして実際に被害があったときの対応、そして再発防止。これに関しては、一応ヒアリングをこれからも引き続き個別に続けていくとともに、五月中には関係者に、経営者側、又はそういう関係の行政府、そして、いわゆる被害を代弁してくれる人たちのテーブルを持って、今申し上げた三つの、その目安というのをそれぞれの見識をいただいてつくり上げていき、できれば国会開会中には、これを次のフェーズとして、こういうことが二度と起きないように、今できる限りのことを内閣としても、政府としても御披露させていただければと思っています。

○大河原委員 地道に野田大臣が活動していらっしゃるのを本当に心強く思います。

この連休前の四月二十三日には、永田町、議員会館の中でも、ハッシュタグ・ミー・トゥー、ハッシュタグ・ウィズ・ユー、あなたと一緒に、その被害者を一人にしないということで、女性たちが集まって、大きな集会がございました。本当に女性の怒りが全国的に上がっている。本當に昔我慢していたことを、やはり今言うべきなんだという人たちがふえてきています。ですから、今回のこの件に関して御対応を誤ると、やはりそれが再び戻ってしまう、逆向きに潜ってしまう、そういうことになりかねないというふうに思います。

それで、実は四月二十三日に、内閣府の男女共同参画委員会の女性への暴力に関する専門委員会

の辻村会長が御発言になっておりまして、辻村会長は、セクハラは、男女がお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進めるための男女共同参画社会の形成を大きく阻害をしている、重大な人権侵害なんだとおっしゃって、この人権侵害をなくすることが女性の真の活躍を論じる場合の基本的な大前提というふうに指摘されました。

今までの御答弁を伺っていても、野田大臣はこの辻村会長と変わらない御意見をもちだしているように思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

○野田国務大臣 そのとおりです。

○大河原委員 女性が本場に活躍していくために最大の障害になっているのが、このセクハラ問題だということがあります。人権侵害です。女性だけではなく、ジェンダーの問題がありますから、その人その人にセクハラ、パワハラ、さまざまなハラスメントが起こっている事実をやはり受けとめ、なくしていく、こういうことを地道にやらなければ、そして、この機を捉えて一気にその空気をつくり出さなければならぬというふうに思っております。

それにつけても、蒸し返すようで恐縮ですがけれども、麻生大臣のセクハラ罪という罪はないんだという御発言で、被害者がますます被害を言い出しにくくなっている状況が生まれてしまっているんじゃないかというふうに私は危惧いたします。

確かに、セクハラ罪という罪名はありません。日本にはセクハラを禁止する規定がどの法律にもないわけで、しかし、セクハラ防止のための対策の中には、セクハラもある程度定義をし、そうして対策を打っているわけですから、このことを更に進めていくということをするような形でやるかというのが課題になります。

そこで伺いますが、先ほどから出ております男女雇用機会均等法、できてからもう大分時間がたちます。そして、均等法ができて二十年たつて、セクハラ問題がやはりその中にも織り込まれてきたということがあるんですが、セクハラ防止のため

啓発、相談窓口の設置、それらに対応の規定はあるんですけれども、禁止をするという規定がないんですね。

ですから、ヨーロッパとかアメリカとか、セクハラ禁止の法律がある、フランスもそうですよね。フランスでは刑事罰まであるということなんです。それで、日本でも法整備を進めるべきだと思いますけれども、とりあえず、男女雇用機会均等法の改正等、厚生労働省として考えていることがあるでしょうか。

○牧原副大臣 まず大前提として、職場におけるセクシユアルハラスメントは、働く方の尊厳や人格を傷つけ、職場環境を悪化させるものでありまして、あつてはならないというふうに考えております。

しかしながら、男女雇用機会均等法という法律は、民間事業主の雇用管理上の責任を明らかにする性格の法律でありまして、同法において行為者に刑事罰を科すとかいうような形は、その性格にはなじまないと考えているところであります。

また、一般に、労働法制は、労使の交渉力の違いを踏まえ、立場の弱い労働者を保護する観点から契約自由の原則を修正しているものでありまして、基本的に、法律上の責任主体は事業主とされております。

このため、労働者間や顧客など労使以外の者との間で問題になり得るセクシユアルハラスメントを禁止し、行為者に刑事罰を科すということは、労働法制という観点からいいますと、基本的な枠組みと異なると考えておりまして、フランスでも、刑事罰については刑法典の方で規定されているというふうに理解をしております。

どういふことがセクハラについて刑事罰になるかという議論については、所管外ということになってしましますので、コメントは差し控えたいと思います。

○大河原委員 刑事罰に直結するようなことは確かにできないと思うんですが、でも、どのような改正が可能なのか、つまりは、セクハラ防止のため

に可能な最大限のことを盛り込むというのにはできるはずなんです。

ですから、相談とか通報がしやすくなるとか、あるいは第三者相談窓口の設置、なかなか企業内でも、相談員の人があるのだとわかっていても言いにくいですよね。だから、第三者、企業の外の人、公務員でいっても先ほどの第三者のところが大事故だというふうに思いますが、不利益取扱いの禁止というふうなことの明示をすることは可能だと思ふんですが、副大臣、いかがですか。

○牧原副大臣 先生御指摘のように、プライバシーを保護して、そして職場でそういうことが起きないような相談窓口等の設置等は、従来もガイドラインを厚労省としても定めて促しているところでございますが、先生の御指摘も踏まえて、更にどういふことができるかということを検討してまいりたいと思います。

○大河原委員 牧原大臣、ちょっと申しわけないんですが、通告していませんけれども、六月にILOの総会で、新しい、暴力やセクハラ防止、予防する、そういう議論がなされることを御存じでしょうか。

○牧原副大臣 総会が行われることは存じ上げていますが、今の特定の問題を話し合われるということは、済みません、今の時点では認識をしておりません。

○大河原委員 新たなILO条約を各国に示すということが近々あるわけですが、そこで、職場での暴力、ハラスメントを認め、解決を図り、是正措置を講ずることを優先すべきだということがこの全体の共有事項になるというふうに聞いております。

ぜひ、厚生労働省として、このILOの動きにきちんと御対応いただけるように期待をいたします。

そして、時間がなくなりましたので、最後に野田大臣、なかなか罰則規定を設けることというのが難しそうですね、あるんですけども、議論によつては、検討によつてはそういうことも可

能なんじゃないか、そういうことも必要なんじゃないかというふうに御発言されていますが、御感想はいかがでしょう。

○野田国務大臣 今回、ずっと自分なりに調査してきてわかったことは、セクシュアルハラスメントに関しては、民間企業では厚生労働省のもの、男女雇用機会均等法、そして公務員においては人事院規則というのがあったわけですが、本来ならばその職場外で起きた事案についても対応するはずが、ちょっとすき間事案のようになってしまった。そこはやはりしっかりと対応していかなくちゃいけない。

あと、企業においては、今回、被害者が本来ならば企業を通じて対応しなければならなかったところが機能していなかったということも、その構造的な問題、これについてもきちっと明らかにすることが求められるべきことをやっていかなければならない。今やれるべきことをやっていかなければならない。今やれるべきことをやっていかなければならない。今やれるべきことをやっていかなければならない。

○大河原委員 直ちにそうした罰則をつけるというふうなことが可能とは、なかなかやはり私も思えません。でも、やはり研究をして、この機会をきちんと捉えて、これ以降、私たちがこれまで経験してきたセクハラ、これを我慢して、もうセクハラなんて乗り越えていきましようよと一生懸命働いてきた女性たちもいます。でも、やはりいまだにそのことを言い出せない土壌があり、そして、それを今言い出していいんだという人たちがふえてきていることを捉えて、ぜひ、女性活躍と銘打ったわけですから、看板倒れにならない、そういう日本社会をつくりたいというふうに思っています。

野田大臣からも、大河原とも一緒にやっていこうというふうに一番最初に言っていたので、御信頼を継続して、今後とも対話をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○山際委員長 次に、中川正春君。

○中川委員 おはようございます。中川正春です。

引き続き質疑をしていきたいというふうに思います。

実は、ちょっと冒頭、事前の通告をしていなくて恐縮なんですけれども、野田大臣。

麻生大臣が、また世間を騒がせながら、いろいろな発言をしています。

一つは森友の関係で、文書改ざんについては、どの組織でもあり得る話で個人の問題というように御指摘、あるいは、組織全体でそういうことが日常茶飯事で行われていることはない、これは個人の資質によるものだ。これは責任逃れというのか、今回の文書改ざんが個人でやられたということで片づけられては、私たち、国民から客観的にこの話を見て、何という言い始めるんだと、今そういう気持ちで受けとめられているんだらうというふうに思います。

それから、もう一つはセクハラなんです、セクハラ罪という罪はない、こういう発言ですが、こういうことを受けとめて、同じ関係としてこれどのように評価をされているか。野田大臣としては麻生大臣に何を言うべきなのかという観点から、まず発言をいただきたいと思っています。

○野田国務大臣 お答えいたします。

まず、麻生大臣の発言については、直接私が聞いたことではございませんので、コメントは差し控えたいと思います。

改ざん等につきましては、私自身もそんなに強い人間ではありません。やはりそれを踏まえて、私たち国会議員も、そして公務員も守らなければならぬのは、文書に対して誠実であることが、初めて国民の信頼が成り立つということ、そういう矜持を持つという、当たり前のことで、すけれども、それで私たちは成り立つてきたんだと思ひます。

いるんですけども、そういうことで、何人たりともそういうことができないような環境整備というのも大事故だと思っております。

あと、セクハラにつきましては、これはもう概念というか、言葉のとり方だと思ふんですけども、先ほど申し上げたように、学び方がさまざま、私たち女性、とりわけこういう仕事をしている人間はいろいろ詳しく存じ上げていますけれども、なかなか被害者になり得ない多くの男性にとつては、親しみが無いという言い方も変ですけれども、わかりづらい話ではなからうかと思ひます。

ただ、大臣がおっしゃっていることは、確かに今回の福田次官のケースに関しては、言葉によるものであつて、それに関しては明確に刑事罰がないことは事実でありまして、そこで、今、大河原委員がおっしゃったように、そういうことをやるべきではないかという意見が出てきたのではないかと、そういうふうな受けとめているところでございます。

○中川委員 この言葉を見る限り、居直りのような形で受けとめられて当然だというふうに思ふんです。

それをしっかりと踏まえて、同じ関係の中にこうした発想をする、あるいはこうした受けとめ方をする大臣がいるんだということ、担当大臣として、ひとつ責任を持って正していただきたいというふうに思っています。

○野田国務大臣 了解いたしました。

きのうの本会議の後、しっかりと、麻生大臣には、このことについて担当大臣として取り組ませていただくというふうには直接申し上げました。

○中川委員 人事院の方に聞いていきたいと思ふんですが、過去にハラスメントで懲戒処分を受けた例というのがどれぐらいのものに今なっているのか。特に、年間を通じてどういう傾向にあるのかということ。

は職位とかハラスメントの内容とか、それを類型別に分析した形のあるのであれば、それを前提にして、これまでどういう状況になっているのかというのをまず説明をしていただきたいと思っています。

○合田政府参考人 お答えいたします。

平成二十九年におきます懲戒処分のうち、セクシュアルハラスメントを理由として処分を行ったものは二十七件ございます。このところ、二十件前後ということでございます。

平成二十九年の二十七件の懲戒処分のうち、職場内の人に対して行ったものが二十四件、それから職場外の人に対して行ったものが三件ということでございます。

懲戒処分を受けた者が指定職相当の幹部職員であった、そういう懲戒処分は、二十九年はございません。

○中川委員 今回の事案というのは、職場内で、例えば上司関係であるとか職場の同僚であるとかというふうな、そういう中で起こったということではなくて、外部の人たちが、役所、そこそ権力を持った役所の者に対して、パワハラとあわせて形でセクハラというふうなことで構造が成り立っているというふうなふうに思っています。こういうことというのは、恐らく、数字であらわれてきたさつきの形だけではなくて、相当、それぞれ職場の中で見られることなんだろう。

我々も、役所に対して、地域なりあるいは地方自治体の職員なり、さまざまな形で、陳情とかあるいはお願いとかということで行きますよね。そういうことや、横から見ている、あれは国の職員によるパワハラなんじゃないかというふうな言動というのはよく目にします、あるいは耳にします。

村とか特に町の職員が、私にこんなことを言ったことがあります。国の役人が例えば現場の視察に来たときというのは、我々あるいは住民の皆さんも、国の方が来ていたのだと。お方様になるんですよ。県の職員が来たときには、県の人が

来てくれたということになる。ちょっと自虐的な感じだけれども、私たち役場の職員が来たのが住民にとつてどう言われるかというのは、役場のやつが来た。

そんなような形で、住民の意識の中にも国の権力というのはこれだけ大きくあるということ、これを自覚をしながら国の職員というのは外に對して対応しなきゃいけないんだらう。これは私たちが国会議員もまさにそういうことだろうと思うんです。

そういう話と今回のセクハラが非常にいわゆる作用して今のようになっているのではないかと、ということ、これを踏まえて考えていった場合に、例えば、今回のテレ朝の事例の場合に、訴える場所ですね、こういうことが起こっているというのを訴える場所というのは、今の状況であればどういふところになるんですか。

○山際委員長 合田職員福祉局長、時間を過ぎておりますので、簡明にお願いします。

○合田政府参考人 お答えいたします。

セクシュアルハラスメントにつきまして、人事院規則一〇一〇では、職員がセクシュアルハラスメントを受けた場合に相談するということは、体制の整備等を各省各庁について行っているというところでございますが、委員今御指摘の、職員以外の方が職員から被害を受けた場合等につきましては、それぞれ省庁の人事等を担当している部局などに申し出る、又は受けている側の事業主に對して申し出る、そういった形が考えられるというふうなところでござります。

○中川委員 済みません、ちょっと時間の読み違いをしていました。

野田大臣、ここをひとつ工夫してもらいたいと思うんですよ。職場の中は人事課なり人事局という窓口があるんですが、外からの場合に、この窓口へ到達できない。やはり第三者機能的な窓口というのを、国民がはつきりわかる形で設置をして、それに対してさまざまな、特にパワハラ、それからセクハラも含めて、役所の場合は準備をす

べきだというふうに思います。

以上、お話をさせていただいて、終わります。

○山際委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

財務省のセクシュアルハラスメント問題について質問をいたします。

最初に財務省にお尋ねしますが、福田財務事務次官のセクハラ問題について、財務省としてはどのように認識をしているのか、この点についてまず伺います。

○矢野政府参考人 お答えを申し上げます。

この問題につきましては、麻生大臣がかねてから、セクハラは被害女性の尊厳や人権を侵害する行為であつて決して許されるものではないと、会見でも当初から述べておられますし、また、内にあつては、局長以上を集めて、セクハラ、パワハラは決して許されないんだと厳しく申し渡されて

というふうに、内外に宣誓をされて、ただ、事実認識が双方で食い違ったものから、そしてまた、被害者とされる方の認識をお聞きすることができなかったということがありましたので、事実認定のデュープロセスに入ることが必要となつて、いろいろそのプロセスについての御批判をいただいたりいたしましたけれども、最終的には確認をさせていただくことが辛うじてできましたので、その認定をさせていただき、処分を最も厳しいところさせていただいたということでございます。

世の中をお騒がせして、大変申しわけなかったと思っております。

○塩川委員 財務省としては、福田氏からテレビ朝日の女性社員に対するセクハラ行為があつたとの判断に至つたということでしょうか。

○矢野政府参考人 セクハラは定義についていろいろございますけれども、私どもは、そこはもう大臣が、これが事実であれば完全にアウトだということからスタートして、音声云々といったことも全部すつ飛ばして、それが事実であるかを調査したわけですが、結果的には、御指摘の

とおり、セクハラがあつたという事実認定をして、判断をして処分をしたということです。

○塩川委員 セクハラ行為という重大な人権侵害が行われたという認識は、財務省としては当然持っているということでしょうか。

○矢野政府参考人 先ほど御答弁させていただきましたとおり、大臣はかねてから、セクハラは被害女性の尊厳や人権を侵害する行為であつて決して許されるものではない、こういうことを答弁でも何度も述べておられますので、私ども、そういう認識でございます。

○塩川委員 セクハラ行為という重大な人権侵害があつたということを認めるものであり、加害者である福田氏は、事実を認めて謝罪をすべきであります。

このセクシュアルハラスメントは、その地位を利用して、性的な言動を通じて相手性を性的な物扱いするものであり、権力の濫用であります。性的な物扱いをされた女性は、立場が弱いために告発しにくいという二重の困難を強いられるものとなります。だからこそ、職場の監督者、組織の長の責任は極めて重大であります。財務省の事務方トップがセクハラ問題を起したということは、財務省という組織のあり方そのものが問われる問題であります。その点で、財務省の長である麻生財務大臣の発言は看過できません。

菅官房長官、野田大臣にお尋ねをいたします。資料でお配りしたんですけれども、東京新聞の四月二十九日付で、顔写真があるところですけれども、麻生財務大臣の発言ということで、吹き出しの形で紹介されています。

一番上を飛ばして、二つ目からすけれども、被害を受けた本人が申し出てこなければどうしようもないとか、加害者と言われてる福田の人権はなしってわけですかとか、答え、セクハラ認定はまだ出ている段階ではないので女性に何も言うことはないとか、福田氏が女性にはめられて訴えているのではないかと、意見もある。さらには、矢野官房長、写真が出ていますけれども、四

月二十七日の午後には記者会見もしているわけですが、その日の午前中では、麻生大臣は、セクハラ行為は断定できないという言い方もしているということがあります。

お二方にお尋ねしますけれども、こういったように、麻生大臣は、これ以外にも、男の番にかえればいい、男の番記者にかえればよいとか、セクハラ罪という罪はないなどという発言を重ねておられます。麻生大臣が、このような人権尊重と相入れない発言を繰り返していることについて、菅長官、野田大臣の率直な感想をまずお聞きしたいと思います。

○菅国務大臣 まず、御指摘のような麻生大臣の一連の発言については、御本人から必要に応じて説明がなされるものだと思いますけれども、麻生大臣はかねてから、セクハラは被害女性の尊厳や人権を侵害する行為であり決して許されるものではないと発言をされていることも承知をしています。

また、福田事務次官のセクハラ問題についても、任命権者である麻生財務大臣が、当初から、報道が事実であれば、セクハラという意味ではアウトだ、こう明言した上で、そうした認識に立つて調査の指揮をとって、その結果を踏まえて、四月二十七日に減給相当の処分を行ったものであるというふうに承知をしております。

いずれにしても、財務省の事務方トップである事務次官がこのような問題を起こしたということは甚だ遺憾であります。今後、政府に対する国民の信頼が得られるよう、国家公務員が改めてみずからの職務を認識し、一層の緊張感を持って職務を遂行することができるよう徹底してまいりたい、このように考えております。

○野田国務大臣 お答えいたします。

麻生大臣の発言の真意については、御本人に確認していただければと思っています。何度か何度も申し上げていきますけれども、しかしながら、セクハラというのは人権侵害でありまして、これは女性のといいますけれども、いろいろ

る調査をさせていただくと、男性もセクハラ被害者であることもあります。そういった意味では、これから女性の活躍ということで、安倍内閣が多くの女性たちとともに社会の中で活躍できるような土壌をつくるということは、更に多くの女性たちが、男性が占有していたと思われる職場とともにパートナーとして働く機会がふえていくわけですね。つまり、このまま放置しておく、やはりその案件数はふえていくということが明らかだと思えます。

そういった意味では、今回、福田次官の案件については非常に遺憾でありますし、これからこういうことが決して起きないように、今回不備であったところを全部精査して、次のフェーズにつなげていくように取り組んでいきたいと思っています。

○塩川委員 福田氏の問題は問題として問われるわけですが、麻生大臣の問題に今なっているということが問われているわけで、本人に確認してほしいというにとどまらない問題だということとあります。

財務省にお尋ねしますけれども、麻生大臣は、先ほど言ったように、男の番にかえればよいとかという発言をしているということについて、四月二十日の逢坂議員提出の質問主意書を見ますと、「次官の番をみんな男にすれば解決する話なんだよ」という発言は、福田財務事務次官の取材担当記者を男性のみにすべきであるとの主張であり、日本国憲法第十四条に反するのではないかと、という問いに対して、政府はどのように答弁書で述べておりますか。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。先月二十七日に閣議決定された政府の答弁書では、「お尋ねについては、妥当なことであるとは考えていない。」というふうに答弁をしております。麻生大臣も、記者会見において、そのことを追認しております。

○塩川委員 ですから、政府への質問主意書、答弁書でも、このような、男の番記者にかえればい

い、次官の番をみんな男にすれば解決する話なんだということとは、妥当なことであるとは考えていないという答弁書になっているわけですね。ですから、そういう点でも、麻生大臣がこういったセクハラの問題について、重大な人権侵害だという認識が欠落しているんじゃないか。この点について、もう一回、官房長官と野田大臣、それぞれ答えてもらえますか。

○矢野政府参考人 麻生大臣につきましては、先ほど御答弁させていただきましたけれども、かねてより、セクハラは被害女性の尊厳や人権を侵害する行為であつて決して許されるものではないと、繰り返し答弁をしております。省内におきましても、局長クラスを集めて、セクハラ、パワハラは決して許されないんだと、厳しく、全員起立させて申し渡されたところでございます。

けさのテレビなんかでも、セクハラ罪云々という言葉につきまして、それを総括して、人権侵害ではないというのはとんでもないという報道などがされておりますけれども、大臣は、セクハラはしてもいいという趣旨では言っておられませんので、それは罪刑法定主義について言っておられるのであつて、セクハラについての問題意識は極めてきついということは申し上げさせていただきますと存じます。

○塩川委員 いや、そんな、大臣の言葉が宙に浮いたような説明を受けても、全く納得できませんよ。

このような答弁書に踏まえてあるように、男の番記者にかえればよいということについて、妥当なことであるとは考えていないと。これは、男女共同参画社会の形成との関係でもこういうことが認められないという趣旨での答弁書になっているわけですね。

そのことについて、率直に、麻生大臣の一連の発言というのが重大な人権侵害だという、セクハラについての認識が欠落しているんじゃないかと率直に問われていると思うので、改めてお答えください。

○菅国務大臣 まさに答弁書で答えているとおりであります。

それと同時に、実は、この報道があつた当初に、大臣が最初に言つたのは、セクハラという意味で、事実であればそこはアウトだ、ここは明確に大臣は言っています。私も、報道を見まして非常に厳しいと思つたものですから、大臣にそこは確認をいたしております。

また、今、政府委員から話がありましたけれども、セクハラは被害女性の尊厳や人権を侵害する行為で決して許される話ではない、そういうことも麻生大臣は言っておりますし、また、この処分の際の麻生大臣の発言として、福田前次官から特段の反論又は反証がない限り、テレビ朝日で明らかにしておられる内容を前提にして事実認定を行うこととさせていただいて、セクハラ行為があつたということで処分を行った、こうしたことも麻生総理は言っていることも事実でありますので、そうしたこともぜひ御理解をいただければと思います。

○野田国務大臣 麻生大臣の発言について、主意書で妥当ではないということとありますから、妥当ではないと。

とにかく、この問題については、私は女性活躍の担当大臣ですから、私自身が責任を持って、こういう大臣職にあつても、十二分にセクハラの御理解が行き届いていなかったとするならば、そういうところも踏まえて、しっかりと、先ほど申し上げたような予防、対応、そして再発防止について、しっかりと、皆さんが惑うことなくコンセンサスが得られるよう取り組んでいきたいと思っています。

○塩川委員 私は、問われているのは、麻生大臣が本場に福田氏のセクハラ行為を事実と認定をしているのかどうかということ、そこに疑念があるという問題なんです。

ですから、処分をしたという財務省の、二十七日の午前中に麻生大臣は、セクハラ行為は断定できないと述べていた。また、五月四日の、役所に

対して品位を傷つけたとか、いろいろな表現があるだろうが、そういった意味で処分したと述べているということ、役所に迷惑をかけたから処分したのであって、セクハラ行為で処分したと認めていないと受け取れるような、そういう発言もしているわけですね。その点がまさに問われているんじゃないでしょうか。

私、そういう点でも、こういった事実認定そのものに、認めているのかどうかはつきり何うことができないような発言を繰り返すこと自身が、二次被害を生むような問題になっているということなんです。

野田大臣にお尋ねしますけれども、こういったセクハラ行為を認めないような、セクハラ被害者を批判するような発言というのは、二次、三次の被害を生じることになるんじゃないですか。

○野田国務大臣　まず、私は、冒頭、調査について疑義を唱えました。その後、財務省の方でも、そのことを受けとめていただいて、後、調査の結果を出されました。その結果がセクハラと認定されて、セクハラであるということで、そういうペナルティーが発表されたわけです。

これは、財務省というよりも、財務大臣のものと財務省が調査をした結果だと、私自身は受けとめているところです。

○塩川委員　相手を不快にさせる性的な言動を行えば、セクハラ行為に当たります。

こういった発言を繰り返す麻生大臣というのは、福田氏のセクハラ行為を本場に認めているのか、このことがまさに問われているわけで、麻生大臣・副総理は、財務省の長として、閣僚として不適格だと言わざるを得ない。

麻生大臣は謝罪をして、財務大臣を辞任すべきだ、その麻生氏を適材適所と言って擁護してきた安倍総理の任命責任が厳しく問われるということをお願いして、質問を終わります。

○山際委員長　次に、浦野靖人君。

○浦野委員　日本維新の会の浦野です。よろしくお願いたします。

きょうは、一般質疑、セクハラに関する集中というところで質疑をさせていただきます。

我々のいる政治の世界というのは、古くから男の世界だというふうによく言われ続けてきました。今国会で、野田大臣もかわってこられた、そして、先ほど質問された中川代議士も会長として進めてきた政治分野における男女共同参画の法案が今国会で成立を見ました。それはすばらしいことですし、この政治の世界で活躍をされている女性議員には、本当に敬意を表したいと思っております。

今回、セクハラということで、やはり我々国会議員もみずから戒めていかなければならないという出来事がたくさんこれまでもありました。国会も、さまざまなセクハラ問題に今まで直面してきたわけですね。

そこで、今まで国会議員が起こしてきたセクハラを振り返っていききたいと思うんですが、十五年前の二〇〇三年とか、最近では、衆議院選挙が終わった直後、選挙の興奮冷めやらぬ二〇一七年にもありました。それを一つ一つ大臣に、こういうことはセクハラに当たるのかとか、そういうことを聞いていこうと思っただけですが、大臣という立場で、なかなか、それ一つ一つの確に、それがセクハラに当たるか当たらないかという答弁は、なかなか一般的な話としても難しいだろうということ、近年、一四年、一五年、一六年、一七年に、毎年、実は大きく国会議員のセクハラ問題が報道されてきました。そのことについて、時間も十五分ですので、話していきたいと思えます。

二〇一四年、これは、女性秘書に対してキスを迫ったり、ホテルに誘うという国会議員の方の疑惑が報道されました。これは、その代議士のセクハラの実態を後援会長みずから指示してまとめさせた内部文書から発覚をした、これは週刊誌の記事ですけれども、それによると、結構、なかなか、この当時は、安倍チルドレン最凶のチャラ男とか、そういうふうな批判を誌面でされておりま

した。安倍チルドレンということで、これは自民党の代議士ですね。

二〇一五年、これは、支持者の女性にキスを迫る。これは非常にひどい話でしたけれども、タクシの中でみずからズボンのチャックを引き下げて、女性の顔を強引に引き寄せたりとか、これも、詳細な被害女性の証言をもとにこういう記事が書かれております。これも、明らかに国会議員という立場を利用したセクハラに当たると私は思っています。

当時、当該の代議士も謝罪をされております。具体的なことは認めてはいらっしゃらないようですけれども、被害女性がどう思われたかが大きなのであって、今までのセクハラ指摘でもそうですけれども、相手はどう思ったかということが重要なのであって、そこは非常に詳細に週刊誌の中でも取り上げられております。

その方も、週刊誌の取材を受けて、誤解があったとか、覚えていないとか、それは合意があったとか、そういうことをいろいろおっしゃっておりますけれども、女性の方は、そうではないということ、インタビューにも答えられております。

その次が二〇一六年。これはホテルへの連れ込み未遂ですね。

これは実は先ほどの二〇一五年の方と同じ方なんですけれども、このときも、さつきとは違う女性ですけれども、店の中で抱きついたり、自分のズボンを脱ぎ始めたり、そういうことを、店の中です、飲食店の中でされた、こういうことを被害女性が訴えていらつしやるんですね。

この方は、どうしても相手が国会議員だということ、なかなか断りにくいということで、その後もお会いをした。そのとき、食事をした後で、ラブホテルの前で突然強引に引き込まれそうになって、女性はもちろんその直前で手を振りほどいて断ったわけですけれども、このときも週刊誌に直撃されております。その現場を直撃されているわけですね。そのときのこの方の言いわけも非常に、女性からすれば虫が走るような言いわけ

だと思います。

こういった、セクハラ疑惑じゃないですね、これはもう完全にセクハラだと思っておりますけれども、こういうことを引き起こしている国会議員がいるわけですね。

そして二〇一七年。これはこういった案件かという、これも女性秘書に対するセクハラですね。

これは、非常に詳細に、被害女性がメモをしつかりとつてあって、それが全て、ネットで検索したら、これは全部出てきますから、幾らでも見られますけれども、そこはかなり詳細に書かれてあります。読んだら、非常に、ちよつとぞつとすると、内容は、その代議士が自分の方に向かってはいはいをして歩いてきたりとか、ちよつと考えられへんようなことをされている。

これは本当かどうか。それは、被害女性が、これは本当に行われたことだということでメモでちゃんと残して訴えておられることですので、本当のことなんだろうと思えます。こういったことを国会議員が繰り返しているわけですね。

我々も、やはりさまざまな問題を国会で追及していく中で、その中でまず自分たちがしつかりとそういったことを身を処してやっていっているんだということをしないと、追及するだけして自分たちはほったらかしかというふうになる、それは非常にまずいと思うんですね。

二〇一七年の女性秘書に対するセクハラの方も、この人も、週刊誌の取材に、してないと思えますけれども、逆にしたという証拠があるんです、女性の一方的な言い分だと思っただけで、全部が全部、彼女の話が本当だと思われと間違いだと思うし、名誉毀損になる、彼女は人をはめる人、あのね、うそをつく人の特徴は、一部は事実なの、でも、その事実を膨らませるわけ、こういう批判をされているわけですね。こういうことを平気で言っている人が国会議員に、今、現職でいらつしやるわけですね。

私は、やはりこういった言いわけも見苦しい

し、セクハラという言葉に対して国会議員がどういうことを今まで繰り返してきたかというのは、非常に問題になると思うんです。

この一連のことを受けて、今お話しさせていただいた内容で、非常にお話しにくいかもしれませんが、担当大臣として感想をお聞かせいただけたらと思います。

○野田国務大臣 お答えいたします。

内閣府は個別の事案について事実認定をする立場にありませんので、個別にお答えすることは控えますが、この場でたびたび申し上げているように、一般論として、きょう議題にしていたセクハラというものは人権侵害であり、そして、このセクシュアルハラスメントというのは、繰り返し申し上げても、立場が上の人がその力を利用して下の人に対して性的な嫌がらせを行うことであります。多くの被害者が女性であるということです。

私たち国会議員は、そうではあつてはならないと思うんですけれども、やはりこの国においては権力者であります。それを受けとめる側が威圧を感じるとするならば、そして、国会議員の言うことを聞かなければ何か嫌な目に遭うかもしれない、怖いことになるかもしれないという空気があるとするならば、それを前提として、私たちも、そういうふうには思われないように行動をしなければならぬと思います。

これはもう、お一人お一人の矜持にかかわる問題です。皆さん御存じで、言うのも失礼かと思いますが、先ほど人事院総裁がおっしゃっていたように、資料があるんですね。セクシュアルハラスメントとは一枚紙なので、読んでいただければすぐわかることなんです、不快であるか否かは、基本的には受け手が不快に感じるか否かによって判断しますと、まずはあります。そこがやはり肝の部分だと思ひますし、発言についても、今相当不快な話が続きましたけれども、それ以前の、例えばお坊ちゃん、お嬢ちゃん、おじさん、おばさんなどと人格を認めないような呼び

方をする、これ自体も、人事院によればセクシュアルハラスメントの中に入ることになってます。

もう一回、やはり私たちが基本に戻って、こういうものをもう一度それぞれの政党がしっかり読み込んでいただいて、二度とこういうことを起こしていただきたくない。人が悪いのであって、自分たちも加害者、被害者、双方になり得るということをややはり自覚するべきだと私は思ひます。

○浦野委員 この問題に関しては、先ほどの立憲民主の方もおっしゃっていましたが、多くのの方々に関心を持っていて問題ですので、ぜひ、我々国会議員みずからがまずはしっかりと襟を正さないといけないというふうな思ひております。

残念ながら、この一四年、一五年、一六年、一七年の問題を起した後、その党の責任者、代表になるのか総裁になるのかですけれども、その方々は誰一人、所属議員のそういった行為に対して責任をとって辞職もされてないということなんです。麻生大臣に辞職を求めている割には、自分たちの監督責任者の代表とかがそういったことをしていないというの私はどうかと思ひます。

二〇〇三年にセクハラ問題を起した野党議員、この方は女性議員に対するセクハラだったんですね。この方はその指摘をほぼ一〇〇%お認めになって、潔く辞職をされました。私は、これが議員の取るべき道だというふうな思ひております。そこはやはりなかなか厳しい、さすがだなと思わせるような、党の処分ももちろんしっかりと、全とお認めになって受けました。そして辞職をされました。

私は、やはりそういった自分の身を処すことも必要だと思ひますし、これからセクハラ問題を国会で追及するに当たって、まずはやはり追及する側の我々も、そういったことが国会議員によって行われてきたという事実をしっかり認識して、この問題に取り組んでいきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。

○山際委員長 次に、玉城デニー君。

○玉城委員 自由党の玉城デニーです。

きょうは、午前この時間、内閣の重要政策に関する件、特にセクハラ問題に関する集中的な質疑ということで立たせていただいています。

きょうは、ずっと各委員からも、この間の、特に麻生財務大臣のさまざまなコメントが非常に波紋を広げている。それが前財務事務次官の不可解な言い回しとか、本人がお認めにならずに、これ以上仕事ができないからやめざるを得ないんだというふうな発言と、そして御本人はセクハラだとは思ひていないということを言い残し、それがそのまま形として残ったままになっておりますが、国民的な感覚からすると、やはりそうせざるを得なかった、セクハラ行為を受けた方の立場というものについて、非常にまだまだ認識としては、財務大臣・副総理の認識が及んでいないというか、軽いのではないかなというふうな思ひます。

一般企業はどうだろうかというのを考えると、厚生労働省の都道府県労働局雇用均等室が「事業主の皆さん 職場のセクシュアルハラスメント対策はあなたの義務です!!」ということ、その対策に関する、本当に細かく、こういうことをしたらだめですよというふうなことを規定してあるガイドラインがあるんですね。

この均等法におけるセクシュアルハラスメント対策の規定は、「職場におけるセクシュアルハラスメントは、いったん発生すると、被害者に加え行為者も退職に至る場合があるなど双方にとつて取り返しのつかない損失となることが少なくありません。被害者は事後に裁判に訴えることを躊躇せざるを得ない場合もあり、未然の防止対策が特に重要です。また、近年、女性労働者に対するセクシュアルハラスメントに加え、男性労働者に対するセクシュアルハラスメントや同性に対するセクシュアルハラスメントの事案も見られるようになってきました。」ということで、非常に、個人のものもちろん尊厳もそうですが、会社としての存在

意義、あるいはそこで働いている方々の働く意識のさまざまな面に、このセクシュアルハラスメントの影響は大なるものがある、大きいということを、ここで、まずその規定で置いておきます。

三点ほど、厚生労働副大臣にお伺ひいたします。

この男女雇用機会均等法のセクハラ対策に関する対策規定の意義について、いまだ一度確認をさせていただきたいと思ひます。

○牧原副大臣 セクシュアルハラスメントが発生する企業は、女性の役割に対する誤った認識や、男女間のコミュニケーションの不足、さらには企業的女性活用方針の未確立等、職場環境ないし雇用管理上の問題を抱えていることが多いのが実情です。

そのため、原因となる雇用管理上の問題を解消することが根本的な解決につながるということから、男女雇用機会均等法においては、必要な雇用管理上の措置を講ずることを事業主に義務づけている次第でございます。

○玉城委員 ハラスメントという言葉は、もともと簡単に言うと嫌がらせです。ですから、性的な嫌がらせ、職場の地位による嫌がらせ、言葉による嫌がらせ、さまざまな嫌がらせがあります。これはある意味でいうと子供の世界のいじめにもつながるところでありますから、何がいじめになり、何が嫌がらせになるのかということ、やはり受けた当事者でないと、なかなかその敏感な部分は感じ取れないと思ひます。行われる場所がどこであれ、それが嫌がらせであれば、その行われたことと自身が非常に重たいと思ひます。

先ほど紹介しました雇用均等室が出したこの例示集の中に、職場とはどういうのがあるんですが、事業主が雇用する労働者が業務を遂行する場所を指し、労働者が通常就業している場所以外の場所であっても、労働者が業務を遂行する場所であれば職場であると。つまり、それは、ただ屋内の机の置かれている場所だけに限らないということも明確に書かれています。

例えば、業務で使用する車中、これは出張先と言われている。それから取材先、それから顧客の自宅、取引先と打合せをするための飲食店、接待の席も含むと書いてあります。ですから、どのような場所であっても、行為が行われたら、そこは場所には関係がないというふうになっております。

これは、一般企業が指定しているこの職場というところと公務労働の皆さんが仕事をしていたら職場というものは、どこに違いがあるんでしょうか。副大臣、お伺いいたします。

○牧原副大臣 男女雇用機会均等法における職場については、今委員御指摘のとおりでございます。当該労働者が通常就業している場所以外の場所であったとしても、当該労働者が業務を遂行する場所については職場に含まれるということでございます。

人事院の場合には、その規則一〇一〇の「セクシュアル・ハラスメントの防止等」において、職場とは、同規則運用通知第二条関係の二において、「職員が職務に従事する場所をいい、当該職員が通常勤務している場所以外の場所も含まれる。」というふうに規定をされております。

この解釈については、済みません、所管外ではありますけれども、規定ぶりについては似ているような感じになっているということでございます。

○玉城委員 働く者にとつては、働いているという觀念がある以上、そこがやはり職場であるというところで、そこが非常に重要なポイントになる。つまり、監督責任、責任の所在というものも同時にそこに明確に置かれていいると思ひます。

それから、先ほど紹介しております資料の中には、自主点検という項目があります。あなたの会社のセクシュアルハラスメント対策は万全ですかということがあるんですが、これは、公務員でありますと人事院の方でその規定があると思ひますが、この自主点検の実施に関する、例えば実際行われているかどうかという把握については、どの

ように把握していらつしやいますでしょうか。

○牧原副大臣 このセクハラ防止のパンフレット等に記載している自主点検につきましては、事業主が、法に沿った対策が適切に講じられているかを自主的に点検、確認をするため、参考として提供しているものでありまして、実施状況は把握する性質のものであるというふうには厚労省としては考えていないところでございます。

○玉城委員 ありがとうございます。

官房長官にお伺いいたします。

この麻生財務大臣の発言などは、セクハラ罪という罪はないとか、いろいろな意味で余波を広げるような発言をしております。あるいは、前事務次官の人権はどうするのかとか、まるでセクハラ行為を放置あるいは容認する、誤解を招くような発言が一般論的にある述べられているわけですね。

しかし、それは、私は、冒頭申し上げましたとおり、やはり立場として、その言葉を発するに非常に慎重であるべきではないかと思ひます。なぜなら、国民にその動揺を広げ、なおかつ、ああ、それが認められるんだという誤解を広げかねないということがあるからです。

官房長官、このような状況についての長官の見解をお伺いしたいと思います。

○菅内閣総理大臣 まず、御指摘のような麻生大臣の一連の御発言については、御本人から必要に応じて説明がなされるものと思ひますが、麻生大臣はかねてより、セクハラは被害女性の尊厳や人権を侵害する行為であり決して許されるものではない、このように発言されていることを承知していただきます。

また、福田事務次官のセクハラ問題についても、任命権者である麻生財務大臣が、当初から、報道が事実であれば、セクハラという意味ではアウトだ、このように明言をした上で、そうした認識に立つて調査の指揮をとり、その結果を踏まえて、去る四月二十七日に減給相当の処分を行った、このように承知をいたしております。

いづれにせよ、財務省の事務方トップである事務次官がこのような問題を起こしたことは極めて遺憾であります。今後、政府に対する国民の信頼が得られるよう、国家公務員が改めてみずからの職務を認識し、一層の緊張感を持つて職務を遂行することができるよう徹底してまいりたい、このように思ひます。

○玉城委員 時間ですが、最後にあと一問、野田大臣にお伺いいたします。

平成二十九年、法の改正によって、強姦罪、準強姦罪、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪を親告罪とする規定を削除して、非親告罪とするというところで施行されております。ところが、麻生大臣は、これは親告罪だろうというふうなことをおっしゃつたりしてあります。その認識の違いも非常に大きいものがあると思ひますが、野田大臣は、このセクハラルールを明確にする必要があるのではないかというふうに会見などで述べていらつしやいます。

この単独の法律による適用の厳格化と、罰則規定を設けるなど今後の取組が必要な点などについて、大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○野田内閣総理大臣 お答えいたします。

今委員御指摘になりました法改正というのは、百十年ぶりのことでございます。

今後は、このセクハラ法案を踏まえて、先ほど浦野委員からもお話がありましたように、この案件だけではなくて広く社会の中に蔓延しているとするならば、やはり、今までの取組で浅いところ、例えば、企業内でそういう場が、被害を申告する場があるんだけれども、それが機能していない、これは実は連休中のヒアリングの中で一番出たものです。

例えば、子会社の社員が親会社の社員にセクハラを受けたときには、やはり子会社の利益を考えたときには、本来窓口はあるんだけれども、そこできちつとした機能が果たされないとか、また、そもそも、何度も申し上げていますが、セクハラ自体を御理解いただいていないとか、そん

なことを踏まえると、総合的に見直して、今回は例えば民間と公務員の間にあったことが、やはりきちつと、つき間事案のような形になって解決ができてしまったとか、そういうものもあるの、さまたまなヒアリングの中で得た問題を解決できるよう取り組んでいきたいと思ひます。

○玉城委員 終わります。ありがとうございます。

○山際委員長 次に、稲富修二君。

○稲富委員 おはようございます。国民民主党の稲富でございます。

きょうは、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

きょうは、セクハラ問題、集中的審議ということでございますが、まずそのセクハラの問題と、後段には、大臣に来ていただいておりますので、寡婦控除について少し御質問を後段ではさせていただきます。大きくこの二本をさせていただきますと思ひます。

まず、このセクハラの問題については、先ほど来、各委員から御質問がございました。大事なことは、麻生大臣そして財務省の対応についての時系列でございます。資料をお配りさせていただいておりますが、これまでの経緯について若干振り返つてみたいと思ひます。

まず、資料の一枚目で、四月十二日にこの報道が週刊誌でされました。そして、十三日、こちら、先ほど官房長官からも何度も麻生大臣の発言は御紹介がありましたけれども、大臣は、事実だとするならば、それはセクハラという意味ではアウトだと非常に明確にここはおっしゃつております。

そして、二枚目に行つていただきました。四月十八日に、福田事務次官が、行為は認めない、しかし、職責を果たすのが困難であるので辞職を申し出るということで、認めないけれども仕事を遂行することが難しいのでやめるということになった。そして、翌十九日に、福田氏、再び疑惑については否定をされているということでございます。

す。

そして、三枚目の、二十七日に、財務省の福田このときは前事務次官について、財務省が減給二〇%六カ月の処分相当とする方針であるということ、そして、福田氏本人はセクハラを否定しているが、財務省はセクハラ行為があったと判断をされたということが時系列かと思ひます。

そこで、改めて、先ほども確認がありましたけれども、財務省としてはいつ福田前事務次官に対してセクハラの認定をしたのか、御答弁をお願いいたします。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

経緯は先ほど委員がおっしゃられたとおりでございます。

一つつけ足させていただきますと、大きな事由といたしまして、調査をさせていただかなければ、双方の認識が食い違っていたわけですから、食い違っていたといえますか、接点がなかったわけですから、片や認定しない、片やあったという、世間でもありますけれども、そういう状態だったわけですから、それがもし、そういうことがあったというふうに加害者とされる側が自認をすれば、相手方の所属、氏名といったことを問わずに処分ができたわけですから、それができなかったために、デュープロセスとして、事実認定をせざるを得ないということになりました。これは一般的なケースと全く同じです。

調査の手法についてはいろいろ御批判をいただきましたけれども、結果的には、十九日にテレビ局の方から、うちの社員が被害に遭った、間違いないという、抗議とあわせて記者会見がされました。ここから状況が全く展開をいたしまして、そこから事実認定をさせていただくべく、私どもの顧問弁護士と同テレビ局の顧問弁護士の間での水面下での対話、事実認定のための対話がなされました。

テレビ局さんの方では女性記者の人権を保護するために非常に慎重な姿勢をとられて、なかなか話合いが進みませんでしたけれども、ただ、少な

くとも、ある日にちに一定の場所で会った、そして、そこで会話をした、その結果として、女性が性的に非常に嫌な思いをしたというところまで、歩み寄りと言ったならなんですから、事実認識の共有が進みましたので、そこからさらに、私どもの調査は二十五日まで期限を切っておりましてけれども、ほかの情報ともあわせて、事実認識を極力進めた結果、二十七日に、セクハラがあったと判断して、処分をさかのぼって行ったというものです。

○稲富委員 ありがとうございます。

二十七日に事実認定をされたということでございます。

問題はそこからございまして、五月四日、麻生財務大臣、フイリピンでの記者会見で、処分の理由について、国会審議への影響はか、役所に対しての迷惑、品位を傷つけた、そういった意味で処分をさせていただいたと御発言がございまして、ここなんですよね。

処分が出る前にさまざまな過程があつて、そして処分があつた、その処分に基いて御発言ということであれば理解はできるんですが、処分があつた後に、また前に戻つて、品位を傷つけた、要するに、仕事がもうできなくなっているんで処分をしたという趣旨の発言に私は聞こえるということ、で、本当に、そういう意味では、財務省と大臣が処分内容について合意をしているのか、お互い理解をしているのかということに疑念があるわけでございます。

更に言うと、その後、先ほど来ありましたけれども、セクハラ罪という罪はない等々、御発言がございまして。

野田大臣にお伺いをしたいんですが、二十七日に一旦処分がされて、そして、その後、麻生財務大臣が、役所に対しての迷惑だから処分をしたという御発言があり、そういったことで、野田大臣としては、セクハラ認定をしたということ、そういう認識をされているかどうか、改めて伺います。

○野田国務大臣 お答えいたします。

今、財務省の官房長がする御説明をされました。セクハラと認定して、そして減給等をしたということ、で、そのとおりだと思います。

○稲富委員 そこで、次に、セクハラ罪はないという御発言について少し質問をいたします。

セクハラ行為は、内容によっては罪となるということがあるのではないかと考えますが、その点の見解を伺います。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。

法務当局といたしましては、御指摘の発言の内容あるいは趣旨については、報道以上に承知しているものではございません。

また、セクシュアルハラスメントという用語自体が多義的に使われておりますし、これに該当する行為にも多様なものがあると考えられますことから、セクハラ行為が罪となり得るのではないかとといった質問について一概にお答えすることは困難でございます。

そうした次第でございますので、あくまで一般論でございますけれども、お尋ねのセクハラ行為というのが何らかの罪に当たり得るかという点は、そうした行為が何らかの罪の構成要件に該当するかどうかなどの観点から個別に判断されるということになると考えております。

○稲富委員 なかなか一般論ではお答えしにくいと思いますが。

例えばですけれども、セクハラ被害者に対して、不特定多数の方がいる前で身体的特徴に関するセクハラ発言をした場合、そして被害者の女性の人格否定、あるいは名誉を傷つけるような場合、そのような場合は罪が成立する可能性はございますか。いかがですか。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。

犯罪の成否は、あくまで捜査機関により収集された証拠に基づき個別具体的に判断されるべき事柄でございますので、その点のお答えは差し控えます。

ただ、今、名誉毀損に当たるのではないかと

いったお尋ねもございましたけれども、あくまで一般論として申し上げれば、名誉毀損罪という罪は、公然と事実を摘示して人の名誉を毀損した場合に成立するものと承知をしております。

○稲富委員 今、個別具体的にやないというお話がございました。今の私が挙げた事例でいきますと、名誉を毀損する、あるいは面前で侮辱をする、そういった類のときはやはり侮辱あるいは名誉毀損という罪が当たり得る、もちろん必ずそうなるというわけではありませんが、そういう可能性はやはりあり得ると思ひます。

あと、例えば、セクハラ被害者に対して身体的な特徴に関してセクハラ発言を繰り返して、被害者の方が心理的な傷害を負うという場面もあり得るわけでございます。そういった場合、今申し上げたような場合は罪が成立し得るかどうかなんてことは、いかがでしょうか。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。

繰り返しになりました恐縮でございますが、今挙げられた犯罪の成否というのは、あくまで捜査機関により収集された証拠に基づき個別具体的に判断されるべき事柄でありまして、仮定のお尋ねに基づいてお答えすることは差し控えさせていただきます。

今挙げられた、公然と事実を摘示して人の名誉を毀損した場合には一般論としては名誉毀損罪が成立し得ますし、また、これも一般論でございますが、その事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した場合に侮辱罪が成立し得るというものと承知をしております。

○稲富委員 ありがとうございます。

一般論としてそういうことが成立し得るということでございます。要するに、内容によってはやはり罪になり得るということかと思ひます。

そしてまた、大臣からこういう発言もございました。先ほど玉城委員から御指摘があった件ですけれども、罪としてはいわゆる親告罪という発言がございました。

改めてお伺いをいたします。性的自由を保護法

益とする罪について、親告罪というものはあるかどうか、お答えをお願いします。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。
まず、先ほど引かれた御発言の内容や趣旨については、法務省としては、報道以上に承知していないものでございます。

その上で、これもあくまで一般論としてお答えいたしますと、刑法に規定をされている罪の中で、今御指摘の性的自由を保護法益とすると解されているものとしては、例えば強制性交等罪ですとか強制わいせつ罪等があり、その中にはもとと親告罪とされていたものが含まれておりますが、昨年の刑法改正以降は、いずれも親告罪とはされていないものでございます。

○稲富委員 ありがとうございます。

今おっしゃっていたように、昨年、刑法改正によつて今おっしゃっていた罪は親告罪ではなくなったということ、今御説明をいただきました。

そこで、改めて野田大臣にお伺いをいたします。

麻生大臣、セクハラ罪という罪はないと。もちろん、その名前はない。しかし、先ほど申し上げたように、形、内容によってはあり得る、あるいは、罪としてはいわゆる親告罪というのは、明らかに誤った私認識であると思います。

これら誤った発言に対して大臣としてどのようにお考えなのか、見解を伺います。

○野田国務大臣 お答えいたします。

繰り返しになりますが、麻生大臣から直接そのような言葉を聞いたことはございませんので、麻生大臣のその言葉の真意というのは、やはり直接御本人に御確認をいただければと思っております。

ただ、一連のこの話の中でセクハラ罪という言葉が出てきましたが、実は、連休中ずっと被害者の側の人たちのヒアリングをしてきた中でその言葉が出てきました。つまり、刑事罰が伴わないので社会的にスルーされてしまっているから、やは

りそういう検討もどうかという話があつて、期せずして麻生大臣からも、刑事罰を伴わないという意味で合致しているのかなというふうに思つたわけですが。

先ほど官房長のやりとりを聞いていて明らかになったのは、まず法律ありきという議論ではないと思ひます。やはり今回、本来ならば被害者がその所属している企業に対して申入れをして、そこで本来は会社がしっかりと相手側に話さなければならなかった。それを怠つたことによつての大変な混乱があつたということを踏まえれば、今の制度をもう一回見直して、しっかりとそれぞれ、民間そして公務員もそうですけど、イロハのイから学び直してやつていくことが大事で、決して法律をつくることを排除はしませんけれども、それありきではないと思ひます。

○稲富委員 ありがとうございます。

今おっしゃつたように、ありきではないという御発言、全くそうだと改めて聞かせていただきました。

あと、大臣がこの間の質疑の中でおっしゃつていただいたように、まず、その対処については非常に違和感があるということ、四月十七日の時点で、会見でおっしゃつておりました。調査手法について違和感がある、セクハラ被害者は家族にも相談できないのが現実だということで、そのことを御指摘になつて、四月二十七日に、財務省としては調査を打ち切る方針を発表されました。

改めて、この間の、週刊誌に報道され、そして調査があり、そして四月二十七日に調査が打ち切られ、全体として、この調査手法として調査そのものについてどう総括をするのかということ、これは一つやはり大事な点だと思ふんですが、大臣の見解を伺います。

○野田国務大臣 まず、民間企業は、厚生労働省の男女雇用機会均等法のもとでセクシュアルハラメントの防止に向けた、禁止に向けたルールづくりはできている。そして、国家公務員は、人事院の規則によつて、それがいけないことだとい

ことを研修なり又はそういうことに取り組んでいく。

しかし、今回の場合は、職場というのが、本来、外の人との関係性も職場であつたんですけれども、やはり認識が甘くて、自分のところの職場内の出来事というような認識があつたことで、すき間事案になつてしまつたこと。

そして二つ目は、本来ならば、セクハラを受けた被害者というのは弱者ですから、それを守らる。民間企業であれば、事業主がその人を守るといふか、被害救済のために相手方に対して物を言わなければならなかつたけれども、それができていなかった。財務省の方も、本来ならば、被害者に直に調査を依頼するのではなく、その組織に對してやはりやりとりをするべきではなかつたのかなと。

そういうことがやはりいろいろな意味で混同してしまつたことに、今回いろいろな問題が発生してしまつたことを痛感しているところでです。

○稲富委員 ありがとうございます。

また、これまでの点の、今御指摘いただいたような課題とともに、これからがより大事であるといふことで、大臣がこの間、連休中にもいろいろ取組をされたという御報告がありました。

改めて、簡潔に結構なんですが、これからの取組について、大臣の決意をお伺いしたいと思ひます。

○野田国務大臣 まず、五月中にそれぞれの関係の人たちとのテーブルを持つて、そして、これらの改善策、再発防止策についてさまざまな御意見をいただきたいと思います。

○稲富委員 ありがとうございます。ぜひお取組をしていただければと思ひます。

次、二つ目のテーマについて御質問をさせていただきます。資料の四枚目でございます。寡婦控除につい

て、これは税制の場面でもいろいろな議論がされてきたものと思ひますが、改めて女性活躍促進という意味からも考えなければいけないテーマではないかという立場から、少しきょうは質疑をさせていただきます。

非婚の母については寡婦控除が適用されないという制度になつていてということについてですが、改めて、この寡婦控除という制度そのものについて、簡潔に結構ですが、御説明をお願いいたします。

○武川政府参考人 お答えいたします。

税法でございますけれども、寡婦控除につきましては、民法上の婚姻関係があつた夫と死別又は離婚した場合が適用対象となつていてものと承知しております。したがつて、婚姻せずに母となつた者は適用対象外であるというふうに承知しているところでございます。

○稲富委員 税制上、寡婦控除を受けるための要件、ごめんなさい、ここまで細かく私も通告をしております。でも、寡婦控除を受けるための要件について、簡潔に結構ですので、お伺いをいたします。

○武川政府参考人 まず、寡婦とはということなんですけれども、夫と死別し、若しくは離婚した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方で、扶養親族がいる方又は生計を一にする子がいる方でございます。この場合、子は、総所得金額などが三十八万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となつていない方に限られる。

それから、もう一つ要件がございます。夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の方で、合計所得金額が五百万円以下の方でございます。この場合は扶養親族などの要件はない。

この一つ目、二つ目のいずれかに当たる人といふことでございます。

○稲富委員 どうもありがとうございます。御答弁をいただきました。この場合は所得制限があ

る、若しくは夫と死別又は離婚で扶養親族を有する者に対してその対象になる、さらに、子がいる場合は特別加算が加わるという制度であるということかと思ひます。

この寡婦控除は、そもそも昭和二十六年に創設をされました。一九五一年ですので、戦後間もないころかと思ひます。そのころで、恐らく、戦地に行った御主人が亡くなられたという事例がたくさんあったのかと想像いたします。そして、その後、一九八九年、平成元年に、今、子の場合の特別加算八万円が加わったということでございまして、戦後間もないころから一九八九年、平成元年にかけて、さまざまな制度改正をして対象拡大を続けて今の制度に至っているということでございます。

そこで、ただし、先ほど冒頭御答弁いただきましたように、例えばシングルマザーの場合は、御主人がいらずに一人という方々の方ではなく、死別した場合や離婚した場合に限られていて、非婚の母に関しては対象外であるということ。これに対してはさまざまなそれを拡大して非婚の母に対しても寡婦控除を適用すべきだという方、いや、それはすべきではないという方、議論があると思ひますが、改めて、その賛否の議論について、どのような議論があるか、御説明をお願いいたします。

○武川政府参考人 ちよつと御通告を受けておらない質問ではございませうけれども、議論としては、非婚、いわゆる未婚の母といひますか、であつても、例えばお子さんがいて母子家庭である、そして非常にその母子家庭は所得が低い、困難な状況にあるということに関しては同様の状況にあるのではないかと、そういう御意見があつて、改正を望む声があるということを知承しております。

○稲富委員 ありがとうございます。

ここまで細かく通告できておらず、失礼しました。ここは、寡婦控除に関して、非婚の母に対して

どうするかというさまざまな議論がある中で、今申し上げているのは、例えば、所得税、地方税に關して所得控除が受けられるだけではなくて、やはりその所得に応じて公共サービスにはね返ってくる部分がございします。保育料あるいは公営住宅の家賃なども所得に応じて利用料金が決まる場合もあるということで、地方自治体によつてはみなし適用をされて、本来であれば寡婦控除の対象でない非婚の母に対して、シングルマザーに對しての適用、みなしをしてその控除をしていくという取組もあるところもあるということ。それに對しては、やはり家族の価値観がかなり影響するということからどうしても反対である、それは非婚の家族を促進することになるので反対であるという御意見もあると承知しております。

そこで、大臣、これは細かい話はおいておいて、もちろん、時代によつて家族のあり方も変わり、そして、それとともに、先ほど申し上げてきたように、税制のあり方も変わつてきております。今、こういう社会の中で、経済格差が広がる中、かなり、シングルマザーといつても、特に非婚の母の場合は所得の低いという傾向が、データが出ておる中で、その方々に対してどういう、寡婦控除を適用すべきかどうかという議論はあるものの、私は、やはり適用していく方向に進むべきではないかと思つてゐるんです。

というのは、所得税は、あくまで担税力に、その人の所得に応じて、担税力に求め、そして課税をしていくということからすると、消費税とは違ふ。家庭の成り立ちではなく、あくまで所得が低い人には低い所得税を、そして高い人には税をかけるというのが基本的な考え方とするなら、これはやはり、その家庭の置かれてゐる状況を考えて、拡大をすることも考慮していくべきじゃないか、積極的に考えていくべきじゃないか。それは女性の活躍という観点からもそうではないかと思ひますが、大臣の見解を伺いたいと思ひます。

○野田国務大臣 お答えいたします。

私がこの政治の仕事に携はるようになって三十二年目になりますけれども、御指導いただいていたのは、寡婦の団体の皆さんでありまして、その方たちとの触れ合いの中で、今御指摘のとおり、昭和二十六年、戦後直後にできたこの制度というのは、間違ひなく、戦争で御主人を亡くされた女性のために、支えになるようにということとでスタートされました。ですから、ずっと主流は、戦争で夫を亡くされた女性たちがリーダーとなつて頑張つてきて、時代を経ると、今度は戦争でなくて死別された方も当然ふえてきてまして、その方たちも、亡くなつたということで、拡大されるところが今度、離婚された方が入るときには相

当もめしました。それは、私の記憶が正しければ、そういう、亡くして苦労しているから、当時の言い方では、自分の意思で別れたんだからというようない方々をされて、なかなか仲間入りすることは難しかったことを記憶してゐます。ただ、そうはいつても、お互い苦しいのだから支え合おうということ、そこで、そこまで拡大されたんだと思ひます。

現状は、安倍政権のもとで女性活躍、さらには国難の一つとして少子化が挙げられる中、子供の出自がどうであれ、やはり子供たちを健やかに育てていくための一つの流れとして、非婚であつてもその子供には罪は全くないわけで、しっかりと経済的に支えていくという流れは、私個人としてはそういう潮流になつてゐるんだらうと思ひます。

実際に、平成三十年度与党税制改正大綱においても、「婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する税制上の対応について、児童扶養手当の支給に当たつて事実婚状態でないことを確認する制度等も参考にしつつ、平成三十一年度税制改正において検討し、結論を得る。」というふうにされてゐますので、これを踏まえて検討が進められると私は信じております。

○稲富委員 ありがとうございます。

このデータでいうと、二〇一六年でいうと、母子世帯になつた理由の中で、非婚は八・七％。約一割弱は非婚で母子世帯になつてゐるということ、大臣さつきおっしゃつたように、時代によつてシングルである家庭が生まれる原因というのが変わつてくる中でいうと、今徐々にやはりふえてきてゐるのは間違ひないということ、そして子供の貧困という問題も同時に起こつてゐるということから、この問題は、単に女性だけでなく、そのお子さんのことも考えたときに、やはり進めるべきではないかと思ひます。

大臣はそういう前向きな答弁をいただきましたけれども、なかなか、これはいろいろな御意見があることは承知しております。ぜひもう一度、これを拡大する方向に進める決意を大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○野田国務大臣 私は今、安倍政権の一員として女性活躍を担当してゐますが、安倍総理そのものがこの政権を女性活躍の政権と位置づけておりますので、総理ともどもしっかりと取り組んでいきたいと思ひます。

○稲富委員 どうもありがとうございます。

○山際委員長 次に、泉田裕彦君。

○泉田委員 自由民主党の泉田裕彦です。

本日は、防災対策についてお尋ねをさせていただきます。

先日、ハワイ島でキラウエア火山の噴火がございました。住宅地に溶岩が迫るというような状況でございます。

我が国においても、火山噴火、小さいものから大きいものまで頻発してゐるという状況でございます。また、東日本大震災以降でも、熊本地震、また豪雨、豪雪、土砂崩れと、次々に災害が頻発をしてゐるという現状であります。

災害列島日本におきまして、国民の生命、安全、財産を守つていくことはまさに内閣の最重要課題の一つである、こういうふうに認識をいたしております。

そしてまた、災害は、一回起きると、一つのセ

クシオン、防災担当だけで済みません。福祉、教育、産業、農業、あらゆる分野の関係セクションを統合して対応しないと、対応がうまくいかない。被災者に、そして社会に、大変大きな影響を及ぼすという事象でございます。ふだんからの備えが極めて重要でありまして、本日は、内閣の総合的な認識として現状の取組についてお伺いをさせていただきますと思います。

まず最初に、現在、我が国でも大規模災害が想定をされております。法律で想定をしているという災害もあるわけでございますが、特に、命を守るといふ観点でいいますと、避難者がどの程度発生をするのかということも重要なポイントでございます。

まず、我が国で想定される大規模災害において、この避難者数等を含めてどのように認識をされているのか、お尋ねをしたいと思います。

○伊丹政府参考人 お答えいたします。

大規模災害についてのお尋ねでございますが、例えば、南海トラフ地震及び首都直下地震の避難者数の想定につきましては、東日本大震災を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震、津波を想定いたしまして、それぞれの地震の対策について検討するため、中央防災会議のもとに設置したワーキンググループにおきまして、平成二十五年に、各種対策の前提となる被害想定の一環として算出されております。その算出に当たっては、地震発生の季節、時間帯、発生時の風速、経過時間等、被害規模に影響を及ぼすと考えられる要素を踏まえたものとなっているところでございます。

それらの数値を具体的に申し上げますと、南海トラフ地震については最大で約九百五十万人の避難者が発生すると想定されているとともに、首都直下地震については最大で約七百二十万人の避難者が発生すると想定されております。

○泉田委員 ありがとうございます。

災害は忘れたころにやってくるというのは昔の話で、いつやってくるかわからないという現状の

中で、数百万人単位の避難者、これが発生をし得るといふ想定でございます。

そこで、お尋ねしたいんですが、これまでの災害の対応の経験に照らしまして、現在、この災害対応、どの程度進捗しているのか、自己評価をするところのように認識されているのか、お尋ねをしたいと思ひます。

○山下(雄)大臣政務官 お答えいたします。

泉田委員におかれましては、知事を御経験された本場に重みのある視点から御質問いただき、まことにありがとうございます。

南海トラフ地震におきましては平成二十六年三月、四年前に、そして首都直下地震については平成二十七年三月、三年前に、それぞれ地震対策に対する基本計画を策定したところであります。これらの基本計画では、数値目標を含めた具体的な防災対策の施策を盛り込んでおりまして、例えば南海トラフ地震におきましては、関係省庁と連携し、住宅の耐震化や津波ハザードマップの作成支援などの防災対策を進めているところであります。

施策の進捗状況を把握していくことは非常に重要だと考えておりまして、南海トラフ地震におきましては、十年間を目標とする基本計画の中間年に今年度が当たるわけでありまして、今年度において、進捗状況の把握に取り組むことにいたしております。

引き続き、政府一丸となって防災対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

○泉田委員 ありがとうございます。

実際、南海トラフにおきましては、三十メートルを超える津波が来るということで、どこに避難したらいいのかと。住宅の近くにポートでも用意しておいて、そこに逃げ込もうかとか、さまざまなかとも検討されております。ぜひとも、想定される大規模災害に、住民の皆さんが安心できるような対策を着実に進めていかれるようお願いを申し上げます。

そして次に、災害は一度たりとも同じ顔をして

いないというふうに言われております。特に東日本大震災では、単独の災害ではなく原発事故、これが同時に発生した複合災害ということになりました。東日本大震災における原発事故に伴う原子力防災、この問題点等の検証、どの程度進捗をしていると認識をされているか、更田委員長にお伺いをしたいと思います。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

先生の御質問にもありましたように、原子力発電所の事故で考えられるケースのかなり多くの部分というのは自然災害とともにやってくる。むしろ、自然災害が引き金となって起きる原子力発電所の事故というのは、繰り返しますけれども、事故の中の多くの部分を占めると思っていますので、原子力災害において自然災害との重畳を考えることは極めて重要であると考えております。

東京電力福島第一原子力発電所事故におきましては、東京電力福島第一原子力発電所外での災害対策に関しては、国会、政府、民間、それから、さまざまな国際機関、各国の規制当局などによって、幅広く検証がなされたものと認識をしております。

原子力規制委員会は、これらの検証に基づいて、また、IAEAの安全基準など国際的な知見を踏まえて、平成二十四年十月に原子力災害対策指針を策定したところでございます。

しかしながら、原子力災害対策指針は、最新の知見を常に積極的に取り入れる、近年におきまして、欧州では各国間で国境をまたぐ防災対策等々についても新たな検討がなされており、災害対策指針は、こういった最新の国際的な議論、それから検証等を踏まえて、常に改善を図っていくという所存でございます。

○泉田委員 ありがとうございます。

今のお話を総括させていただくと、新たな知見を盛り込んでいく、そして、今後も対応されていくということですので、ぜひお願いしたいと思いますが、福島の教訓というのは、この原子力防災において既に全て反映したとお考えかどうか、改めてお伺いします。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

福島の教訓は、既に先生の御質問の中にありましたように、同じ事故は一度と起きない、したがって、東京電力福島第一原子力発電所事故と同じ事故が同じ場所で起きた対策をとるのでは不十分だと考えています。発電所の設置位置によって災害対策は柔軟な対応が求められるでしょうし、また、同じ事故に備えることに徹するというのは、一種の、ある意味での安全神話の一つであって、福島第一原子力発電所の事故とは著しく異なる進展を見せるような事故に対しても対策をすることが必要であろうと思っております。

そういった意味で、お尋ねにありました東京電力福島第一原子力発電所事故の際に個別具体的に見られた反省点に関しては、手を打ったと考えております。しかしながら、繰り返しますけれども、同じ事故が二度起きるわけではなくて、事故は常に想定外のもので起きますので、これらに向けた対応は、常に最新の議論等を踏まえて改善を図っていくべきであろうと考えております。

○泉田委員 ありがとうございます。

福島の事故の対応は終わったというお話だっただけで、私は、欠陥があるというふうには思っています。具体的にこれから質問をさせていただきます。

まず、災害、特に地震との複合災害の場合、世界最大の原子力発電所、柏崎刈羽原発を念頭にお尋ねをしたいと思います。地震が起きるとどの程度の避難者が発生すると認識をされているのでしょうか。

○山本政府参考人 地震によりまず被害を一概に申し上げるのは非常に難しいと思ひますけれども、過去の例で、平成十九年に発生いたしました中越沖地震、このときは、避難を余儀なくされた方はピーク時には一万二千人だというふうに承知しております。さらに、平成十六年に発生をいたしました中越地震におきましては、同様に、避難を余儀なくされた方はピーク時には十万三千人発生したというふうに承知しているところでござい

ます。

○泉田委員 ありがとうございます。

柏崎刈羽原発三十キロ圏内に約四十四万人の方が、屋内退避指示を受ける立場で生活をされておられます。そのうち、実際に中越沖地震で万人単位の人の避難が生じたということがあります。そして、この方々が安心をして生活できる環境かどうかということについて、政府の対策、これで十分だという認識が持たれていないというのが現状だと思います。

地震が起きると何が起きるかといいますと、ライフラインが途絶えます。電気、ガス、水道、それから通信も途絶えるというケースが多々あります。ライフラインが途絶えると炊飯ができなくなるということで、屋内にとどまることが極めて難しい状況というのが生じます。

五時間や十時間であれば、うちの中でじっとしているのは可能なんですけれども、柏崎刈羽原発、七基あって、仮に福島と同じペースで三日に一度爆発をするというようなことになると、三、七、二十一日間、屋内退避をするというようなことにもなりかねないわけでありまして、この間の食料確保をどうするのか。

そしてまた、地震が起きると余震が続きます。そうすると、うちの中にいらなくて屋外に退避をするという事態が起きるわけです。

熊本地震においても、これは本震が後から来たというところで、大変エポックメイキングな事柄が起きましたが、公共団体等からは屋内退避のお願いをした後に本震が来て、結局、屋内にいたことによって亡くなられるという人も発生をしているということになります。

地震との複合災害で、五キロから三十キロ圏内において屋内退避を求めるというのは、不可能を求めるというようなことにもなりかねないという現状があるわけでありまして。

そこで、お尋ねしたいんですが、地震と原子力災害、これは、複合災害が発生した場合、五キロから三十キロ圏内において屋内退避を求める現行

指針は十分機能すると考えておられるのかどうか。

特に、もう一つよく言われるのが、即時退避区域、五キロ圏内。五キロ圏内の方がほとんど避難されていくのに、六キロにいる人が屋内にとどまることができなくなるかという指摘もなされております。

現行指針の妥当性についてどのようにお考えなのか、原子力規制委員会の認識をお尋ねしたいと思います。

○更田政府特別補佐人 答えをいたします。

まず、東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴う災害対策で非常に大きな教訓とすべきことの一つが、近隣住民の方々の健康被害は、無理な避難行動、計画されていなかった、あらかじめ十分な準備がされておらず、また無理な避難行動に伴って、既にお体のぐあいを悪くされていた方々が命を失われた。これは国際機関の報告書にも記されておりますけれども、放射線の被害で、直接的な影響で健康被害を受けた方がおられるわけではなくて、むしろ避難行動が、そのいわば副作用によって人の命を奪ってしまった、これが非常に大きな教訓であろうと思っております。

したがって、避難行動を考えるときには、急がず、慌てず、あらかじめ定められた計画にできるだけのつとめた形で避難行動をとっていただくということ、これは周知も含めてですけれども、大変重要であろうと思っております。

先生の御質問にもありましたように、五キロ圏内の方々が移動されているのを目の当たりにして、五キロ圏外の方々が屋内にとどまっていられるかどうか。

これは、先生御承知のように、シャドーエバキュエーションという、自発的なといいますか、そういった方の移動が大きな混乱をもたらすという点も、これは災害対策をとる上での大きな課題であることは事実です。災害対策を考えるときに、一定程度の方々がどうしても計画に沿わない

避難行動をとってしまうであろうことはあらかじめ想定をしておかなければいけないというふうに考えております。

その上で、災害対策が機能する、しないでありませけれども、これは、どのような対策も、どういった想定を考えるかによります。

非常に厳しい想定、先生がおっしゃったような、七基が三日ごとに爆発を繰り返すというような想定をとったときに、災害対策がどこまで機能するか、しないか。これは、その災害対策が果たせる役割というのは極めて限定されるものにならざるを得ないだろうと考えます。

したがって、対策を考えるときには、どうしても、幾つかの想定に基づいて、さらには、ここはどうしても、最大限のものというよりも、あり得べき、より確からしい想定に基づいた対策をまずきちんとすることが肝要だろうと考えています。

それから、屋内退避の限界ですけれども、これも東日本大震災のときに、原子力災害だけにかかわらず、大きな教訓を得たと思っております。屋内退避が長時間にわたって不可能なことは、私も屋内退避をしておりましてので経験しておりますけれども、屋内退避の時間に限界があることは先生の御指摘のとおりだと思います。

○泉田委員 質問の趣旨とちよつと違うところまでお答えをいただいておりますので、事前に通告した質問、これは順番を入れかえる形で質問をさせていただきますと思います。

今委員長が言われたように、屋内退避に限界があると。選択肢を与えるべきではないか。例えば、一つの部屋で簡易フィルターを設置した中で、動けない人はその中でいいよという選択肢を与える。若しくは、車で移動するという選択肢を持たない人は、防護服とマスク、さらに訓練もした上で、移動するという選択肢があつてもいい。遠くに行けない方は、小学校区単位に気密性を持ったシェルター化をした避難所を設置する中で、そこに避難をしていただく等々の選択肢を

与えるべきではないか。一律に五から三十キロ圏を屋内退避としている指針というのは、まさに現場の感覚と乖離をしているということを指摘せざるを得ないというふうに思います。

そしてまた、体が不自由な方、病院におられた方が、自衛隊員が運転する通常のバスで避難することによって多くの犠牲者を出したという現実。これをどう対応するかという点でいえば、福祉車両若しくは救急車等を確保する必要があるかと思ひます。この福祉車両、救急車、実際に手配すると、手配が極めて難しいという現実があります。台数が少ない、人数が少ないということに加えて、本人同意をとっていないという現実があるわけです。

米国の例でいえば、サイトに何かトラブルがあった場合は、あらかじめ、放射線防護の教育を受けた人が、私、行きますと言つてサインをした上で、リストができています。一方、日本の場合は、原子力発電所で事故が起きてから、東電の購買の方が、これから外に買ひ物に行きますけれども何か買つてほしいものはありますかとといったアナウンスをするような対応をしている。

現在できています防災計画というのは、せめて世界的にされているような、福祉車両、救急車、いざとなつたら行きますと、必要な台数を把握して、名簿化をして、あらかじめサインをしておくというようなことをしていなければ、福島とまた同じことが起きるのではないかと。

こういう懸念を持っているわけですが、更田委員長、先ほど福島県の教訓は踏まえて対応したとおっしゃっていますけれども、このあたりはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○山本政府参考人 まず、個別のお話を申し上げますけれども、先生御指摘のとおり、原子力災害時におきまして、要支援者の方、この方々の避難が円滑に行えるよう、福祉車両を始めとした適切な移動手段あるいは避難先を確保するということが極めて重要でございます。

それで、現在、柏崎刈羽地域についてもこう

いった観点からの検討を進めているところでございますけれども、まずは、関係自治体と連携しながら、福祉車両を必要とする要支援者の人数は一体どれくらいおられるのかというところを調査をして、その上で、必要台数をはじき、そしてそれをどのようにして確保していくのか、その運転手の方も含めてでありますけれども、そういう調査あるいは検討を進めていくことにしているところでございます。

したがって、私も内閣府としては、関係の自治体、柏崎刈羽の場合は新潟県を始めとした関係の自治体になりますけれども、しっかりと連携を図りながら、要支援者の対応を含む避難計画の具体化に向けてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

非常に多くの点について御質問いただきましたけれども、ポイントを絞ってお答えをさせていただきますと思います。

一つは、御指摘のありました選取肢を与えるという点について、これはよしあしがあるかどうかと思っております。

一つには、例えば、例として挙げられました、要支援者の方が無理に移動せずに、例えばその区域に対して避難のお願いが出ている場合であっても、一定の機能を備えた建屋の中にとどまるというの、これは十分賢明な判断であろうと思えます。一方で、その方に付き添う方の防護をどう考えるかというの、これは一つの課題ではあるうと思っております。

ただ、多くの点におきましては、いたずらに選取肢の多い計画を立ててしまうこと、あるいは緊急事態が発生してから何か判断をしなければならぬような防災計画を立ててしまうことは、これは戒めるべきであって、多くの副作用を生んでしまふものというふうに考えております。

○泉田委員 物資の輸送についても確認をさせていただきますが、新潟県においても、三月十一日、東日本大震災の当日、四時半ぐらいに

は、福島原発の二次冷却水の循環系が破壊をされたという情報を得ておりました。これはどうやって冷やすんだと素人でも心配をしたところでございます。

その後、福島県からSOSが参りました。モニタリングポストが稼働しないので新潟県さんの機材と職員を貸してほしい、こういうSOSでありました。

しかし、使用者としての知事というのは、これは大変重い決断を迫られるわけです。モニタリングポストが機能していないところに職員を送るということは、どれだけの線量が出ているかわからないところに送るということで、大量被曝の懸念もある中で職員派遣を決定せざるを得なかったという状況でありました。

これは、地方公務員の場合は労働安全衛生法が適用になります。国家公務員が人事院規則で規定されているのは異なる、民間と全く同じ規定が適用されるということになります。

屋内退避指示が出ているところに、この職員の安全確保は、誰がどの責任を持つてやるのか。これは、トラック、バスの事業者も同じです。本人が行くかどうかという課題のほかに、使用者が、自分の職員、従業者を安心して、ちゃんと法令に基づいて対応するように指示ができるかどうかと迷うわけです。

実際、私も、新潟県から水と食料を持っていくから、また短時間で交代をするから、そして、放射線防護の知識のある人、行ってもいいよという人がいたら手を挙げてくれということ、志願を募るという方法でしか対応できませんでした。なぜ、そうなるのか。これは、法制度に少し無理があるから。ちゃんとした整備がされていないから。

原子力規制委員会においては、この原子力利用の安全の確保のために必要な事項について勧告権を持つているわけでありまして。こういう現場が困っている事象について、福島事故のときに対応できなかったことについては、やはりしっかりと

した対応をしていく必要があるのではないか。既に対応は終わっていますというの認識が甘いと思いますので、この点も含めて、改めて御所見を頂戴したいと思います。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

モニタリングポストの故障、これは例としてお挙げになっただけだと思いますけれども、これ以外に、いわゆる放射線による影響を考えなければならぬ地域に人を送らざるを得ないといった場合、これは、こういったものに従事される方々の安全確保に関して、雇用者ですとか自治体との関係というのは、当事者間の雇用関係であるとか労働安全の観点も含めて整理されるべきものと考えております。

なお、自治体と民間事業者との原子力災害時の協力に係る協定等において定めておくべき内容を広くあらかじめ検討をしております、全国知事会の御提言を踏まえた原子力災害対策関係府省会議において、民間事業者の協力等に関しても報告書を整えておられるところであります。

安全確保に係る防護装備の例示等も、これは検討を進めて、既に示しているところであります。

○泉田委員 ありがとうございます。

これは、業界団体と協定を結んでも、直接、使用者と被使用者の間で何らかの権利義務関係が生じるわけではございません。ぜひお願いしたいのは、先ほど委員長も言われたように、事故が起きてから誰がどうするのか改めて考えるのではなく、計画の中に、万が一のときに福祉車両は誰が運転するのか、そしてまた、トラック、バスは誰が運転するのか、いざというときどうするのかというの、ちゃんと計画を立てておく、これは世界標準だと思います。これをぜひやっていただきたいと思えますので、お願いを申し上げます。

そして、福島県の検証という点で、もう一つお伺いしたいんですが、三月十一日、夜の八時五十分です、避難指示を最初に出したのは国ではありませんでした。福島県が最初に避難指示を出すということになりました。国の方が一歩おくれると

いう対応です。

先ほど冒頭に申し上げたとおり、私自身はもう四時半に、問題が生じているというのを認識していたわけですから、八時五十分でも遅いんだと思います、本当を言えば。

なぜこのようなことになったのか、そして今後どう対応するのかという点について、御見解を伺いたいと思います。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

まず、これは米国を中心としますけれども、事故に至る、事故といいますが、実際の放射性物質の放出に至る前に、プラントの状態であるとかプラントが置かれている状態をもって、災害対策に対する引き金を引く。先生は御承知だと思いますけれども、EALといった仕組みによって早く災害対策の引き金を引けるような仕組み、これは東京電力福島第一原子力発電所事故以前から米国等では議論もされていまして、適用もされていまして、IAEAでも議論をされていた。当時の原子力安全委員会の中ですら、こういったものに関しては、中間報告に至るような検討までなされていた。

しかしながら、それが実行に移されていなかった。そのために国の判断は極めておくれましたし、一言で申し上げて、自治体の判断よりも国の判断がおくれたというの、これは大きく反省すべき点の一つであつたらうと考えております。

したがって、東京電力福島第一原子力発電所事故の場合、打つ手もおくれたのも事実でありますし、また、計画が整えられていなかったことに伴う混乱というの、あつたものと認識をしております。

○泉田委員 ありがとうございます。

ぜひとも、この福島県の教訓、世界でもまれな原発震災ということだと思えます。これは、関係者の調整が難しいからといって臭い物にふたをするのではなく、しっかりと向き合った上で、住民の皆さんがなるほどと安心できるような計画、それをつくるために、やはり指針は直した方が私はいい

と思います。ぜひとも、この辺の取組、しっかりとやっていただきたいと思ひます。

もうそろそろ時間だと思ひますので指摘だけにさせていただきますけれども、米国においては、二〇〇一年の同時多発テロで、テロ対策、全電源喪失しても放射性物質をまき散らさないようにという規定、B5bというのを入れました。何と電力会社に、それを、日本においては求めるということをしなかつた。なぜそうなのかということもぜひ検証して対応していただくことが必要だと思ひます。

沃素剤についても、チェルノブイリ事故のときには、ポーランド国民には配付をされました。そしてまた、ポーランドにおいては、甲状腺がんの増加というのは見られないという報告になっています。一方、ベラルーシとウクライナでは増加したという報告になっているという現実もあります。

さらに、安定沃素剤については、福島県立医大のお医者様とかスタッフと、御家族にもというふうに伺っていますが、実際、専門家は服用しています。住民には配られませんでした。そしてまた、東電関係者にも配られたという指摘があるんですけれども、残念ながら住民には届いていない。

こういったところの検証もぜひ必要だと思ひますので、なぜそういうことが生じたのかということも検証の上、対応するというのを求めて、質問を終わらせていただきます。

○山際委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時三十九分休憩

午後一時開議

○山際委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法

律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官原邦彰君、内閣府民間資金等活用事業推進室室長石崎和志君、内閣府地方創生推進事務局審議官村上敬光君、総務省大臣官房審議官篠原俊博君、総務省大臣官房審議官大西淳也君、財務省理財局次長市川健太郎君、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官宇都宮啓君、農林水産省農村振興局整備部長奥田透君、国土交通省大臣官房審議官首藤祐司君、国土交通省大臣官房審議官桐真一君、国土交通省水管理・国土保全局下水道部長森岡泰裕君、国土交通省鉄道局長山上範芳君、国土交通省航空局航空ネットワーク部長久保田雅晴君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山際委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○山際委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。篠原豪君。

○篠原(豪)委員 よろしくお願ひします。
PFI、そしてコンセツションということで、法案審査ということで、どうぞよろしくお願ひをいたします。

我が国の経済社会活動は、政府や地方公共団体が高度成長期以降集中的に整備してきた約八百兆円に及ぶ社会資本のストックによつて支えられています。そして、今やその社会資本ストック自体が老朽化をし、今後、維持、更新の時期を迎え、そして、本来の性能を発揮するために、再整備と整理、統廃合などで多大なリソース動員を必要としてくるところに来ています。

まず、政府にお伺ひしたいのですが、政府がうたっている一三年に策定をされたインフラ長寿命化基本計画の概要と、今後に必要な社会資本整備の費用の概算、これを教えていただければと思います。

○首藤政府参考人 お答えいたします。

高度経済成長期以降に整備したインフラが、今後一斉に老朽化を始めてまいります。このため、メンテナンスサイクルを構築するとともに、トータルコストの削減、平準化を図りつつインフラの機能を適切に維持することは大変重要な課題であると考えております。

こうした中で、国土交通省におきましては、平成二十六年五月に策定いたしましたインフラ長寿命化計画に基づきまして、計画的な維持管理、更新に取り組みとともに、国土交通省の公共事業関係費の半分以上を防災、減災、老朽化対策等に重点化しているところでございます。

予防保全の考え方に基きまして計画的な維持管理を一層促進していくとともに、産学官民が一体となったインフラメンテナンス国民会議を通じて、メンテナンス産業の育成、活性化を図りながら、新技術の開発、社会実装や自治体支援を進めるなど、社会全体としての取組を加速させてまいりたいと考えております。

今お尋ねの費用でございますが、国土交通省所管のインフラの将来のメンテナンス費用につきまして、平成二十五年の社会資本整備審議会、交通整備審議会における審議の中で維持管理費と更新費の将来推計を行つております。この推計におきましては、国と地方合わせて、事業費ベースで、平成二十五年年度には三・六兆円でございますが、十年後には年間四・三兆円から五・一兆円程度になるものとしていただいております。

以上でございます。

○篠原(豪)委員 今おっしゃっていましたけれども、インフラの老朽化の現状、並びに三・一がやっていますというところになり、また、我が国は一斉に老朽化が進んで、他方で、アジア地域においてどんどんどんどんいろいろなインフラ整備がある中で、もちろん日本もしっかりやっていかなきゃいけないんだというふうなことは、まさにそうなんだというふうに私も思います。

ただ、他方、国や政府、地方公共団体は、既にいろいろな、ばらまき政策と呼ばれたものも失敗だと言われたものもあり、場当たり的な施策を繰り返して、事業見直しを不断にやっているかといえはそうでもなく、そして、将来世代に真にビジョンのある国づくり、地域づくりをやってきたかといえは、それは今の財政的な現状を見てみれば、実際には多額の財政赤字が積み上がつていて、もはや公的負債はそうしたニーズに、先ほど、十年後には四・三兆円から五・一兆円にふえるかもしれないという試算があるというふうにおっしゃっていましたが、これは毎年かかつていくわけでありまして、これは毎年かかつていくんだらうというふうに思ひます。そうなりまして、対応は本当にできるのかなというのが実情だと思ひます。

こころは、これまでの失敗も含めて真摯に反省をしながら次の計画をやつていかなきゃいけないと思ひますが、今、日本は公的資金が絶対的に不足していることを大前提として、今申し上げた新たな社会資本整備、大規模な更新への投資を行わなければいけないという課題が突きつけられている。

公共施設マネジメント白書みたいなものも、各自治体でもいろいろつくつています。ただ、これも、つくつて、つくつたんだけどその先をどうしていくかというものは、つくつたところで息切れしちゃつて、実際にはその先の計画が進んでいかないうようなことが起きているんだというふうに思ひます。白書はいいものができていくところの自治体も結構あるんですけど、その先が問題なんだというところがあります。やはりここは向き合つていかなきゃいけない。

そういった中で、私も地方自治体にいましたので、どんどんどんどんと高齢化して、後で少しお話ししますけれども、コンパクトシティをやろうというときに、実際には、ばらばらにいろいろなものを無計画につくつた結果、いろいろなところでインフラ更新が大変なことになっていく、そ

ういった現象がある。だから、それを本当に統廃合も含めてやっていかなければいけないというんですが、実際にはなかなかうまく進まないんですよ。議会の議決が必要だったり、いや、それはそうはいっても、これは何とか必要なんですよというところは言うんです。なので、なかなか難しいといった現象がある。

であるならばということだから、それと関係なくとも、こういったものに対応するために二十世紀末に我が国に導入されたのがPFIだったというふうに思います。このような困難な状況の打破を意図しているものだというふうに思っています。

そこで、策定から、一九九九年だったと思いますけれども、PFIの法制定以来もう二十年たちますので、ここまでどのぐらいの予算の削減効果となり、効果があつたのかということ一度教えていただければと思います。

○石崎政府参考人 平成十一年にPFI法が施行されて以降、平成二十八年度末までにPFI法に基づき実施方針が公表された事業の数、六百九件となつてございます。この六百九件で幾ら予算が削減されたかという効果にしましては、我々、算出してございません。

ただ、このPFI法が施行されてから平成二十七年までの間に実施方針を公表した五百二十七事業をもとに、平成二十八年に内閣府が調査を実施してございます。

これによりまして、事業者決定時のバリュー・フォー・マネー、事業効果が把握できた三百六十四事業におきまして、人口二十万人以上の公共団体では平均一九・四％、人口二十万人未満の公共団体では一六・二％となつておりまして、行政がみずから事業を実施する場合と比較しますと、全体で一八・五％の財政支出削減効果が見込まれているものでございます。

○篠原(豪)委員 もちろん、民間のPFI事業実施の過程において、民間からの創意工夫を生かして、性能発注の活用とか入札を通じた企業の競争等を通じて、今申し上げたような公共事業投資費

の節減が実現しているということなんだと思うんですよね。

ただ、政府による公共サービスの提供というのは、まず、これはもとの考え方ですけれども、公共サービスというのは、最初に、サービス提供に必要な不可欠なインフラを新規に整備します。それを日々運営管理することで行われているんです。当然のことながら、その事業計画には中長期的な維持管理費、更新等の経費が本来は含まれていなければいけないんですが、まあ、いわゆる総事業費ですね。

例えば公共建築物だと、大体、耐用年数というのを七十年とかいうところで考えて、ライフサイクルコストというのを算出して、損益分岐点をどこにするのかと事業収支シミュレーションをやつて、ちゃんと決めていくということだと思ふんですが、なかなかそこがきちんとできていないということだと思ふます。

政府がやってきたのは、やはり、会計年度のつじつまを合わせるというのは、これは公会計システムの問題もあるもので、予算重視で決算を重視しませんが、本当にそういうことになつてきて、衆議院では決算行政監視委員会が全然開かれていない、ちよつと民間では考えられないということもつとつと聞かれていふと思ふんです。そういうことがあつて、これには非常に気を遣うんですけれども、中長期計画にはほとんど関心を払わず、結局失敗しても、最初のシミュレーションとははばないというのが実態だと思ふます。

ダム建設なんかを見れば、本当に、公共事業の当初予定額が最終的に何倍も膨れ上がる。ですの、さつき五・一兆円とおっしゃつていましたけれども、それが本当にそこいくのかというような問いはつと残つていて、我が国では解決していないです。

そして、何倍にも膨れ上がるということが当たり前になつていって、その中で、今日の多額の財

政赤字と公的負債が、中長期的な維持管理、更新等の経費に関する予算管理のいいかげんさに、こまで、こういうことになつて積み重なつて、我が国の、もう一度言いますけれども、財政赤字と公的負債の関係がある。

仮に、予算が厳密に管理されて、当たり前の話なんですけれども、民間だったら普通に考える話なんです。老朽施設の更新費用が用意されていないということが、これはあり得ないということになると思ふんですけれども、公共建築物とか公共事業はやっぱりあるわけです。

私の手元に、今ここにも、先月の朝日新聞、四月二十三日ですけれども、「公共事業評価 四分の一の問題」効果水増し 維持管理費を無視、そういうことになつていて、中身は、将来の人口減少を考慮せずに事業効果を水増しし、維持管理費を無視して費用を過小評価したり、結果として、総務省がサンプル調査した各都府の五百三十二事業のうち、まあ、大臣は御存じかもしれませんが、二事業のうち、実に四分の一がだめだったというわけです。問題なわけですね、四分の一なんです。

我が国の公共事業の四分の一は問題なんです。これは毎年指摘されていることだと思ふんですけれども、そういうことがあります。

こういった状態の中で、つまり、我が国の行政の体質が変わらない中でPFIを導入したら、果たしてどうなるかということを考えるわけですね。

先ほど御回答いただいた、予算削減効果がこれだけありましたということがありましたけれども、今のPFIによる先ほどおっしゃつた数値というのは、大半がサービス購入型と言われるようなものに代表される、PFIによる、例えば、一、番わかりやすい例でいうと、公共施設や庁舎、宿舎、学校施設等のいわゆる箱物を民間によって建設をさせた上で、十五年、二十年にわたつて民間に維持管理をさせる、そして、発注者たる公共側が、その間に施設の建設費と維持管理運営費の代金を分割で払うという手法です。

このやり方は、本来は公的負債であつたものを民間につけかえただけであつて、気がつけば、後年度の負担の増加と呼ばれる借金返済問題で、財政が更に硬化化するんじゃないかということも指摘されているんです。言いかえれば、日銀のゼロ政策みたいなものに例える人もいます。結局、金利政策を続けて政府が借金をし放題になつていて現状に似ている、厳しい財政状況下で社会資本整備を進めるPFIとは言えないのではないかなどという指摘もあるんです。

戻しますと、これまでのPFIのサービス購入型というのは、民間の事業者が運営管理などを任せて、そのサービスの提供料を支払うというもので、これはリスクを民間側が余り負わないものであります。

つまり、言い方が正しいかわかりませんが、公務員さんじゃなく民間の方がやる仕事を、公務員さんじゃなく民間の方がやる仕事をイメージしていただければ、ほかにいろいろ種類はあるんですけど、削減効果というのは、公務員さんだとかあるいは民間の会社が雇つた方だということなので余り大きくない、事業そのものの形が変わるわけではないので、そういうものなんだというふうに思います。

しかし、これだとすると余りよくないというので、今後は、サービス購入型の今言つたようなPFI手法などではなくて、コンセッション方式と呼ばれるPFIを積極的に導入しようとしているんだというふうに理解しています。

これは、将来にわたつて収益を生むことが期待される公的施設について、その運営権、公共施設等運営権を設定し、その権利を民間事業者売却することによって公共側は収入を得て、民間事業者は事業からの収益によって利益を上げていく事業方式なんですね。

この方式で、具体的にこれから何つてまいりますが、民間の事業者は需要の変動等の種々のリスクをさちつと負つてもらうことが本来的なコン

セッションというものの基本で、他方で、官から民へのリスクの十分な移転がなければ、民間企業が関与していても、サービス提供は今まで官がやってきている公共調達とは変わらないんです。

なので、つまり、リスク移転をコンセッション導入の成否を判断する基準にちゃんと置いておかないといけない。簡単に言いかえれば、失敗しても民間がその責任を負うことになっているのかどうかということです。もつと言え、赤字、損失が出たときに、その補填をその事業者がちゃんとやるような仕組みに我が国のコンセッション方式はなっているのかということについて伺いをいたします。

○石崎政府参考人 お答えいたします。

コンセッション事業におきましては、さまざまな設計があるかと思いますが、コンセッション事業者のみが費用を負担する独立採算型という、かなり広範に事業者の方がリスクを負う型もありますし、一部公共施設の管理者が費用を負担する混合型、なかなか独立採算型では民間事業者のリスクが大き過ぎるということで、一部公共事業の管理者が費用を負担する混合型、このようなケースがございますので、やはりいろいろなケースによって、それぞれさまざまな状況だと思っています。

いずれにしても、事業者、行政、また関係する金融機関等の関係者で十分な検討、合意がなされた上で実施契約を締結するというのが大事だと思っています。

ただ、御指摘のとおり、やはり効果を生み出すためには、事業者が本来責任を負うべきリスクをきちんと負うという設計が確かに望ましいというの、御指摘のとおりだと思います。

○篠原(豪)委員 今、独立採算型と出てきましたので、ちょっとその実態について言っていただけばと思います。

おっしゃるように、リスク移転を高くした形のものだと思うんですけども、この方式で十分にできているものがあるのかどうか。言いかえれば、コンセッション方式で失敗したものはどのぐらい把握しているのかということです。

○石崎政府参考人 コンセッションに関しては、要するに、まだ実例が始めて間もないという状況でございます。具体的に失敗したという事例を、我々、コンセッションに関しては認識してございません。(篠原(豪)委員「独立採算型でないですか」と呼ぶ) PFIの独立採算型についてということですか。(篠原(豪)委員「はい」と呼ぶ) 済みません。PFIにしまして、申しわけありません、ちょっと独立採算型かどうかというのを今すぐにはわかりませんが、PFIにおいて、途中段階で契約解除に至った案件というのが複数あるということは認識してございます。

○篠原(豪)委員 わかりました。では、ちょっとまたそれは後日教えていただければと思います。やはりそのリスク移転が、OECDのモデルを見てみると、ちゃんと書いてあるわけですよ。リスク移転が明確でないものは、これはコンセッションではない、コンセッションはそこが一番大事なんだということでありまして。じゃないと、結局、中途半端に責任の所在を曖昧にして、今、コンセッションではないと言いましたけれども、途中で契約解除している場合があるわけですね。そうすると、結局、税金が投入されていくということになります。

なので、ここはやはりちゃんとしているかどうかというのは、きょう初めての法案審査なので、大事な点だと思っておりますので、指摘をさせていただきます。じゃないと、補填してモラルハザードみたいな状態になっていて、本当に、その状態でも、それを何か認めないがために民間は使い続けるとか、そういうんだんわかんない形になっていくんじゃないかというの、心配していますので、あり得ると思うんですね。どこかで、だって、ばさつと本当に切れますかという話になると思うので、そのところをやつていかないと公共調達と変わらないということだと思っておりますので、よろしく願います。

何でばさつとできないかという、PFI事業の性質上では、一定の公益性の確保の観点から、その収益性に対して制約がかかることがないと大変なことになるということでありまして。

なので、事業者は、その制約がかかることをある程度甘受しなければいけないし、一方で、民間企業にとつてみれば、公共施設の運営事業に対して投資を行うのは、経営の自由度がどこまで制約されるのかというバランスになってきます。収益性に影響を与える条件がどの程度確保されているかといった予測の可能性が一定程度確保されること、これは手を挙げる大前提になる。

したがって、公益性が高い分野の場合、リスク移転が犠牲とならざるを得ないのか、だからやっけないのか、なかなか難しいのか、日本ではです。その場合、公益性の高さというのは何をもって考えていられるのかなというところが気になります。

このリスク移転が十分じゃない場合に、申し上げた公的資金を投入せざるを得なくなるようなことが生じる可能性が否定できないと思っておりますので、その点について何か対策を打たれているのか、教えていただければと思います。

○梶山国務大臣 今委員からお話しありましたように、民間業者側は、予見可能性がある一定程度確保されていなければ事業の予測が立たないということがあります。一方で、公共団体側は、やはり公益の観点ということで、それで協議を重ねていくということになります。先ほど来お話がおりますように、資産価値の適正評価というもの、まず第一で、いろいろな協議を重ねていくことになります。

そして、民間であれば、資産価値、償却もしていくし、除却もしていくということになりますし、そのための積立金や、また引当金というものが立てていく。そういった手法も取り入れながら、どういったリスクが生じるのかということ、この実施契約の中でお互いに決めていく。できるだけリスクをこれで小さくしていくということが

ガイドライン等に書かれているわけでありまして。事業リスク、需要変動リスク、経営リスク、解除時の取扱いの管理にしましては、事業者、行政、金融機関等の関係者間で十分な検討や合意がなされた上で実施契約を締結する必要があるということ、その旨、基本方針や、今申しましたように各種ガイドラインに記載をして、関係者に周知を図っているところであります。

ここでいう公益的観点というのは、需要の高さ、住民による需要の高さであるとか、また利用頻度ということになるかと思っております。そういうことも含めて、個々に協議を重ねながら実施契約を締結していくことになろうかと思っております。

○篠原(豪)委員 公的資金の何かあったときの投入は、後ほど伺います。

では、今おっしゃった、あらかじめいろいろとお互いの中身の話し合いをして、料金をどうする、政府と約束したものをどうするかというのをつくっていった、適切に実施、契約をして適切にやればいいということになるんですが、それをいろいろと話をしている中で、今回、コンセッションの場合は、民間業者が事業期間中にこれはちょっとどうかなというふうにした、自分たちがやってみてですね、事業になってしまっていた場合もそうなんですが、言いかえれば、運営権を買っているの、何かあったときに、事業期間中にバランスシートからその事業を外して次の投資家に売却をしたいと考えた場合について、それができるのかどうかと、あと、その際に、転売について、事業責任もその転売した部分については自動的に新規事業者を引き継がれるのかどうかということについては、まあ転売のリスクですけれども、どうなっているかということ、少し教えていただければと思います。

○石崎政府参考人 委員今御指摘ありました事業承継という考え方だと思っておりますけれども、事業承継も、当然ながら、コンセッションが非常に長期にわたるものと、やはり一つのあり得る事態と

して考える必要があると思っております。

このため、事業継続が困難である事由をできる限り明確化するとともに、その事態が発生した場合の対応に関して、やはり関係者の間で十分に検討、合意がなされるということが今までの経験からも重要だというふうに考えてございます。

このような実施契約を締結するために、基本方針や各種ガイドライン、こういうことが必要だということについて我々も指摘させていただいて、周知を図っております。

今回、この法律を改正させていただきまして、その中に助言、勧告等の措置もございまして、そうしたものを活用しながら、そういう手続が適切に行われるように徹底してまいりたいと考えてございます。

○篠原(豪)委員 そうはいっても、転売しますといったら、何かできなくなったりするんですか。

○石崎政府参考人 基本的に、もともと契約にある程度よると思いますが、当然ながら、転売するというのは、ある意味ではその事業をやめる、その事業者としては事業をやめるということになりますので、その事業をやめる際には、やめたいという形で申し出て、必要に応じて、例えば損害賠償を払いながらやめるというようなケースも当然ながら契約の中で考えられると思います。

○篠原(豪)委員 損害賠償を払いながら、それでやめると。でも、やめられたら困るんですよね、契約期間中に。三十年とか長いですから。空港を転売するといったって、なかなか運営権を、まあ、それはやる会社はあるかもしれないけれども、日本は幾つか手を挙げていますから。そういうこともあり得るわけですよね。

ちなみに、今、長い契約期間とおっしゃった。三十年とかあったときに、自然災害のリスクというのがあると思うんですよ。地震が起きたり、例えば高松なんかへ行ってみると、唯一、海沿いがないんですね。なので、あそこは、四国に何か起きたときに、それなりの空港システムを入れた方がいいとか、着陸するための何かがあるか

たいですけども。高松空港なんかを見ると、津波のリスクはないけれども、少なくとも南海トラフが想定されていますので、そうなるってと、みんな水浸しになって、高松はわからないですけども、例えばの話ですよ、そういう場合、空港施設がだめになったときには、建てかえなきゃいけなくなります、水浸しになったら。まあ、直ればいいですけどもね。

そこも含めて、自然災害とか原子力災害のリスクとか大地震というときには、コンセプション事業者はどこまで責任を負うようなシステムになっているんでしょうか。あるいは、負わないようになっていくんでしょうか。

○石崎政府参考人 運営権の対象として、自然災害による建てかえ等の事業リスクを誰が負うのか、これも、基本的には、その事業の性格を踏まえてそれぞれの事業ごとに定める、そういう性格でございます。

我々としても、こういうものを不可抗力リスクと言っておりますが、不可抗力リスクについても、当然ながら何らかの検討をするということが必要だと。例えば、保険でカバーできるようなものに関しては積極的に保険にする、そういうようなことも考えられるかと思いますが、保険でカバーできないものについて、それはさすがに民間事業者でそこまで負うとなると、民間事業者が誰も来なくなるというケースも十分考えられますので、そういう場合には公共が負うという選択もあると思います。

それも含めて、恐らく最終的に価格、例えば運営権とかの価格に反映すると思いますが、そういう中で処理をしていく、そういうものだというふうに考えてございます。

○篠原(豪)委員 一応確認させていただきまして。災害が想定されていますので、その辺を政府はどう考えていらっしゃるかというような話で、確認するのは大事な事かと思っております。

二〇一六年に民間資金等活用事業推進会議が決定したPFI、PPPのアクションプランです

れども、二〇二二年度までに事業規模を二十一兆円に拡大することとしています。この中で、コンセプションの導入による予算の削減効果というのはどれぐらいのものを期待しているのかということとを教えてください。

○石崎政府参考人 二〇一六年五月に民間資金等活用事業推進会議が決定したアクションプランにおきましては、二〇一三年から二〇二二年までの十年間のPPP、PFIの事業規模目標として二十一兆円を掲げてございます。

そのうち、コンセプションの事業目標を七兆円としてございます。この七兆円の目標を達成したときにしましては、運営権対価の収入としては少なくとも二・三兆円を見込むとしてございまして、コンセプション事業については、その段階で前例がなく、また、各事業の個性が強いことから、歳出削減、歳入増加効果の予測はその段階では行っておりませんでした。

○篠原(豪)委員 そうすると、その時点ではつて、今はあるんですか。

○石崎政府参考人 現段階においても、予測までは行っておりません。

ただ、例えば浜松市の下水道、ことしの四月には、コスト削減効果が八十七億円で、約一四％の事業効果が出ているというふうに推計しておりますので、今後実績として積み上げていくという性格のものかというふうに考えてございます。

○篠原(豪)委員 なので、やってみてということなんですかね。そういうことですか。実績を積み上げていって。少し不安があるんですけども、今笑っていらつしやいましたけれども。これはやはりちゃんとやっていかないとけないのかというふうに本当に思います。

今お話を伺っていても、何かうまくいかなかったときに、このコンセプションをちよつと私たちは次のところに譲るとか、又は公共が引き継ぐかわかりませんが、結局のところ、何か

あったときに、今お話を伺っても、大体、結局は政府が最終的には何かうまくいかなかった場合には責任をとるというふうなふうにも受けとめられるんですよ。

どのぐらいの効果が出るかわからないという予測の中で、ちゃんとうまくいけばいいけれども、うまくいかなかったらこれはとても大変なことになる、税金ですからね。大きいものが多いですよ、今回、今皆さんがPFIで。

もちろん、そもそも民間が入っていないかなくて、じゃ、今までの、全部公共調達でいいのかというたら、私はそうじゃないと思うんです。やるべきところはしっかりとやり、知恵もありますから。

ただ、そのときに、政府が債務を負うということを経営的に軽減させていかなければ、思想として、短期的には契約当初の財政的な見返りが、多分使用料とかをもらえらると思うんですけども、結局、それに目がくらんで飛びついて、じゃ、二十年間、三十年間お任せします、その分お金を下さいといつて、でも、結局その後の先の世界は、私もあるところに行つて聞いてきましたけれども、契約期間までは、それは責任ですから、契約ですからやりますよ、でも、その後のことは、それは契約にないですからという話なんです。老朽化していくじゃないですか。魅力がなくなっていくとすると、では、それを結局誰が負うのかということになってしまうということになります。

特に、水道とか、私も横浜市の出身なので、横浜というのは、多分日本で一番最初に近代水道が引かれたという都市であります。随分遠いところから、山梨県の道志川の上の水とか青山の水源地とかというのがあるんですけども、昔は横浜市の局長さんとかがその水源の、これは余り関係ないですけども、上に船を浮かべて、みんな、のどかな、そういう時代からやっていて、今は許されないうと思いますけれども。

そういうところで聞いていまして、ずつと任せていて三十年もたつと、特に、今でさえ水道事

ます。僕はちよつと、それはなかなか難しいんじゃないかと思う。他方で、料金を上げれば六割増、これを今度の利用者というような指摘もある。

PFとコンセクションというのは、やるのがそんなに簡単じゃなくて、例えば私の地元でも、みなとみらいという地区があつて、サウンディング調査をやつて、そこからプランを立てて、コンセクションの事業者を募集して、やつて、いろいろな法律とかシステムにかかわるので、金融もそう、法務もそう、技術のところも広範な専門知識が必要です。ですよ。

民間にも優秀な方々がいらっしやるんですけれども、アドバイザーがちゃんとしていないとこれはだめだろうというふうに政府も思っっていられっしやるんだと思うんですけれども、地方自治体では、これまでPFIといえは、まさにアドバイザーの起用コストなども負担が大きくて、インフラ分野でのPFIの活用というのは、ゼロベースで事業の関連規制を洗い出したり仕組みをつくらうすることが必要となりますので、運営、金融面で今までの以上の専門性が要求されて、これが負担になってきたんですけれども、これを何とかクリアしていかなければいけないことだと思えます。

今回のPFIの活用前提となる専門知識においては、法の改正によって、今回のPFIの改正法案で、国がPFI事業に係るワンストップ窓口を決めて、設けて、自治体、民間業者からの支援措置の内容、規制等についての照会をしていくということ、こういった考え方は評価ができるんですけども、それはあくまでも専門知識の内容の問題であるので、これはやはり専門機関たるPFI委員会などがやった方がいいんじゃないか、あるべき姿ではないかと考えています。

法案の審査ですからお伺いしますけれども、ワ
ンストップ窓口、今回、助言機能の強化によって
国の関与が強くなるということで、地方公共団体
の主体性や判断がゆがめられて、国によるコン
セクション方式の導入が事実上強制されることに
なるのではないかというような懸念が指摘されて

改正法案は、ワンストップ窓口をあえて内閣総理大臣としているというのが気になっているというふうに言われていて、こは、言い方はあれですが、私は公文書とかでもいろいろとやらせていただいて、大臣にはこれまでもいろいろ教えていただいてるんですけれども、まさに同じような、何か力が働いて、そんなくが起きるんじゃないかなという書きぶりにもなっているんじゃないかというふうに、指摘が一部あります。

なぜかという点、未来投資戦略の二〇一七では、これは外部の中立的な専門機関が窓口でやってくださいというふうに考えていたものを、質問の十六番目ぐらいのところですけれども、十五、十六あたりですが、中立機関を窓口と考えていたたのを、なぜわざわざこれは内閣総理大臣としたのかをまず確認させていただきます。

○梶山国務大臣 委員御指摘の未来投資戦略二〇一七では、PFI事業の推進に当たりまして、内閣府の機能や権限、その権限の行使のための組織のあり方について、外部の中立的な専門機関の組成を含めて検討し、必要に応じて、次期通常国会までに所要の措置を講ずるとされていたものであります。

外部の中立的な専門機関をワンストップ窓口とすることも検討いたしましたけれども、独立した機関において個別の助言や勧告等を行う機能を付するためには、当該組織のための相応の予算の確保、事務局体制の整備等の検討を行うことが必要になると思われます。

今回の案は、厳しい行財政事情の中で、既存の組織を活用して求められる機能を実質的に行うものとして、より現実的な案を提案させていただいたものであります。

なお、内閣府において権限を行使することとする場合には、実質的な決定権者が誰であるかにかかわらず、法律には内閣総理大臣が権限を行使するという定めを置くことになるものであって、改

○篠原(ささ)委員 いや、それはそうだと思うんですよ。私もそう思います。ですので、内閣総理大臣の、つまり政治の側の、中立的なものかどうかかわからないような、どこでやるかわかりませんけれども、そういったところで物が決めていかれるんじゃないのかと。

なので、オープンな中立的な専門機関が必要なんじゃないかということで、別に、総理大臣がみずから、この案件はこうしなさいと言ったら、今やっているような問題は大問題に全部なりますので、それはないと思いますよ。ないと思います。しかし、そんなくが生じているんじゃないかみたいな案件がこれだけ言われているときに、あえてまだこのような書きぶりになっているということが果たしていいのか。

改正案では、まさに、内閣総理大臣は、特定事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、公共施設等の管理者に対し、実施方針に定めた事項その他の特定事業の実施に関する事項について、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができるとされていて、つまり、PFI委員会等への報告の必要がなくて、公共施設等の管理者に勧告をできるようになっているわけです。

そもそも、どういう勧告をする想定なのかも教えてほしいんですけども、このPFⅠ事業について助言や勧告を行うのも、やはりこれは、政治的介入を排除する観点から、専門機関であるPFⅠ委員会をやった方がいいんじゃないかということ

とです。その際も、地方の実情等を知った当該地方団体が自主的、自律的に決定できるような場合に、これは、それもそうした上で、あらかじめ更にきゅつと絞った方がよりいいんじゃないかということですね。その上ですよ。ということだと思っんです。この辺はいかがですか。

○樺山國務大臣 勸告につきましては、内閣総理

せずに契約を締結しようとしているような場合、また、契約後、モニタリングを全く行っておらず、トラブルの発生等が想定される場合等において、PFIの推進委員会の意見等も踏まえて、PFI制度全体の信頼性が失われないように、必要な措置を講ずることを、進めることを想定しているものであります。

○篠原（家）委員 民間事業者や地方公共団体からは、さまざまな種類の規制緩和や特例措置の要求等がなされてくるというふうに関から推察をします。そうした要求に政治が介入しないということ。がやはり肝要。だからこそ、その意味でも、ワンストップ窓口はしっかりとオープンな中で、いろいろな専門家の方はいらっしゃるかもしれませんが、それは難しいことです。から、それを開かれたた形で、何か今言われているような、政府が何か決めてそれに従わせるんじゃないかみたいな疑いが、こうやって、私たちが言っているようにやれば、少なくとも、そのリスクとか言われることは多分なくなってくると思うんですね。

なのて、その辺は、やはり今こういうときだからこそ、樞山大臣もいろいろと大変だと思ひますが、お忙しくて、本當に旬の、旬とは言えないけれども、今問題になっているさまざま、ある意味の、我が国の国の状態が、行政のいろいろな課題が噴出してゐる中で、やはりこれは考えるべきじゃないかと思ひます。

やはり、コンセツション事業者の選定プロセスなんかを見ても、公平性、透視性、客観性というのが必要になってくるんだと思います。その点について、皆さんがどう考えているのか。

まさに、PFIを導入するメリットは、先ほど一番最初におっしゃったバリュー・フォー・マネー、これが大事だということでありますので、

公的主体が事前に知り得ない民間企業の経営ノウハウを効率的に導入してコスト削減やサービスがよくなる、だからいいんだと。

そのためには、一般競争入札のように、公共工事を受注したい事業者の金額を、票を入れて、じゃ、はい、決定、落札ですという話に今回はならないわけで、なので、一番安い事業者が落札されるんじゃないかと、コンセッション方式の場合は、現下、非価格面での提案が評価される公募型のプロポーザル方式がとられているわけです。

なので、つまり、審査基準についても、価格面や施設面での提案内容よりも経営面での提案内容が重要だったり、あるいは、具体的には、経営体制、モニタリング体制、ファイナンスを含む安定性の審査項目がより重要視されているんだと思うんです。

これはまた時間があればお伺いしたいと思いますが、金額じゃないです、こういつた状態の中で、金額じゃないですから、です、どうやって選定プロセスが公平性、透明性、客観性を持って行われているのかということ、このところについて、時間ですので、最後にお伺いしたいと思います。

○梶山国務大臣 委員おっしゃった公平性、透明性、客観性というのは非常に重要なことでありまして、PFI法においても、「客観的な評価を行い、その結果を公表しなければならない。」と定めるとともに、条例において民間事業者の選定の手続を定めることを規定しているところであります。

さらにまた、PFIを導入するかどうかということについては、自治体でしっかりと議論をしていただいております。そして、その上で、またさまざまな手法について国が支援をしていく、また民間の手法を取り入れていくということになるのかと思いますので、委員のきょうの質疑の御意見も参考にしながら、制度の構成を考えてまいりたいと思っております。

○篠原(憲)委員 時間ですので終わりますけれども、我々は、より公明正大、そして皆さんにわか

るような形で、政府が何か余計な口出しをするかわかりませんが、どこまでかはわからないですよ、確かに法務面とか、いろいろと技術面で必要なアドバイスもありますから。ただ、そういうことはあったとしても、やはりこれは開かれたものでないといけないというのを思っていますので、その際に我々がどういうふうに考えているかということ、また時間があれば、これはまた議論させていただきたいと思っておりますので、きょうはありがとうございました。

○山崎委員長 次に、山崎誠君。

○山崎委員 こんにち。立憲民主党、山崎誠でございます。

質問の機会をいただきました、ありがとうございます。PFI法の一部を改正する法律案に関して質問をさせていただきます。

冒頭、連休中にドイツに行つてまいりまして、そこで視察した内容を少し御紹介をしたいと思ひます。PFI法に大いにかかわります。

見てきましたのが、今ドイツで非常に盛んに行われていますシュタットベルケという取組でございます。これは、地域のエネルギー事業あるいは生活インフラ事業を民間の企業が請け負つて、その地域のさまざまなサービスを地域密着で行うという事業体です。シュタットベルケといま

今ドイツ国内では九百社ぐらい存在をしていて、一つの特徴が、エネルギー事業をベースにして、電気、配電事業をやることで、その収益を使つて、例えば赤字のバスを維持するとか、あるいは、私が聞いてきた例だと、公共のプールの運営を任されて、その収益を使つてプールを運営するとか、いろいろな民間のノウハウを入れて活性化するというような事業をやっています。

電気のお話でいくと、ドイツの電力小売市場の実に二〇%です。二〇%をこのシュタットベルケという方式の会社が発電、供給をしているということなんです。地域でこういう事業が回ると、要するに地域でお金がぐるぐる回っていくという

ことでございます。

幾つか特徴があつて、私が見てきたのは、例えばオスナブルックという、ケルンとハノーバーの間ぐらい、ちよつと北の方の町でございます。二十万ぐらいの都市なんですけれども、ここはシュタットベルケを積極的にやっています。細かい話はできませんけれども、電力事業をやり、ガス事業をやり、それからバス、交通事業をやり、上下水道事業をやり、それからプールを運営し、地域の熱供給をやる。そういうものを、そのオスナブルック市が一〇〇%出資をしてつくった会社が、今従業員九百人ぐらいと聞きましたけれども、行っています。

いろいろな学びがありました。担当者の方にいろいろお話を聞くと、非常に生き生きと、新しい事業をどんどんやっています。例えば、交通であれば、バスの事業はあるんですけども、カーシェアリング事業であります。カーシェアリング事業をどういうふうに行っているのか。このシュタットベルケという会社がやっています。それから、車だけではなく、自転車、バイクのシェアリング、バイクのシェアリングですね。それを町の中心で動かしながら、ちよつと地方に行つたら、今度はバスを、地域で回すコミュニティバスのような事業をやる。そういうものをうまく組み合わせ、モビリティのサービスとして提供する。そういうお話もされていまして。そういう事業を支えるのが、電力の事業で得た収益なんですね。

それで、いいなと思つたのは、例えば、バス事業を存続するために、市民の皆さんはその事業構造をわかっている、で、電気は、ではシュタットベルケから買おうということなんです。電気供給を、そのシュタットベルケと八割の方が契約をしているという形なんです。こんな事業を見てもいいな。

ドイツでは非常にこういつた取組がうまく回っている。国は、ではどういうふうに関与しているかという、私がいろいろ確認をしたところ、国

は大きな方針を定めていて、一々その事業に口を出しているような形跡はありません。このシュタットベルケの事業であれば、国は、例えば電力事業についての大きな方針を決めていて、再生可能エネルギーの優先買取りをしなさいと。要するに再生可能エネルギーをつなぎなさい。それから、固定価格買取制度というやつですね、それをやつて事業のベースをつくる。それから、電力の自由化をきちんとやる。そんなような大きな方針を示すことで、そのベースに乗つて、各自自治体は自由にいろいろな事業を組み立ててやっています。

今回のPFIのお話を聞くと、例えば、こういう事業がこのPFIの中からできるのかなというのが、私は一つ大きな、残念ながら疑問でございます。

一つは、今お話ししたように、いろいろな事業を組み合わせて、収益が上がるもの、上がらないものもあつて、それを、全体を束ねて最適化するという形ができています。電力でもうけて、利益を上げて、バス事業を支えるとか、公営のプールの事業を支えるとか、そういうような形ができます。

例えば、今のこのPFIで、では水道事業を外に出します。収益事業なので収益は上がるかもしれない。でも、それは独立した事業でございます。そこで収益が上がったからといって、その収益を、では赤字のバス路線に使え。いろいろな方法があるのかもしれませんが、私は、このドイツのシュタットベルケのような運営というのはなかなか難しく、特に、それを民営化してしまつて外に出して、コンセッション方式に出してしまつた途端に、そこからは切り離された事業として動いていくのではないかなと思っております。

二つ、ちよつとこの事例、まず、通告をしていないので、今のお話の感想で構わないので、感想をお聞きたいのと、あと、今言つたような、事業の相互のシナジー効果とか、つながっていくような、そういう効果についてどういうふうにお考

えか、ちよつとお聞かせください。

○梶山国務大臣 いろいろお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

そのベースをつくるにも、土台をつくるためにも、やはりコンセツションに取りからなければならぬと私も思っております。

ただ、ドイツは非常に、私も十数年前、松野筆頭理事と十日間ぐらい、国内をバスで数千キロを走破して、環境とエネルギーという視点で見えてまいりましたけれども、どこもやはり意識が高い。そういった中で、コストは少々目をつぶっても、そういうことをやっていこうというお国柄なのかというのを十数年前にも感じてきたわけでありまして、将来的には、自治体が運営するもの、自治体の弱点となっているモビリティの問題、そういったものも含んだ形で包括してできれば、これはPFIやコンセツションの行くべき道なのかなという感じを抱きました。

○山崎委員 私は、同じ思いだとは思いますが、やりたいことは、でも、逆に、今やろうとしているPFIだとかコンセツション、こういうものが、こういう自治体の自由度を、自由な発想でいろいろな新しい事業を展開しようという流れを阻害するんじゃないかと、逆に非常に危機感を持っているんですよ。

ベースになるという意味は、どういう意味ですか。

○梶山国務大臣 コンセツション事業の先例というか、先行例が非常に少ないということもございまして、そういったものも積み上げながら、さまざまな手法のいいところを取り入れて、そういった複合型のコンセツションというものを将来的には可能になるのではないかなという思いを持ったということでもあります。

○山崎委員 複合的なコンセツションというのが本場に臨機応変にうまく展開できて事業化できればいいですけども、私は、固定化されるのではないかな。一つの企業にこれを任せたら、それで契

約が動き出すわけですよ。それに、ではちよつとこの赤字路線も面倒見てくれないかとか、この赤字のプールも面倒見てくれないかみたいなこととて、実際にそんなに簡単にできると私は思えないんですよ。ある利益を想定して、水道事業でお願いをした事業体に特定事業を組みかえて、いろいろな事業を果たしてできるんだろうか。それも、事業のスパンは長いですが、想定は長いとなれば、よりそれが固定化していくんじゃないかなというふうに思います。

ドイツが全体的にいいわけではないけれども、私は、そういう意味で今回の、例えばワンストップという考え方、篠原さんも今お話をされていまして、地域地域の発想で、地域の特徴を持って発展していく。いろいろ、大小ありますよね、大きなところもあれば小さな村もある。オスナブルックという小さな村も見えましたけれども、本当に小さな村だけれども、でも、その中で、自分たちのできるエネルギー事業あるいは地域の資源循環の事業、いろいろなことをやろうとしています。

それを、一括して窓口で、国で助言をする、勧告をする、そういう考え方が、私は、こういいう、例えばドイツの成功事例だと思いが、そういったものと反するように思うんですが、何でワンストップ事業を強化をし、そういう支援を強めようとしているのか。

○梶山国務大臣 先ほど来申し上げてますように、まだそのコンセツション事業の入り口なんです。ですから、先行例が少ないということもあるし、水道事業についても、しっかりと採算がとれるかどうかということで眺めている事業者もいるし、地方公共団体もあるかと思いが、そういったものの支援をしていく、助走の支援をしていくということがまず今回のコンセツションということだと思っております。

○山崎委員 今も、現行でも内閣府はワンストップ窓口をやっているんですよ。それを強化し

て、あの内閣総理大臣という図の窓口を法制化をするという話ですよ。

まだ入り口ならば、何もそこまでやらなくてもいいんじゃないですか。何で、内閣府の現在のワンストップがうまくいかなかった、法制化をして強力にする必要があるんですか。

○石崎政府参考人 御指摘いただきましたように、現在も内閣府のホームページにワンストップ窓口という文字を書いて、電話番号を掲載してございます。

ただ、制度的に何ら位置づけがないということもありまして、なかなか周知を十分にされていないということ。あと、そこに応じたときに、例えばほかの省庁の疑問とか、そういうものに対してどのくらい内閣府が答えるのかというのが制度的に担保されていない、こういうこともありまして、必ずしも十分に使われていないという状況でございます。

このワンストップ窓口というのを今回法的に明確にして、内閣府の役割、内閣府がこういうワンストップ窓口は、どちらかというと、いろいろな方から、言ってみれば、PFI事業って何だろう、よくわからないんだけれどもチャレンジしてみたい、そういうようなレベルの方から、とにかくまずここに聞いてみよう、そういう場所を整備することによって、いろいろな形のPFIというものが発展する、そういうものを期待して、今回ワンストップ窓口というのを設けさせていただいてございます。

○山崎委員 今のお話であれば、内閣府がやっているの十分だと思いが。だって、PFI事業がはつきりわからない、コンセツション方式がよくわからないような人たちが雑多に来るのにお答えするための窓口であれば、それであれば、今の内閣府で十分だと思いが。

それから、今のお話で、いや、周知徹底ができていると。周知徹底すればいいじゃないですか。何で法制化して内閣総理大臣を中心に置かざるやないか、全く理由がわかりません。

それから、先ほどの梶山大臣の御説明で、いや、予算、財源の問題で、そういう第三者的な専門機関を窓口にするのは難しいんだというお話をされましたが、そうですか。

○梶山国務大臣 先ほどの篠原委員のところですね。

それも考えましたけれども、当面、それが軌道に乗るまでには時間もかかる、費用もかかるという中で、しっかりと内閣府で取り組んでまいりたいということとさせていただきます。

○山崎委員 それも、私はとんでもない話だと思いが。

だって、これからこのコンセツション方式あるいはPFIをきちんと伸ばしていかなきゃいけない、そのために法制化もして体制をつくるわけですよ。そこまで決意を決めて、法改正までしてそれをやるなら、今もう内閣府でワンストップをやっているのにもかかわらず、それをあえて法制化するのであれば、当然のことながら、その受け手である体制はきちんとしてくんなきゃいけないですよ。ベストなものをまずつくらなきゃいけないと思いが。おいおい整備しますというの、とても失礼な、私は無責任な話だと思いが。梶山大臣のお言葉としては大変残念です。

それから、もう一つは、では、先ほど篠原委員からもありましたPFI委員会との関係なんですけれども、PFI委員会に、例えばワンストップ窓口、あるいは助言や、あるいは勧告をするときに、このときは必ずお伺いを立てなければいけないというケースはありますか。

○石崎政府参考人 ワンストップ窓口につきましては、報告をし、助言を受けることができるという形のところでございまして、必ずしななければならぬという規定はございません。

○山崎委員 一つお聞きしたいんですが、国家戦略特区の場合はワーキンググループとの関係についてどうですか。ワーキンググループのいろいろな助言とかを受けながら選定すると思いが。

○山崎委員 水道事業を今非常に伸ばそうとして

内閣総理大臣、強大な権限を持っているわけですよ。自治体に対するいろいろな補助金とか交付金とか、さまざまな影響力を持っているわ

会ったと認められるような報道もありますが、そういう話があるから、ここに内閣総理大臣と書く意義は大きい。形式上、組織上、そう書かざるを

とから、他分野においても先行案件が少ない状況であることに加えまして、特に水道事業は住民に身近なものであることから、なかなか難し

い、進みが難しいというような状況があったというふうに考えてございます。

○森岡政府参考人 下水道についてお答えをいたします。

水道と共通でございませうけれども、地方公共団体がコンセプション方式の導入を検討するに当たって課題となっておりますのは、先行事例が少なく、各団体における理解やノウハウが不足していることなどが考えられます。

○石崎政府参考人 内閣府としても、今お答えになった両省と同様でございませうけれども、先行案件がなかなかできない、そういう中で案件が進まない状況にある、それを検討しているところの後押しをしたいということで、今回の法律を提案させていただいているものでございます。

○森山(浩)委員 じゃ、内閣府さん、済みません。

空港なんかは、この前の制度のままで進んでいるんですよ。

○石崎政府参考人 我々が当初目標を立てました空港、道路、下水道、上水道、この四つが一つのテーマとしてありましたが、空港、道路に関しては一定の目標を達成してございますが、上水、下水についてはその目標にまだ及んでいない、そういう状況でございませう。

○森山(浩)委員 厚生労働省さん、住民に身近なサービスであるのでなかなか理解が広がらない、このようなお話がございました。

これで、補償金を免除、軽減するというのが解になるでしょうか。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

ただいまの水道事業につきましては、コンセプション方式を導入する場合に、水道事業者がその認可も返上しなければならぬというようなこと

もございませう。それに対して、今国会に提出させていただいております水道法改正法案では、その認可を返上せずに、それを維持したままで導入するというようなこともできるようにするところをございませう。

す。そのような法改正も提出させていただいているところでございませうし、また、自治体によつてはそういったコンセプション方式を導入したいという要望もございませうので、それは自治体によつて導入を進めようというところはあると承知してございませう。

○森山(浩)委員 というような状況であるわけなんですけれども、大臣、どうですかね。

今回、これまでPFIが進まなかった上下水道分野において、それでも進めるべきだという部分については、どのようにお考えですか。

○梶山国務大臣 上下水道につきましては、特に上水道はライフラインということもあり、非常に安全が重視される分野でもあります。そういったことも含めて、さまざまなハードルがあり、PFI、コンセプションが進まなかったと認識をしております。その一つに、また先ほど委員からお話がありましたように、補償金の免除ということも、自治体側のちゅうちょによる要因としてあったと思っております。

いずれにしましても、しっかりと住民と議会に説明をし、了解をいただき、安全面それから安定面、そして、さらにはまた地元の実業者が今後の方針等をしっかりと説明した上で着手をするということになると思いますが、これからの膨大な更新需要、そしてそのスピードも考えた中で、選択肢の一つとして選択していただければと思っております。

○森山(浩)委員 済みません、確認ですが、今の地元の事業者というのは、いわゆる水道局ということですか。

○梶山国務大臣 管工事の民間の実業者でございませう。

○森山(浩)委員 民間の、例えば工事の委託であるとか、一部分については民間に任せをするというのはいくつかあるわけ、それを、全体のハンドリングを自治体やる、あるいは自治体の上下水道局でやる、こういうものが一般的なわけ

なんです、コンセプションとなつてしまうと、更新事業であるとか、あるいは値段設定であるとか、こういった部分まで民間に任せていくというような、幅広い形で委託になっていくということなんですかね。

だから、そういう意味で、ちよつとこれまでの事例についてお話をしたいのです。

例えば、二〇〇〇年、コチャバンバ水戦争と言われます。ボリビア、ベクトルというアメリカの会社ですけれども、これがコチャバンバの水道を独占するということな形で民間委託、民営化を受けたわけですけれども、水道料金が四倍になる、そして不衛生な水が来るというようなことで、井戸をもう一回掘るんだというような話にもなつた。で、大きな住民運動に発展をした。

あるいは、フイリピンのマニラ市におきましては、フランスのスエズという水事業者ですけれども、これについても、およそ四倍と言われますけれども、水道料金がどんと上がつてしまつた。また、これは、IMFそれから世界銀行というような国連に関連をする機関などが、民営化をしていくという部分に関して後押しをしたということもあつて、この時期に同じような形で民間にやつてみたけれども、大変サービスが向上するわけでもないのに値段が上がつていくというようなことが起こつて、その後ずっと、綱引きというか、問題になっております。

一九八五年に民営化をしましたパリ、こちらでは二〇一〇年に再公営化が行われております。これは、ヴェオリアあるいはスエズといった水メジャーと言われる事業者のものととの事業を受けた、そのパリの町で再公営化が行われてきたわけですから、元パリの副市長でありまして、水道局長をやつておられた方が来日をされました。そのときにお話をお伺いしたのですが、二〇一〇年、どうして再公営化をしたのか。

値段、水道料金が上がり続けた。それは、経営者の報酬というものがいわゆる水道局でやるより

も高い料金を払わなきゃいけない。あるいは、民間でやりますので、当然、法人税がそこにかかります。そういったものも水道料金に乗つてきたんじゃないか。

あるいは、じゃ、それがどのぐらい乗つてきたのかということ情報を公開で求めた場合に、いや、会社全体のバランスシートは出せませうけれども、パリの水道、この部分に關してだけ原価が幾らだと言われても困りますというように、情報公開が十分とはいかなかった。会社全体のものだけを出してきたというようなことも不満に数えられておりました。

あるいは、水で上がった利益が、この投資先が水以外にこぼれていってしまうという言い方をされてしまったけれども、水道料金で上がった会社の利益、先ほど言いました法人税や経営者の報酬なんかも引いた後の利益でさえ、水以外の分野に、あるいはパリ以外の町に持っていけるということに關して、パリの市民としては、これは民営化というののも綱引きをしていかないと、どうも水全体のバランスとしてよくないのだ、このような話の中で再公営化を行つたというふうなお話を聞きました。

この一連の流れについて、厚生労働省さん、把握をしておられますか。そして、どのように評価をしておられますでしょうか。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

パリの水道事業は、三つの事業に分割して、第三セクターと民間事業者により運営されてございませうが、そのうちの第三セクターをパリの市の一〇〇%出資会社に改組して、二〇一〇年からパリ市全体の水道事業を実施させていると承知してございませう。

その背景といたしましては、先生に御指摘いただきましたように、まず、水道事業の運営状況を監視する第三セクターに對しまして、監視される側の二つの民間企業が資本参加していたこと、それから、民間企業との委託契約におけるサービス水準が明確でなく、監視や監督が困難であつたこ

と、それから、水道料金の設定方法が不透明で、水道料金が急激に値上がりしたことなどがあつたものと承知しているところでございます。

○森山浩委員 さて、大臣、どうでしょうか。

パリの事例、そのほかの事前の部分に関しては、さすがに水道料金が四倍になるのはいけないというように、国際的にもうちよつと何とかならぬのかという話もあつて、それは落ちついてきていますところではありますが、パリの事例にしましては、こういうことにならないように今回の制度では歯どめがかかっているんでしょいか。

○梶山国務大臣 海外の事例も含めて、これまでの知見、これまでのリスクと想定されるものについてはいしつかりと議論をすることになっていると思つております。そして、民間の事業者が事業をするときには必ずやはり資産価値の適正評価というものをやるわけでありすけれども、その前提で、事業に参画するのがいいのかどうか、また、それをPFI、コンセッションとして事業化するのがいいのかどうかという自治体側の判断もあろうかと思ひます。

いずれにしても、民間企業の場合は、やはり先ほど申しましたように償却をし、場合によっては除却をする。そしてバランスシートから削っていく。さらにまた、積立てをし引き当てをするという適正なバランスシート上の整理も含めてやってきているという中で、でき得る限りのリスクは実施契約の中でまづめていきたい、そうでないものは、不可抗力リスクということ、今現在ある民間の保険等の活用、また、それ以外のものはその後の話合いということになろうかと思ひますけれども、そういった手順を踏んで、しっかりとしたものにしてまいりたいと思つております。

○森山浩委員 先ほど申し上げました、例えば値段、水道料金については、ではこのぐらいの幅でやらなきゃいけないよとか、その算定基準をきっちり出さなきゃいけないよとか、若しくは、

水道事業全体としてのバランスシート、これも水道事業単体でオープンにしないといけないよとか、このような形で、パリの事例についても検討した上で、命令というルール化していくということではよろしいですか。

○梶山国務大臣 ガイドラインとして、そういったものもリスクの管理として必要ですね。料金に関しては幅を大前提で決めておくということになろうかと思ひますし、また、財務の透明化という点ではいろいろな民間の手法があるかと思ひますので、そういうのは個別にまた判断をしていくということになろうかと思ひます。

○森山浩委員 先ほど、地元の業者というお話がございました。水道の事業をやるんだということに、当然、現在、上下水道局でやっていますというふうな部分に関しては、地元の工事業者あるいは管業者というふうな皆さんにお願いをするということが多いわけなんですけれども、この水道の分野、包括的にといった場合に、なかなか簡単に全体を受けるような、日本の中での会社の枠組みがない。ましてや、地方に行けば更に小さく、サイズとしてはなっていくというふうな部分がございます。

先ほど出てきましたフランスのスイズであるとか、あるいは浜松市で下水道の事業を受けているヴェオリアといったような会社、こういうのが出てきたときに、日本側が太刀打ちできるのか。

一つは、日本全体として海外からの企業の進出に対して十分戦える体制にあるんだということであるのか。私の認識ではかなりやられるんじゃないかと思ひますけれども。

さらに、水道というのは今、各地域でやっていますので、地域の中でできるだけ工事を落とすことができるのかというところあたりも非常に大事なことになるかと思ひます。

ただ、WTOの体制というのがございますので、国際的に訴えられるような話になつてはいけませんから、民営化をする、あるいはコンセッションを入れるというときには、今まで、公営の

ままでやっていくのであればWTO体制には触れないわけですが、ここで、民営化はするけれども日本の企業にお願いするんだなというふうな言い方をすると、国際的に大問題になる可能性がります。

WTO体制下における、海外からの上下水道事業者を迎撃する方策についてお尋ねをします。

○梶山国務大臣 PFI、特にコンセッション事業の導入に関して、上下水道の場合は、先ほど申しましたように、安全なのかどうかという住民の考え方、安定に供給してもらえるのかどうかという、またこれも一つの考え方。そして、先ほど私は地元の業者という言い方をしましたけれども、地域において上下水道の管工事をしていての零細業者が、やはりコンセッション化することによって自分たちの仕事はなくなるのではないかと心配も懸念の材料の一つであります。

これらをしっかりと解消するためのプラットフォームづくりも必要です。そこで納得していただくための手順も必要であると思つております。そういった面も含めて、中心となる企業と連携して事業を実施する協力企業に参入することは、国内にコンセッション方式が広く用いられるために重要なことであると考えております。

例えば、そのコンセッション事業者選定において、地元企業を参画させることにより、地元で密着した事業の提案を行った事業者グループを高く評価をするというふうな、国内企業の参加を促す工夫は有効だと考えておりますし、さまざまな工夫があるかと思ひます。

委員がおっしゃったような、WTOの違反事案にかからないような形で、そういう工夫が可能なかどうかということも含めて、しっかりと実施契約や考え方にを入れていくことだと思つております。

○森山浩委員 そうなんですすね。一生懸命やるというのはよくわかるのでありますけれども、これは一旦開いてしまつと、もし入つてこられた場合には、出ていくというわけにもいきません。

今、浜松市で下水道をやられているヴェオリアなどというのは、ミシガン州で、水道で鉛の汚染の訴訟を抱えている。あるいは、私の地元でありますけれども、堺市においては、徴収業務において千九百万円の横領というのが、ことし、事案として発生をしています。

こういう、何かあつたときに、じゃ、出ていけよというときに、何だ、外国企業だから出ていけよというのかというふうな話になつたときに対抗できるのかというふうな部分も含めて、あらかじめ、こうだから大丈夫だというふうな制度がまず必要だと思ひますすね。

そのあたりのところは考えてスタートをしておられますか。

○石崎政府参考人 当然ながら、実施契約の中におきまして、ちよつと、一つ一つの案件についてどこまでというのは今つまびらかにわかりませんが、当然ながら、いろいろなりリスクであるとか問題が発生したときの解決方法、こういうものにつきましては、それまであつた経験を新しい契約にきちんと反映させる形で問題ないように処理していくというふうな形のものを、また、モニタリングなどをきちんと行うということによってそれを予防するということが非常に重要であるということ、これを我々もガイドラインと示して、公共団体とかにも、これは厚労省さんとか下水道部局さんと一緒になつて周知をさせていただいている、そういうことでございます。

○森山浩委員 先ほどの質問の中で、核の部分ですけれども、日本の企業で太刀打ちできるのか。

ヴェオリア、スイズ、テムズウォーター、ネスレ、水メジャーと言われるような世界的な企業がたくさんあります。そして、全体をばかるとするところについて、大変な知見を有している。こういうところに対して、日本側で十分に戦える企業というのは、現在、存在するんでしょいか。若しくは、存在しない、だけれども、一旦とつてもらつて、そのノウハウを盗んで何とか戦えるよ

うに育てていくんだという、そんな意見をされたこともあったかと思いますが、そういう話なのか。大臣、お願いします。

○梶山国務大臣 委員おっしゃるように、ヴェオリア、スエズ、テムズ、長年の経験がある事業者であります。そういった事業者の経験というものも必要だとは思っておりますけれども、今回の法改正において全が一括で受けられるような形になるかどうかというのも、まだ決まっているわけではありません。分割で、部分的に対応するというところもあるでしょうし、これが例えば、先ほど申しましたように、住民の理解を得ていく、議会の理解を得ていくという中でどうなっていくか。その中でしっかりと、ガイドラインに示された中で私どもも協議をさせていただきたいと思っておりますし、求めに応じて、またこちらからもいろいろな参考意見を出させていただければと思っております。

○森山(浩)委員 では、対抗できる企業はないということですか。

○石崎政府参考人 PPP、PFIも、当然いろいろなやり方がございまして、最近では、PFIにおきましても包括委託と言われている、包括委託もいろいろなレベルがございましてけれども、かなり包括して、言ってみればコンセッションに近いようなかなり大きなものを大ぐりやる、そういう包括委託も出てきてございます。

こういう中に、当然ながら、日本の企業もかなり参入してやっております。こういう企業であるならば、当然ながら、努力いただくことによって十分に対抗していくことが我々は可能ではないかというふうに考えてございます。

○森山(浩)委員 やはり、IMF、世界銀行のシステムの中では、できるだけ世界全体の水を平準化しようというような圧力が働いてきた歴史もあります。それに合わせて成長してきた非常に経験豊富な水メジャーとの戦いになるんだということをしつかりと認識をしていただいた上で、日本の企業の側も育てていくというところが非常に

に重要だと考えておりますし、ちょっと、今の段階で包括委託を前提とした委託というのは時期尚早な部分もあるのではないかな。ちよつとずつ分けて委託をしていくという中から力をつけていただくような段階を踏んでいただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○梶山国務大臣 委員の御意見も参考にさせていただきたいと思ひますし、いろいろなやり方、PFI、コンセッションのあり方があるかと思ひますので、それらを今度の法改正において背中を少し押すような形ができればと。強制的じゃありませんよ。しっかりと、ではやれる状況が整ったなというような感じに当事者の皆さんが感じていただければと思っております。

○森山(浩)委員 続きまして、水道事業の広域化、それからダウンサイジングの問題でござい

ます。先ほどの質問の中でも、横浜は新しくするのに百年かかるんだというような話も出てまいりました。今のままの水道事業、水道の施設をそのまま新しくするというのであれば百年かかるというようなことも実際に起ってくるわけなんですけれども、人口が減っている、また、節水型の家電であるとか、あるいは節水型の生活であるとかというようなことが浸透してきている中で、今までどおりの水の量が必要ではないという状況になっている事業体が数多くございます。

例えば、先日の代表質問でも御紹介をしました岩手中部水道事業団、幾つかの市それから町がやっている水道事業、これにつきまして、浄水場を一体化して、全体としてつくる水の量を減らす、あるいは、管の径をちっちゃくして、大きく過ぎる管はもう要らないんじゃないのかというようなことをやっていくときに、当然ですけども、民主的な形で決定をしていかなければ、何だ、うちに来る水は減るのかというふうな話になってしまつては、非常に困る話でござい

ます。ですの、まずは、公営の中でこのような事例、ダウンサイジングについて取り組まれている

事例は全国で把握をされているのか、そしてどのように評価をされているのか、厚生労働省にお伺いをしたい。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

現時点では、委員御指摘いただきましたような岩手中部水道企業団その他につきましては、ちよつと今後調査してみたいと考えてござい

ます。

○森山(浩)委員 では、岩手中部水道事業団の取組に対する評価はいかがですか。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

今御指摘いただきましたように、水道施設の老朽化や人口減少による料金収入の減少などの水道の事業基盤の急速な悪化が懸念される中で、地域の実情に応じて、将来の水の需要を踏まえ、長期的な視点に立つて、施設規模の縮小や統廃合などのダウンサイジングや広域化を進めていくことが必要であると考えているところでござい

ます。そういう意味で、この岩手中部水道企業団のような取組というものは評価できると考えてござい

ますが、厚生労働省におきましても、これまで、手引の作成等によりまして、水道施設のダウンサイジングを含めて、中長期的な更新需要及び財政収支の見通しを試算して、具体的な更新施設や更新時期をあらかじめ定めるアセットマネジメントの実施等を進めてきたところでござい

ます。また、現在国会に提出させていただいております水道法改正法案におきましても、長期的な観点から、アセットマネジメントを行う努力義務を規定するとともに、広域連携の推進について規定しているところでござい

ます。こうした取組によりまして、御指摘いただきましたようなダウンサイジングを含めた水道事業者における計画的な施設更新や広域化を促して、基盤強化を図つてまいりたいと考えているところでござい

ます。

○森山(浩)委員 評価されているということですが、ダウンサイジングはやらなきゃいけない、で

も、今までの団体、事業者をもとに考えた場合には、うちの町で浄水場は要る、うちの町でちよつと多いけれども水をつくつてゐる、でも、隣の町と合わせると、足して半分の量でいいというような事例がたくさんあるのではないかと思います。つまり、これまでの事業者を中心としたアセットマネジメントというだけでは十分ではなくて、広域化も視野に入れた形で、例えば県全体であるとか、あるいは流域全体であるとか、こういった形で、全体、必要な量を見た上で、人口の状態あるいは水の使用量、これに応じたマネジメントをしていくという意味では、例えば、その中の一つの市だけがコンセッションで委託をしちゃった、二十五年だ、三十年だ、五十年だという話になった場合には、全体のアセットマネジメントというのは今後つくることができないということにはなりませんか。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。今御指摘いただきましたように、一つの自治体だけでということであればそのようになりませんが、先ほどの水道企業団のようなところがまとまつてそういったアセットマネジメントを行うということがあり得るのではないかとというふうに考えてござい

ます。

○森山(浩)委員 そうなんですすね。既に水道企業団がある場合はいいんですすね。

でも、隣の水道企業団と一緒にやった方がもつと効率化できるんじゃないかというふうな事例もあるかと思ひますので、せつかくそういうアセットマネジメントをちゃんとやっていこうというふうな話を水道事業として取り組んでいこうという時期に、一部だけばこつと抜けて、コンセッションで民間委託しちゃつたのでこれまでどおりの大きさの施設を更新しますなんだというふうなことがないようになさなきゃいけないんだと思ひますけれども、大臣、いかがですか。

○梶山国務大臣 コンセッションを導入するに当たつて、その適正な規模であつたり、適正な人口であり面積であり、そういうものもあるうかと思

います。小さなところはなかなかやはり難しいかと思ひます。広域化と同じように、コンセッションもやはり広域にすることによって、今委員おっしゃる通りに、資産の管理業務ができるという形になるはずでありますし、またそういった視点もしっかりと置きながら、これらの協議を進めていってもらいたいと考えております。

○森山(浩)委員 ありがとうございます。

ですので、今行われている水道事業の改革について、ちょっと推移を見守りながら、このコンセッション、時期の早い段階で、とにかく目標があるからやつちまえという形ではなくて、できるところから、あるいは民間委託というところからスタートをしていただきますようにお願いをしながら、最後、地方自治体の自主性についてのことなんです。

先ほど山崎委員の方からお話がありましたけれども、助言、勧告というものが今回書き込まれています。助言、勧告という部分については、これは自治体の側から助言してくださいたいといったときに返ってくるという認識でいいんでしょうか。自治体から言われなくても、おまえ、ちよつとこれはちゃんとした方がいいんじゃないのかという話も含めての勧告ということなんでしょうか。

○石崎政府参考人 助言に関しては二種類あるというふうに認識しております。

一つは、民間事業者を含めてですが、何らかの助言を受けたという形で申し出、それに対してワンストップ窓口としてお返しするというパターンの助言、もう一つは、先ほど説明の中にもありましたが、リスクを余り考えないで契約をしてしまつて、このままだと後々非常に大きな問題になるんじゃないか、そういうものに関しまして、何らかの形で内閣府が知り得た場合について、それについて助言をする、物によつては勧告する、そういう両方のケースがあるかと考えてございます。

○森山(浩)委員 コンセッション、やりなさいよ

という話にはならないことですね。

○石崎政府参考人 あくまで特定事業の適正な実施のためという前提で考えていますので、個別の事業を、言つてみれば、そのまま放置した場合に何か大きな問題が生じます、そういうようなケースが、裏返して考えると想定されますので、個別の事業を行わないといったものが何か大きな問題になるというのは余り想定できないと我々は考えてございますので、個別の事業を何かやりなさいというような形というのは、この法案の、少なくともメーンのものとしては考えてございません。

○森山(浩)委員 もう一つ、今度は水道から離れて、指定管理者がそのままコンセッションを受ける場合には、先に自治体の議会で議決をしておけば、その後の部分については議決は不要にするというふうな書き込みがあるわけなんですけれども、これは自治体の自主性を損ねることにはなりませんか。

○石崎政府参考人 お答えいたします。

指定管理者とコンセッションの事業者を兼ねる場合の特例として今回提案をさせていただいている、運営権者の権利を移転する場合に、指定管理者の場合、一回一回承認が必要なのを、あらかじめ議会が特例を設けた場合については、それを不要とする、事後報告で可とする、そこについての御指摘かと思ひます。

これは、あくまで、公共団体の議会が自分の判断において、事前に特例を設けるということを判断し、当然、その中の適用の範囲だと考えた場合というものでございますので、議会の自主性を損ねている、そういう性格ではないというふうに考えております。

○森山(浩)委員 このような事例というのは私は聞いたことがないんですが、総務省さん、同じ事例というのはほかの分野であるんでしょうか。

○篠原政府参考人 お答え申し上げます。

今回の改正PFI法案による指定管理者制度の特例のように、あらかじめ条例を定めることで議決を不要とする制度につきましては、現行のPFI

I法における公共施設等運営権移転の議決の規定、また、地方自治法におきましても、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する規定等の例がございます。

○森山(浩)委員 その中で、私も地方議員を、自治体議員をやつておりましたので、国が制度をつくりました、そして、議決をしたらうまく事業が進むんだ、補助金が出るんだ、あるいは補償金が見込まれるんだ、あるいは事業がうまく進むから、町のためには片目をつぶつて賛成せぬかというふうな圧力、これは市民の側からも起こつてきやすいのです。

実際、全体像が見えていない段階であつても、国が言っているんだから、何とかこれは議決をして、議会の議決を要らぬようにしたらどうだというふうなことになるやういわけなんですけれども、それから考えると、やはり、これは自主性をきちんと重んずるという意味では、ほかの条件、これをやらなければ不利益になりますよというふうなことにならないようにということを国から強く発信をする必要があると思うんですが、総務省さん、いかがですか。

○篠原政府参考人 お答え申し上げます。

今回の改正PFI法案では、議会の判断により条例を定めた場合には、利用料金の設定や指定管理者の指定に関し手続上の特例が適用されるといふ選択肢を設けているものでございます。

したがいまして、条例を定めるか否かにつきましては、地方公共団体において自主的に判断すべきものというふうに考えております。

○森山(浩)委員 つまり、これは国からは圧力をかけませんよということですよ、いいですね。

これについても本当に、できちゃつたシステムについては、最初の立法者の意図とは違う形で暴走することがありますので、常に気をつけながら運営にかかわつていただきたいというふうに思ひます。

今回、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

というところでございますけれども、二十一兆円というPFIの目標額、これがありきで、何とか押し込みたいというような意図が見え隠れをするところでもございます。

二十一兆円のPFIの目標というものが国益に沿うような形で達成するのであればいいのですが、無理をして、海外の事業者がどんどん入つてきちゃつた、国内の事業者が圧迫をされた、あるいは自治体の自主性が損なわれたというふうなことがないように、運営段階においても、非常にこれは大事なことです。この制度の書き方自体についても修正案を用意しておりますけれども、その上で、しっかりと検討していただいた上で、次の運営の仕方についても気をつけていただきたいというふうに思ひます。

以上で終わります。ありがとうございます。

○山際委員長 次に、森田俊和君。

○森田委員 国民民主党の森田俊和でございます。

質問の機会をいただき、ありがとうございます。六十分の質問時間をいただいております。

まず初めに、いろいろと、急ななかでの委員会の設定でございまして、関係の担当者の皆様方には、大変時間のない中での御答弁を用意していただいたんじゃないかなと思つております。敬意と感謝の気持ちをあらわしつつ、質問をさせていただきますか。

平成十一年のPFI法の制定以来、およそ二十年という月日が流れております。その間の蓄積も大分できてきたことというふうに思つております。これまでの制度運用についても振り返つてみながら、PFIのさらなる活用について議論を深めていければいいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

さて、今回でPFI法の改正についての議論、審議があるということで、早速私も、地元のことを調べてみようということで事例を当たってみました。ところが、余らないということござい

埼玉県の担当者何てみたんですけれども、県の、埼玉県の事業としては十四ありました。大きなものとしては、リサイクル施設、それから浄水場の排水処理施設の整備、運営、そのほかはESCO事業、つまり、建物の設備関係の更新、その後の運営を省エネなんかの提案も含めて一括して行う、こういった事業がその残りということでございました。埼玉県内の今度は市町村の行っているPFIの事業として見たところ、十八ございました。

県の担当の方に、このPFIというのはどうなんでしょうねという話を伺ったんですけれども、まず、県の事業としては、なかなか今の財政的にも厳しい状況であるので、PFIにうまくはめ込まれるような、そういった大きな案件がないと。なかなかそのメンテナンスにも、いろいろなインフラ、施設設備のメンテナンスにお金が行ってしまおうということで、なかなか新規で新しく施設整備を行う機会というものがそもそもないというところでございました。

では、市町村の方はどうなんでしょうという話を伺ったんですけれども、聞いたところ、昨年度はPFIについての相談件数がゼロであったということなんです、県が受けた相談ということですけれども、一昨年、二十八年度は四件の相談があったということでした。

何ででしょうねという話を伺って、その理由を伺ったんですけれども、一つは、事例が少ないので、そもそもなかなか踏み出せないということがあるんじゃないかということでした。新しいこと、ほかやがやらないことをやるというのはなかなかやりづらいものだと、例えは、この事業をやるに当たって、市町村長、首長さんとの協議の中でつまづきが出てきたり、あるいは、その後、

予算化をして地方議会でその議案を通そうというときに、何ですか、このP何とかみたいなそういう話になってしまつてしまつてしまつてしまつて、まあ、実際とまるかどうかは別としても、そういう心理的なリスクというのを感じていらつしやるという向きがあるんじゃないかな、そういうことがお話の中で出ておりました。

また、ちょっと本筋とは違う話なのかもしれませんが、談合の疑いの心配もされているということをお話をされていました。事業をやるかどうか、その企業が請け負えるかどうかということと個別に話をしてみたいんですが、なかなか個別に企業と話をすることが、そもそも、比較的大きな案件になってきますので、そういったところに何となく引け目を感じてしまつてということ、現場の方のそういった心配もあるんじゃないかなというようにお話をされていらつしやいました。

こうしていろいろな地元のことを聞いてみると、このPFIの推進というのはなかなか難しいなという感触を持っております。

そこで、議論の前提として大臣にお伺いをさせていただきたいと思うんですけれども、今回の法改正を含めて、PPP、PFIを更に推進していく意義というのはどのようなところにあるのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○梶山国務大臣 国、地方ともに財政状況が極めて厳しい中で、公的負担の抑制を図るとともに、持続可能な良好な公共サービスを実現するためには、さまざまな分野で民間の資金や創意工夫を活用することが重要であります。

そういった意味から、PPP、PFIの事業の推進を図ることが必要だと思っております。今ないものでも、将来、十年後、二十年後に出てくる財政的なリスクというものを含めてしっかり見通していただいた上で決めていただきたいと思うところであります。

このため、PPP、PFIの事業規模として、平成二十五年度から平成三十四年度までの十年間

で二十一兆円的目標を掲げているところであります。この目標をできるだけやはり達成をしなければならぬ。

PPP、PFIの推進を図るために、コンセツション事業等のモデル的な事業を着実に案件形成をしていくこと、先行モデルとしてしっかりと皆さんに理解をしていただけるような事業をつくっていくこと、また、多様な事業分野、多様な事業主体における幅広い取組を推進することが必要であることから、今回の法改正を行うということでありまして、自治体と事業者、一対一というよりも、一つの事業を幾つかに分けることも、可能な場合はする場合もある、さらにまた、事業体の組み方というものもいろいろな工夫をしていただく、また、自治体に決意をしてもらうためのことも含めて今回の法改正に至つたということであり

ます。

○森田委員 ありがとうございます。御答弁にもあつたように、民間活力、つまり、民間の資金力であつたり、ノウハウ、アイデアを活用して費用対効果の高い行政サービスを提供していくというようにすることが目的になってくるんだらうなと。

負担の抑制というお話がございました。一時的に、施設整備のときにどかんと高いお金を払うことなく、平準化した費用の負担になっていく、そういったモデルもあらうかなと思ひます。

また、いろいろと資料を拝見しております、経済効果を狙っていくという目的もあるのではないかなというふうに思っております。アベノミクスで経済成長を実現するというのを考えると、その一つの手段としてPFIの推進というものも含まれているのかなというふうに思ひますけれども、そういうこともあつて、PFIを推進するというのが一つの大きな政策目標になっているのかなというふうに思っております。

平成二十五年度から三十四年度の十年間の事業規模の総額として十兆円から十二兆円という目標が

出されておりました。これが、先ほどのお話にもありましたように、平成二十九年に改定をされたアクションプランでは、同じこの十年間で二十一兆円という規模の目標が出てきているというふう

に承知をしております。そこで伺いたいと思つておりますが、二十五年版のアクションプランから二十九年版のアクションプランということで目標が倍になっているというわけですが、この数値目標が達成できるのかどうかということで御答弁をお願いいたします。

○石崎政府参考人 お答えいたします。

PPP/PFI推進アクションプランで定める平成二十五年度から三十四年度までの十年間の事業規模目標、二十一兆円でございます。これに對しまして、二十五年度から二十八年度までの四年間の実績は約十一・五兆円という進捗でございます。

十一・五兆円です、四年間で二十一兆円の半分を超えているということで順調に見えるのでございますが、これらの実績には、関西国際空港、大阪国際空港の五兆円、愛知県の有料道路の五千億円という非常に大規模なプロジェクトが入っている、そこでげたを履いているという部分がございます。

それらの大規模事業を除きますと、目標を達成するためには、コンセツション等のモデル事業となる事業を確実に実施するとともに、更に幅広い取組を進めていくことが必要な状況だということに考えてございます。

○森田委員 ありがとうございます。

先ほどのお話にありました、四年間で、二十八年年度末で十一・五兆円という数字が出ていたということでもございました。先ほどのお話にもありましたが、そういったのが続けば達成可能な数字なのかもしれませんし、やりやすいところは、もしかすると早目に取組まかかっているところもあるかなと思ひまして、なかなかこの先のところは厳しいかなという見方もできるのかもしれない

ん。
いずれにしても、先はまだ長いというふう
思っておりますので、案件を積み上げていく必要
が、もしこの達成目標ということであれば、必要
になってくるのかなというふうに思っております。
先ほど埼玉県内のことを申し上げましたけれ
ども、案件を積み上げていくことを考えま
すと、やはり、国だけやるということではな
く、全国の市町村を含めた自治体がPFIに取り
組んでいただいた方が目標が近くなってくるの
かなというふうに考えております。

そこで、お伺いをさせていただきますけれど
も、市町村の事業でPFIを使った事例が近年ど
のくらいあるでしょうか。また、それに対する評
価をどのようにしておられるか、御答弁をお願い
いたします。

○石崎政府参考人 平成十一年にPFI法が施行
されましたから平成二十八年度末までにPFI法
に基づき実施方針が公表された事業の数、六百九
件でございます。

事業を実施している自治体の傾向を見ますと、
政令市では、二十団体内十九団体とほぼ全てに
おいてPFI事業を実施してございます。一方、人
口二十万人以上の市区町村においては、百十四団
体内六十団体と約半数以上がPFI事業を実施し
ている。一方で、人口二十万人未満の市区町村に
おいては、PFI事業を実施した団体は一割弱に
とどまっております。人口が少ない自治体にお
きましては、自治体職員の体制や能力の問題等
もございまして、PFI事業を実施する際の課題
になっているというふうに考えてございます。

内閣府といたしましては、こういった公共団体
の人材育成のため、地域プラットホームという
ものを行いまして、形成の支援をしてございま
す。また、高度専門家の派遣、ガイドラインの策定、
周知といった技術的援助、こういったことを行い
まして、公共団体の支援を行っているところで
ございます。

○森田委員 ありがとうございます。

平成十一年以降で六百九件という御答弁を
いただいております。

アクションプランの中でも、人口二十万とい
うところで線を引いて、大きな自治体、比較的小
な自治体ということで色分けをしているよう
ですけれども、二十万人未満の自治体千六百七
のう、PFIの実施がゼロというところが千四百六
十九団体ということになってございまして、九割以上
数字にするやうていないという状況で、これ
を見ると、なかなかハードルが高いなという
この数字からも感じております。

先ほど、専門家を派遣していただいたり
いうことでいろいろと対応をいただいているわ
けなんですけれども、そうやっていろいろと対応
をして丁寧にやっていたらいいという御答弁
にもかかわらず、なかなか広がっていないとい
うのが実際のところかなというふうに思っており
ます。

そもそも、先ほど申し上げたように、制度自体
を余り、市町村と、その職員さんだけでなく、い
ろいろと広く関係者を含めて考えると、制度がわ
かっている、理解できていないという方が多い
というの、この制度の一つのハードルなのかな
というふうにも思っております。

さて、先ほど地元のことを申し上げました
けれども、もうちょっと絞って、私の選挙区
のことを調べてみたんですけれども、私の埼玉の選
挙区には五市ございまして、熊谷、行田、羽生、
加須、それから鴻巣市、この五市なんですけれ
ども、PFIを実施しているのは一市のみ、加須市
のみということになってございまして。加須市の農
業集落排水の事業がPFIの方式で実施をされて
いるということになってございます。

それから、もう一つ、これはまだ計画段階
のものがございまして、行田市、鴻巣市それから
北本市と三市で、ごみ処理施設の一部事務組合
の計画というものがございまして、これは、PFI
等導入可能性の調査を行って、その調査の報告書
が出てきた段階、こういった案件もございまして

さて、選挙区内にあった唯一の貴重な事例であ
る農業集落排水についてお伺いをさせていただきます
たいなというふうに思っております。

この加須市の農業集落排水ですけれども、今
からおおよそ十年前、平成二十一年に供用開始にな
っております。施設整備と合わせて十五年間の維持
管理を行うという事業になっております。

そもそも、この案件なんですけれども、ス
トしたときはPFIではございませんでした。通
常の事業の形で計画が始まったというふう
に伺っております。通常の形という、国庫五〇%、県
一五%、市で二六・五%、受益者で八・五%とい
う負担割合の事業として計画をされたというわけ
なんですけれども。

なぜそれが途中からPFIになったかとい
うと、途中、県の財政事情の関係で、県が一五%と
いう補助の枠組みが規定上は一五%以内という書
き方になっていましたので、一五%の満額が
どうも出なくなりそうだというリスクが出てきま
して、一五%を下回る部分についてどういうふう
にしようかという対応をしていた中で、このPFI
の方式に光が当たったということだったそう
です。

集落排水の事業をPFIに適しているとい
うに最終的に判断をしたわけなんですけれども、一
つにはその規模、集落排水の規模がございまして。計
画の処理人口が二千六百四十人というこの集落排
水の事業なんですけれども、集落排水の事業とし
てはかなり大きなものでございます。

加須市内にほかに集落排水がありません
けれども、市内でもこの大きさは別格でして、合併
前の旧騎西町という地区がありますけれども、この地
区ではほかに集落排水の事業が多く行われてお
りますけれども、ほかのところを見ますと、数十
人という処理人口とかあるいは数百人とかという
数字でございまして、ほかはそういう処理人口だ
と。これは、国全体の規模で見ても、千人以下の
ものが集落排水で見ると八割ぐらいを占めている
ということだというふうに伺っております。

いろいろとお伺いをしている中で、この集落排
水の事業をPFIでやって何がよかったでしょう
かということ、今管理されているのは、下水道
の部門の管理を担当されている方、言い
てきたんですけれども、これは一つは、言うま
でもなくお金が安い、事業費が安く済んだ。先
ほどの、県からの補助が一五%出なくなると、更
にまだ事業が遂行できたということで、お金が安
く済んだということですね。

事業が丸ごと一括発注という形になります
ので、発注者である行政からすると、工事ごと
に、一々契約をして工事をするという煩雑さがあ
りませんので、手間がかからないということもあ
ったそうです。工期は計画よりも早く済んだとい
うことで、早く完成して早く供用できたという側
面もあったということでした。

安いというお話をさせていただきましたけれ
ども、何で安いんでしょうかねということ、もう
ちょっと細かく見てみたわけなんですけれども、
理由は幾つかございました。

まず、工事を一括発注ということ、まずはス
ケールメリットが生かせるということです。それ
から、配管ですけれども、下水と同じようにず
っと各家庭、家庭という、家庭の前からず
っと配管をして処理施設までつなげていくわけ
なんですけれども、通常は、だんだん傾斜をつ
けていく自然流下式ということで、傾斜をつ
けた配管の埋め方、埋設をしているわけなんです
けれども、当然、これは傾斜をつけていくと、ど
んどん先に行けば行くほど深くなってくるとい
うことで、工事とそれに伴って費用がかか
ってくる。深くまで管を埋設するというこ
とで、工事費も上がってくるというふう
な感じがいたします。

しかし、この施設については真空式という
ものを使った。掃除機のようなもので排水を吸
い込んで、いわば傾斜に頼らずに排水を吸い寄
せられるということで、配管が深くなくていい
ということ、工事費が安く済んだ、そういう面
があったということですね。

あと、埋設をする工事のときにはアーバンノードイック工法という工法を使って、管路を埋めるところを全部掘り返すじゃなくて、ある一部分を掘ってそこから管を入れ込んでいく、そういう形をとって、全部掘り返すことなく工事ができたということ、こういう工法を使ったことによる経費の縮減効果もあったということですね。

そういうことを聞いていると、やはり地元の企業、地場の企業を使っているのかなという心配が当然ありましたので、その辺を聞いてみたところ、これはプロポーザル方式で当初募集をしているということ、そのプロポーザルの中に項目として、地元企業との協力関係をどういうふうに担保していくかという項目があったということで、もちろん、行政が直接発注することよりはいろいろな制約があったとは思いますが、そのプロポーザルの中での項目に入っていたということで、地元企業を使っているということもなっているということでございます。

何かこういうふうに言っているといいことばかりのような感じがしなくもないですけれども、ではデメリットはどういうところだったのかなというところでお伺いしたわけなんですけれども、まずは、工事、工事という契約の段階で非常に手間がかかったということをお話ししていました。

手間がかかったといってもいろいろなことがあると思いますが、一つは実現可能性の調査ということですね。当然のことながら、集落排水の事業のPFIというのはほかに事例がありませんでしたので、そういったことを一から立ち上げて、PFIの方式にかなうかどうかということ、そういった調査をしていった。

それから、契約書の整理、やはり通常の事業とは違いますので、この辺の手続が煩雑であったということでした。弁護士に入ってもらって、要望水準書といったようなものを含めて、契約に不備がないかという確認をしながら契約手続関係を進めていったということでございます、その前

さばきのところでも費用が大体二千万から三千万ぐらいかかっているということでした。

また、供用開始してからの問題点はどういうことがあったかというふうに伺ったところ、いろいろなふぐあい、詰まったとか漏れるとか、そういうふぐあいのトラブルというものの苦情が市に来ちゃうということですね。管理は運営会社が行っているはずなんですけれども、やはり住民の方が電話する先という市の担当部署ということになりまして、結局、管理者じゃなくて市にきてしまつて、管理の担当者と言言ゲームのようなことをせざるを得ないというようなことがあるというふうな、問題点としての指摘がございました。

あとは、実際の現場の管理というものを運営の会社が行っておりますので、いろいろな苦情が、例えば、市のこれはもちろん責任もありますので、市にいろいろな苦情が来たとしても、ふだんのメンテナンスの状況等が、もちろん監視はしているとはいえないながらも、なかなか直接やっていることと比べると見えない、見えづらい部分があるということもお話を聞いていたわけなんです。

大体、こういうふうなメリットとデメリットを整理してみますと、このようなことが事業の中であったということなんです。

何でこんなことを細かく聞いてきたかということ、この後が、集落排水に關しての後が続いていない、PFIに關して後が続いていないということとがございましたので、あえてここまで細かくいろいろと調べさせていただいたわけなんです。

そこで、お伺いをさせていただきませんが、この埼玉県の加須市における集落排水事業のほかに今のところPFIの事例は見られないわけなんですけれども、これまでの経過をどのように評価しておられるでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○奥田政府参考人 お答え申し上げます。PFIの取組につきましては、事業コストの1層の削減や、より質の高い公共サービスの提供を

可能とするものでございまして、農林水産省といえども、農業集落排水事業において、その取組を進めることは重要と考えているところでございます。

埼玉県加須市の事例につきましては、今委員の方から御指摘ありましたとおり、補助事業として採択しましたが、その後、平成十九年一月からPFIに取り組みまして、建設事業費の削減に追加しまして、事業工期が短縮され、住民へのサービス提供時期が早くなるといった効果があるというふうに認識しております。

一方で、これも委員御指摘のとおり、農業集落排水事業におけますPFIの取組がなかなか広まっていけないというのが実情でございます。農林水産省が平成二十六年二月に市町村に対して調査をした結果、こういったものを踏まえまして、例えば、これも委員御指摘ありましたが、PFI活用による市町村のメリットが十分に認識されていない、あるいは、PFIに取り組むためには膨大な事務処理が必要であつて、市町村の職員が不足していること、さらには、これも委員御指摘いたしましたが、農業集落排水事業は非常に小規模なものが多くて利益が出にくい、民間事業者が参入しにくいことなどの課題があるというふうには考えてございます。

以上でございます。

○森田委員 ありがとうございます。農林水産省の方としても、決してこれは黙って座っているというわけではなかったと思います。ホームページにも出していたとおっしゃいますけれども、農業集落排水事業におけるPFIの手引という、まとめて印刷したんですね、それでもかなり厚いものになるような、全体にすると資料編も含めて二百ページにわたる、農業集落排水事業におけるPFIの手引といったものを出していただいているということ。この中には、そもそもPFIとはどういうところから始まって、資料編では、具体的な検討事項、細かいところまで含めて資料をつくっていただいているということ

とです。

そこでお伺いをしたいのが、この手引が出されてからの、その後の相談件数の状況がいかがかというところでございます。また、その状況も踏まえて、今後、集落排水事業におけるPFIの活用の見通しについて、御所見を伺えればと思います。お願いいたします。

○奥田政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、農林水産省では手引を平成十七年度に策定しました。また、二十三年度のPFI法の改正等を踏まえまして、また、先ほど申し上げました市町村の調査結果、これも参考にしまして、二十六年度にこれを改定しましてホームページに掲載するとともに、関係市町村に配付するなど、その取組の強化を図ってきたところでございます。

しかしながら、農業集落排水事業におきまして、そのPFI活用について市町村から農水省に具体的な相談があった件数といったしましては二件、熊本県の宇城市と奈良県奈良市の二件にとどまっているところでございます。

一方、農業集落排水事業につきましては、整備率が既に九割に達しておりますので、多くの処理施設が供用後十五年から二十年を経過してございます。今後、これらの老朽化した施設の更新というものをやっていく必要があると考えてございます。

このような状況でございますので、今後の農業集落排水施設におけますPFIの活用につきましては、更新に係るコスト削減の観点からの活用でありますとか、あるいは維持管理、運営費の削減やリスク管理の効率化といった観点から、同一の市町村内の既に整備された複数の農業集落排水施設を一体的に運営管理するケースなどにおいて活用が考えられると思っております。

農林水産省といたしましては、関係する市町村に対しまして、これらのケースにおけるPFIの活用等について引き続き働きかけてまいりたい、このように考えてございます。

○森田委員 ありがとうございます。

相談の件数が二件ということでございました。この集落排水に限ったことではないんですけれども、どうしてもPFIを活用してもらえないかというところだと思います。まずは、この集落排水の加須市の事例をPRしてもらったことだと思えます。集落排水をやるならPFI、こういうメリットがありますよということを具体的に示していただくことだと思います。

それから、事業前の、先ほども事務作業量が膨大だということもお話がありましたけれども、前さばきの部分の手間暇あるいは費用をどのくらい抑制できるかということが大きな課題になってくるかなと思います。先ほど加須市の事例で二、三千万というお話がありましたけれども、小さな事業で二、三千万かけていては、とてもとても、その縮減効果がすぐ吹き飛んでしまうようなことになってしまふというふうに思っております。ぜひ、検討している自治体があれば、そこに直接農林水産省の職員さんが出向いていただいて、まずは、職員さんだけでなく、関係者の方も含めての皆さんの理解に努めるということだろうと思えます。

それから、事務手続のことがございました。法的、手続的な負担を減らせるように、ぜひ国としての支援をしていただきたいなというふうに思っています。

一々個別の案件で自治体が弁護士さんを頼んで仕様がとか条件を整理して事業を準備していくというところは、先ほどの、コストの縮減効果が半減というのか吹き飛んでしまうようなことにもなりましますし、そういうことをやった上で比較的小さい事業でもPFIが入られるよという状況が、ぜひつくっていただければ、ハードルがもっともつと下がるというふうに考えております。

先ほどのお話にもございましたとおり、これから、お話を聞きに行った加須市でもそうなんですけれども、更新の時期に入ってきているということで、ポンプの改修だとかにも農水の方からの補

助金が使えんというふうなお話も伺ったんですけれども、とはいっても、やはり更新には大きな費用がかかってくるということでございまして、先ほどの話にもあったように、これが同じ市町村内にある、あるいはその近隣地区も含めた施設の更新だとか維持管理、先ほど埼玉県がやっているESCO事業なんというところも紹介をさせていただきましてけれども、そんなビジネスモデルも描けるのではないかなというふうに思っております。

いろいろと今までの補助金が入ってきた経緯なども、その条件等がそういう一体的な管理なんかには障害が出てくる部分ももしかしたらあるのかもしれないけれども、ぜひ農林水産省としても柔軟に対応していただいて、あくまで住民の方のためのサービスだというふうに思っておりますので、より安価でよいサービスが受けられるように知恵を絞っていただきたいなというふうに思っております。

さて、続いてですけれども、PFIのリスクについてお尋ねをさせていただきたいと思えます。私、埼玉県で県議をさせていただいておりましたけれども、そのときにPFIの事業が途中で終わってしまったということがございました。これは埼玉の川越市というところなんですけれども、埼玉県の西部地区の交流拠点をつくらうという事業で、これはもう計画としては何十年、三十年ぐらい前からずっと温めてきた事業なんですけれども、バブルが崩壊してそのまま置き去りになっていった事業だったんです。

これが、ちゃんとした事業の名前ということで、西部地域振興ふれあい拠点施設整備事業、こういう名前なんですけれども、これは県と市の共同事業ということで行われまして、今は整備が終わってウェスタ川越という愛称で呼ばれておる施設でございます。いろいろと県とか市の関連団体等の事務所があったり、あるいはいろいろと整備するための施設がある、そういう拠点として整備したんですけれども、これを途中でPFIで事業を進めておりました。しかし、指名した業者が途

中で指名停止処分を受けてしまったということになりまして、PFIの事業としては中止をして、結局、公設民営という形の事業で行って、今では指定管理という形をとっているということで運営をされております。

これは指名停止という形で事業がストップしてしまつた事例ですけれども、ほかにも、例えば、受けた会社が倒産するといったこともあるかと思えます。事業継続が困難になるということも、いろいろなケースが考えられると思えます。

そこで、お伺いをさせていただきましますけれども、PFIを受注した業者が倒産してしまうなど、中断するリスクへの備えというものをどのようになされていらっしゃるか、御答弁をお願いしたいと思えます。

○石崎政府参考人 答えいたします。

コンセプション方式を含めましたPFI事業を導入する際には、需要の変動のリスクですとか経営のリスク、こういう事業リスクをどういうふうに管理するかというものを、まず事業者、行政、金融機関等の関係者間で十分に話し合つて検討した上で実施契約を締結する、それが何より大事だということに考えてございます。その旨、内閣府といたしまして、基本方針や各種ガイドライン等に記載し、関係者に周知を図っております。

また、事業者による突然の事業放棄に繋がらないようにするためには、管理者が民間事業者に対して、経営状況について適切にモニタリングを行うというのが重要だというふうに考えてございます。問題が生じる可能性があるような場合には、速やかに改善命令を行い、必要な対策等について話し合うなど、公共サービスの安定供給を担保するということが必要だと考えてございます。

また、事業終了後におきましても、事務引継等がスムーズになされるように、同様の対策を行っていくということが必要だと思います。

このような対策を積み重ねることによりまして、事業の安定的な継続というのが図られるというふうに思っております。

○森田委員 ありがとうございます。

自治体がPFIをやろうというときには、事業を一括して発注するのでその分手間が省ける部分もありながらも、やはり、先ほど私が申し上げた例は、事業が始まる前、運営が始まる前に、建設が始まる前にそういった状況になってしまつたということなんですけれども、こういったことも含めて、万が一のことを考えて、当然、事業者の選定ということについては慎重にならざるを得ないとは思いますが、万が一のときのリスク管理はこうですよということで、先ほど、需要の変動でありますとかいろいろな事業リスクに対する備えをしておくというふうなお話がありました。また、事業をしていく最中については、モニタリングをして、必要があれば改善命令を行っていくというふうなお話もございました。

こういった対応を明確にわかりやすくしておくというの、市町村がこのPFIに取り組みハードルを下げるということの大きな要因になってくるんだろなというふうに思えます。こういったことについてもいろいろな相談がこれから市町村から出てくるかなというふうに思いますので、相談を受ける際にはぜひ丁寧な対応をしていただけるように、御配慮をお願いできればと思います。

続きまして、空港についてお伺いをさせていただきます。

先ほどもお話に出てまいりましたけれども、空港については、大型のPFIの案件ということで、関空と伊丹が一体として、オリックスとフランスの空港運営会社を中心とした運営会社によって、既に二〇一六年から運営に当たっているということなんです。それで、この契約期間が四十四年というところで、契約の期間中に支払う運営権の対価が総額約二兆二千億円というふうに伺っております。

また、仙台空港もやはり二〇一六年から民間での運営ということなんです。それから、続いて高松空港であったり神戸空港であったりということで、

運営権の契約がなされたりということで、順次はかの空港にも広がっているというふうに承知をしております。

相当なメリットがあるというふうに思っております。着陸料を値上げして、乗り入れの便数を多くする。お客さんにたくさん利用してもらって、そのかわりにターミナルビルの商業施設でお買物だとかあるいは飲食をしてもらって、飛行機の乗り入れに直接かかわる部分とそうでない部分と、商業的な部分なんかも含めて両方一体的に運用するというところで、総合的に利益を全体としては上げていくということになるかと思えます。

あとは、例えば乗り入れる飛行機をふやすために、LCC用の簡易で安価な施設を用意するとか、あるいは、お客様が利用しやすいような、鉄道やバスとの接続の工夫、こういったことをしたりとか、いろいろと機動的な対応をしていくことが恐らく民間の事業者の取組の中で可能となっていくんだらうかと思えます。

これから、海外から更に多くのお客様をお呼びしたいということもありますので、こういった取組を各空港において積極的にやるということは大歓迎ですし、空港は、単なる通過地点ではなく、いろいろなことを楽しめる目的地になるということとで、中小の空港もそれなりの経営をしていくべき道筋をつけられるのではないかなということも思っております。

一方、心配なこともございます。安全の面で、安全対策です。

空港は不特定多数の人が多く出入りする場所であって、国際空港であれば、海外からのお客様にまじって招かれざる人々も入ってくる危険というものがあるからでございます。

近いところでは、二〇一六年には、トルコ・イスタンブールのアタチュルク国際空港で三百名の死傷者が出る襲撃事件がございました。また、もうちょっと前、二〇一一年には、ロシアのモスクワ、ドモジエドボ空港で二百名の死傷者が出るという爆破事件もございました。

当然、普通の町うちにいるよりも嚴重な安全管理がなされていることと思えますけれども、こうした海外の事例等も見えますと、民間で大丈夫なのかな、そういった漠然とした不安が出てまいります。もちろん、警察であったり、出入国ということに関して言えば法務省などとの連携が欠かせないというふうに思えます。

そこで、お伺いしたいと思いますが、空港においては、テロ対策など、安全対策が特に必要と思われまます。その運営に対して制度上の制約を設けているのか、御答弁をお願いいたします。

○久保田政府参考人 お答え申し上げます。

航空の安全、そして空港の保安の確保は、空港運営事業の基本でございます。このために必要となります安全、保安対策を適切に行うということには、民間委託の大前提であると考えておるところでございます。

空港運営の民間委託に当たりましては、運営権者に対して、事故時の対応や警備体制などを定める空港保安管理規程の策定など、空港の安全、保安の確保に必要な措置を義務づけております。それとともに、公募におきまして、策定する空港保安管理規程をどのように遵守して更に高い水準を実現することができるところについて提案を求め、これを評価しておるところでございます。

国土交通省といたしまして、義務づけた措置や提案された内容が適切に講じられているかどうかというモニタリングを行うということとともに、定期的に法定検査を実施することとおるところでございます。

国土交通省といたしましては、運営権者に対します指導監督を徹底し、航空の安全、保安の確保に万全を期してまいりたいと考えてございます。

○森田委員 ありがとうございます。

先ほど加須市の例で申し上げたんですけれども、やはり直接、あのときは市、あの事例では市ですけれども、管理者が施設を管理運営しているときと違って、やはりどうしてもオペレータ的な部分が出てきちゃうということで、一枚、二枚

先に現場があるというふうな事になってしまいがちではないかなというふうに思っております。先ほどのお話では、適切にモニタリングをしていただいてというふうなお話がございますけれども、これから大きなイベント、例えばラグビーのワールドカップが二〇一九年、その翌年にはオリンピック、パリンピックといった案件もございますので、ぜひ、抜かりなく安全対策をしていただくようお願いできればと思います。

という一方で、やはり日本の玄関口が便利に、元気に、にぎやかになるというのはとてもいいことだというふうに思っております。ぜひ、PFIの制度の活用を通じて、こういった積極的な取組、独自の取組を各空港で行っていただけるように、積極的な支援をお願いできればというふうに思っています。

また一方で、地方空港の経営が苦しいという事情もあるようです。例えば、稚内とか新潟、釧路、高知あたりは赤字での空港運営になっているというところでございまして、そういったところでは、先ほどのPFIのコストの削減効果といったものが効果的に生きてくる場面もあるかなというふうに思いますので、ぜひ、PFIを取り入れることによって、こういったコストを下げずに、かつ商業的なことも含めて稼げる仕組みを取り入れていただいて、先ほども申し上げましたけれども、空港が単なる通過地点ではなく、魅力ある目的地として存在感を発揮できるように後押しをしていただければというふうに考えております。

いずれにしても、安全には細心の注意を払いつつ思い切った取組、このバランスをとって、空港の民営化、民間への委託ということも進めていただければありがたいと思います。続きまして、鉄道についてお伺いをさせていただきます。

今のところ、鉄道についてはPFIの事例がないというふうに伺っております。PFIの法律の中には鉄道事業にもPFIが使えるというふうに

書いてありますので、やはりいろいろな形で使える方法を探っていくべきであろうというふうに考えております。

そもそも、鉄道という事業を振り返ってみますと、鉄道が立ち上がった時代には民間会社であったというところからスタートして、それを国有化をしてきた、そして更にそれが、時代が進んでいくと民営化をし、今はJRになっているということです。言うまでもなく、ほかの、いわゆる一般の私鉄もたくさんございます。

という意味では、既に民間の力が活用されているということも言えると思えますけれども、それでも更にPFIを生かせる場面がないのかなというところで考えております。

京都丹後鉄道という鉄道がございます。これは、第三セクターの北近畿タンゴ鉄道から施設を借り受けて、列車の運行であったり切符の販売などの事業を行っている会社です。運行している京都丹後鉄道の正式名称はウィラートレインズという社名でありまして、高速バスなどを運行しているウィラーの子会社ということになっております。バス事業を中心とした異業種から鉄道への参入があったというところで、大変珍しいケースではないかなというふうに思っております。

このウィラートレインズですけれども、二〇一五年から運行を行っているということで、すけれども、鉄道単独で捉えるということではなくて、バスであったりとか、あるいは乗り合いのタクシー、デマンドバス、こういったほかの交通機関も含めた、地域の方の足を総合的に一体のものとして捉えて、移動のサービスを提供するという視点で会社の運営を行っております。

例えば、鉄道の駅とバスが同じ場所にあって、行き来をするのが非常に便利のように工夫をしているとか、また、移動の需要そのものを起こしていくということ、これは高速バス事業で培ったノウハウだと思えますけれども、弾力的に割引サービスを取り入れて、お客さんがいない時期には安くしてということで、この割引サービス等も

積極的に導入をしているということですね。

また、少し違った意味でのサービスということ
を言いますと、地場でとれた野菜を鉄道で運ぶ
サービスということで、貨客一体の輸送というよ
うなことが言えるかもしれないんですが、そういった
貨物も含めた輸送のサービスをしているというこ
とで、そういった意味では、今までの鉄道とは一
味違ったサービスを提供しているのではないかな
というふうに思っております。

これは一つの事例でございますして、これから地
方の鉄道の問題というのがもともとと深刻に、
人口減少が更に進んでいく中でもととと深刻
になっていくだろうと思えます。

先ほどの空港の話もそうなんですけれども、や
はり地域の方々の足なわけですから、空港もそう
ですし、こういった地方の鉄道もそうですけれど
も、やはり、住民の方の大切な足を、採算がとれ
ませんからとかいつて急に廃止、すぐに廃止とい
うことは、これはなかなかできないわけです。

例えば、あとは並行在来線、新幹線の開業に伴
う並行在来線の問題も同じような問題を抱えてい
るかなと思えます。今までは特急列車が走ってい
て幹線の鉄道であったものが、例えば北陸新幹線
であったり北海道新幹線であったり、ああいった
ところの大きな新幹線が開通すると、そちらにど
うしても動脈が移ってしまつて、並行在来線は第
三セクター等々に移管をしていくということで、
こういったことも、地方の自治体も含めて責任を
持つて対応していかなければいけないことだとい
うふうに思っております。そういったところでP
F Iを活用できないものかなということも考えて
おります。

また一方で、海外の事例にもございますよう
に、鉄道事業を丸ごと委託を受けて、建設して運
行するところまでやっていくという形も、
もちろんP F Iの形としてはあり得るというふう
に思えます。

国土交通省などは、今ちょうど、日本の鉄道の
インフラの輸出という意味で、いろいろとその関

係の法人が外に出ていけるようにということは
やっておりますけれども、海外の事業ももちろん
これは大事なことでと思えますけれども、国内の
鉄道であっても、まだまだ知恵を絞れる場所とい
うのがあるんじゃないかなと私は思っています。

例えば、国内でも、まだ新線を引くなんていう
話がわずかながらですけれどもございます。例え
ば、L R Tのことであったり、地下鉄であつた
り、モノレールのようなものであつたりとか、こ
ういったものから始まつて、まあ極端な話かもし
れませんが新幹線の建設も含めて、企業が連合体
を組んで、一つの新線を立ち上げて運行まで引き
受けるといった事業、これは積極的に取り組ん
で、むしろ、海外でやっていくときにも、そう
いったノウハウがきちんとして国内で蓄積されれば、
外に行つたときにもきちんとして生きていくも
のだというふうに思っております。

今のところ実例がないという鉄道のP F Iでござ
いますけれども、先ほどいろいろと申し上げた
とおり、いろいろな活用の道がまだまだあるの
ではないかなというふうに思っております。

そこで、お伺いをさせていただきますけれども、
も、鉄道については現在までP F Iの実例がない
というふうに向つておりますけれども、今後の見
通しについてどのようにお考えでしょうか。御答
弁をお願いいたします。

○山上政府参考人 お答え申し上げます。
我が国の鉄道につきましては、従来から、民間
事業者がその発展に大きく寄与をしておりますほ
か、昭和六十二年の国鉄の分割・民営化など、株
式会社化を通じたサービス向上を目指した取組も
進められてきたところでございます。

御指摘のとおり、現時点で鉄道分野においてP
F Iの実績はございませんが、P F I法に基づ
く、P F Iに類似した仕組みとして、新線整備等
に当たつて、いわゆる下物を公共セクターが整備
をし、上物を民間事業者が運営する、いわゆる上
下分離方式がとられてきた事例も多数存在してい
るところでございます。

このように、鉄道分野では従来より民間の資
金、能力の活用が図られてきたところでございま
して、自治体等から鉄道事業の運営について相談
があつた場合には、民間の資金、能力の活用の観
点も含め、適切に助言をしまつてまいりたいと思
へております。

○森田委員 ありがとうございます。
上下分離の方式なども含めて、広く捉えれば民
間活力を活用しているというお話でございまし
た。

先ほど申し上げたとおりなんですけれども、
特にお願ひしたいのが、地方路線の活性化、ある
いはいわゆる並行在来線の問題。こういったところ
には、先ほどの事例にもありましたけれども、
鉄道を単体として捉えるというよりも、やはり、
先ほどの空港の運営の話もそうですけれども、鉄
道そのものに限らず、いろいろなその周りのこと
を積極的にアイデアとして取り入れていくことに
よつて、一体としたサービスの提供といったこと
で地方路線に光を当てていくというふうな、そ
ういった形で地方路線に光が当てられればなとい
うふうに思っております。

なかなか、鉄道会社同士でも、ほかのところ
に力を注ぐほど余裕がないというような会社も多い
ということ、先ほどのウィラートレインズも、
あれを募集したときにはあそこ会社しか応募が
なかったというふうなお話ですけれども、でも、
やはり経験が蓄積されている会社というのとはた
くさんあると思えます。ぜひ、そういった積極的な
取組を後押しをしていくことによつて、今ある知
恵を地方路線に光を当てていくことで活用でき
るよう、国土交通省からも後押しをお願いでき
ればなというふうに思っております。

さて、まともに入つていきたいと思ひますけれ
ども、今まで見てきたように、P F Iには、コス
トの削減効果、安くできるというメリットがござ
います。

しかし、私が光を当てたいなと思つてゐるの
は、むしろ、先ほどの空港とか鉄道の例もそう

なんですけれども、公的な事業にアイデア、知恵
を集める、生かせるということだと思つていま
す。ほかと同じことを同じようにやるのではおも
しろみがないということをおもひしております。

今日本に必要なのは、あれ、そんなこともとい
うようなことをいろいろなところで取り入れる、
そういったアイデアを生かす仕組みづくり、枠組
みづくりというものが必要だと思つておりまし
て、これはとりもなおさず、地方を活性化してい
くという中で、こういった、まあP F Iというの
はもちろん制度的なものなんですけれども、そこ
で力を発揮するのは人間でございますして、やは
りいろいろな取組を通じて地方の人が輝けるよう
な、そういう枠組みをふやしていく。こちらで、
東京で何か枠組みを用意して、それでやつてくだ
さいというのではなくて、ちよつと、こちらから
見たときには、東京から見たときにはあれと思
うようなことでも、その地域ではなかなかやるな
と、そういう取組ができてくると、日本の地域と
いうのはもともとととと輝いてくるのではないかな
というふうに思っております。

ちよつと本筋とは離れる話なんですけれども、
人間は、何かを任せられると満足感、充足感を感じ
るといふことがございます。これは働き方改革の
中にも取り入れていきたいなと思つてゐる視点な
んですけれども、人間の不満を減らすということ
と満足度を上げるといふことは別のことだとい
うことが言われております。

今、日本という国は、いろいろな問題はありま
すけれども、世界の中で見れば、賃金はそれなり
にもらえる、休みもそれなりにとれる、これで不
満は減ってくるということなんです。しかし、
満足度をどう上げるかといふのは、それは、先ほど
申し上げたとおり、責任ある仕事を任せられると
か、あるいは自分の力を発揮できる仕事を任せら
れる、こういった自分のやりがい、生きがいとい
うものを持つて乗り越えることによつて人間は幸
せを感じることもできるということでございます。

P F Iを始めとする民間の活力、民間の力を活

用するということをもっと踏み込んでいけば、公的な仕事にも独自性、獨創性をもっと認めたいというじゃないかということじゃないかなというふうに思っております。

先ほど申し上げたように、日本は、ほかの国から、世界的に見ても豊かだとされるいろいろな経済指標を持っているのに、何となく閉塞感があるという時代に生きているわけで、それぞれの地域がそれぞれの事業の中で、小さい事業であってもやはり輝く人をたくさんつくっていく、そういう枠組みとしてこのPFIを生かしていくということができるんじゃないかなというふうに私は考えております。

そこで、大臣にお伺いをいたしますけれども、こういった大切な役割を持っているPFIを更に推進していくに当たって、先ほど申し上げたような、事業規模が小さいであるとか、あるいはノウハウがないであるとか、PFIを扱えるような事業者が近くにないといったようなハードルがありますけれども、これをどのように解消し、この制度をより活用していくお考えか、御所見をお伺いいたします。

○梶山国務大臣 委員が質疑の中でおっしゃっているのとおり、さまざまな工夫がこれからのPFI、PPP、コンセッション事業なども必要であると思っております。

その上で、PPP、PFIの事業の推進のハードルとして、これまでと異なる契約形態であるため、住民や議会、地方の民間事業者の理解を得ることが難しく、丁寧に説明を重ねることに相当程度時間がかかることがまず一つ目。そして、二つ目として、契約におけるリスク分担等に関する検討や費用や時間等の一定の負担を要すること、先ほど専門家の費用についても議員から言及がありました。また、三つ目として、地方公共団体や地域の企業において、PPP、PFIの検討や実施に必要なノウハウや人材が不足をしていることなどが挙げられます。

このハードルを越えるために、地方公共団体や

地域の企業におけるノウハウ習得や人材育成に向けて、地域の企業、金融機関、地方公共団体等が集まってPPP、PFIのノウハウ習得と案件形成能力の向上を図る地域プラットフォームの形成を今支援をしているところであります。二十七年、二十八年度、二十九年度、この三年度で十六カ所のプラットフォームの立ち上げの支援もさせていただいたところであります。

また、実績のない分野については特に先行案件が事業化されることが必要であると考えているため、そのため、内閣府としましては、地方公共団体や民間事業者の意見を踏まえたコンセッション事業実施の際の留意点を定めたガイドラインの改正、そして、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家の派遣など、地方公共団体に対する支援を今実施をしているところであります。

今回の法改正において、事業主体の裾野を拡大する観点から、ワンストップ窓口の創設を含めた地方公共団体への国の支援強化を規定しており、引き続き、地方公共団体の支援等を通じてPPP、PFIの推進を図ってまいりたいと考えております。そして、この法律が成立をさせていただいたときの周知の方法も、きょうの議論の中でいろいろな意見がございました。誤解のないようにしっかりと周知をしてまいりたいと考えております。

○森田委員 大臣、ありがとうございます。

先ほど私が、もちろんコストの縮減効果もあるんだけれども、より大事なものは、人の知恵が、アイデアが生かせる枠組みをつくっていただきたいということがございました。どうしても、自治体のいろいろな業務をこなしている中で、前例を踏み外さないといったような保守的な考え方というものもあるかなと思いますけれども、先ほど大臣の方からも御説明ありましたとおり、地域のプラットフォームの整備ですとか、いろいろ丁寧な説明を、自治体の職員さんだけでなく多くの関係者の方に向けて、情報発信を積極的に関係省庁からも行っていたいただきたいということもございま

す。

さらに、今後のPFIの展開として考えますと、今は仕様書というのをかなり細かく行政の方で用意してやっていくという形になっていくと思えますけれども、もう一歩踏み込んで、もうちょっと、そこに何を盛り込んでいくかということも含めて、例えば、私の住まいの近くには、ラグビー場とか陸上競技場があるような、スポーツ文化公園などという大きな施設もあるんですけど、そもそもそこに何を注ぎ込んでいくか、施設として、例えば、医療機関がそこにはあってもおもしろいんじゃないかと、宿泊施設があってもおもしろいんじゃないかと、そういったところから、民間のいろいろな方々の知恵、アイデアを生かせる、そういう場をこのPFIの法制度を通じてぜひ積極的に広めていっていただきたいというふうに思っております。

いずれにしても、そういった多くの知恵を生かせる機会として、事業の大小にかかわらず、使い勝手のいい制度に育てていただくことをお願いいたします。私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○山際委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

PFI法の改正案について質問をいたします。

PFI法、一九九九年からということ、二十年近くであります。その総括といえますか、これをどう見るのかということについて、きょうお尋ねしたいと思っております。

最初に、そもそもPFI法の目的というのは何なのか、確認します。

○石崎政府参考人 PFI法の目的に關しましては、本法の一条に「目的」として規定されてございます。読み上げさせていただきますと、「この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉

かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」というものでございます。

○塩川委員 PFIというのは、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設の整備の促進を図る、そのことがひいては国民のサービス、国民経済の健全な発展に寄与するというものであります。

このPFI事業についてですけれども、事業数及び契約金額の推移を見ると、一九九九年からスタートをして、確かに事業数ですとか契約金額も、当初は、十年ほどは伸びていたんですが、それから下がって、二〇一〇年にかけては大幅に減少してきているわけです。こういった現状は何で生まれたのか、その辺はわかりますか。

○石崎政府参考人 御指摘のとおり、PFIに關しましては、事業制度当初、比較的順調に推移した後、二〇一〇年ぐらひにかけて件数が伸び悩んだ時期がございました。これは、どちらかというと景気自体が低迷しているという時期でございまして、比較的、PFIというよりは事業全般の件数が少なかつた時期ではないかというふうに考えてございます。その後、景気の回復にあわせてPFI事業は最近順調に伸び、昨年度は今までの最多の件数を実施方針として確保している、そういう状況になってございます。

○塩川委員 リーマン・ショックとかがあったのは確かでありますけれども、逆に言うと、公共の方は力を入れてやってきた時期でもあるわけですよね。麻生政権のかんりの大幅な補正措置なんかもあったわけで、そういう流れの中であれば、本来PFIもふえてもよかつたのかなと思つてゐるんですけれども、必ずしもそうなつていないという状況でもあります。

二〇一一年以降は、確かに落ち込みは底を打つたような数字にはなつておりますけれども、そうはいっても、件数は少しふえたような感じですが、契約金額にすると必ずしもふえているわけではないということでもあります。

率直に思うんですけども、二〇一一年以降に一連の法改正が行われているというのが、一方でこういった数字にもあらわれているのではないのかと思うわけですが、一連の法改正の内容を確認したいと思います。

最初に、二〇一一年の法改正のポイントというのはどういふものでしょうか。

○石崎政府参考人 平成二十三年の法改正のポイントでございます。

平成二十三年のPFI法改正につきましては、まず、PFIの事業の対象となる施設を拡大する観点から、賃貸住宅、船舶、航空機、人工衛星等を対象施設に追加してございます。二番目といったしまして、民間事業者のノウハウを十分活用するため、民間事業者による提案制度の導入を図りました。三番目、民間事業者による高度な技術提案を踏まえることを目的として、技術提案制度を導入しました。四番目としまして、利用者ニーズを反映したサービスの提供を行う観点から、公共用施設等運営方式、コンセッションでございますが、この方式を導入してございます。

○塩川委員 対象施設の拡大ですとかコンセッション方式の導入ということで、コンセッションについて言えば、民間にとつて施設保有というのは非常に負担になるものですから、設備投資は行政が行って、運営でもうけるという仕組みという点で、民間が運営でもうけるところをとるという仕組みということになってくるわけです。

平成二十五年、二〇一三年の法改正のポイントというのはどういふところでしょうか。

○石崎政府参考人 平成二十五年のPFI法改正につきましては、国の資金を呼び水としてインフラ事業への民間投資を喚起し、成長力強化を実現するために、官民連携インフラファンド、株式会社社民間資金等活用事業推進機構でございますが、この創設を盛り込んでございます。

○塩川委員 PFI事業者に金融支援を行うファンドを創設ということで、国の資金を呼び水にしてという話がありました。

そもそもPFIというのは、プライベート・ファイナンス・イニシアチブですから、民間資金をどう活用しようかということなんですから、国、国の資金を呼び水にしないと進まないということにもとれるわけですね。そういった点で、これがプライベート・ファイナンス・イニシアチブと言えるのかどうかということも疑問符がつくところにもなるわけです。

次に、二〇一五年、平成二十七年の法改正のポイントというのはどういふものでしょうか。

○石崎政府参考人 平成二十七年のPFI法改正におきましては、コンセッション事業の円滑かつ効率的な実施を図るために、専門的ノウハウ等を有する公務員を退職派遣させる制度を創設することを盛り込んでございます。

○塩川委員 PFI事業者にノウハウを持った職員を派遣する仕組みをつくったわけです。

本来、民間資金だけじゃなくて、経営能力や技術的能力を民間が持っているからそれを活用しようねという話なんだけれども、いや、民間に人がいないから、公務員に退職してもらって来てくださいという話というのは、これは民間にノウハウがあると言えるのかなという話でもあるわけだ、そういう点でも、お金だけじゃなくて人材も出しましょうという仕組みになってきているのが、この間の一連の法改正であるわけです。

これ以外にも、民間空港運営法や都市公園法でPFI事業導入の措置を盛り込んであります。また、今国会に提出をされている水道法改正案もPFI促進の法案となっております。

お尋ねしますけれども、水道法改正案とも関連する今回の法案の改正ポイントというのはどういふところでしょうか。

○石崎政府参考人 お答えします。

今回のPFI法の改正法案のポイントは三点でございます。

援機能を強化すること。

二番目が、国際会議場や音楽ホール等におけるコンセッション実施を円滑に行うため、公共施設等運営権者が指定管理者を兼ねる場合における地方自治法の特例を措置すること。

三番目が、上下水道事業のコンセッション事業に先駆的に取り組む地方公共団体を後押しするため、上下水道事業に關し、地方公共団体に対して貸し付けられた地方債の繰上償還に係る補償金を免除する措置を盛り込む。

この三点でございます。

○塩川委員 MICEなどを念頭に、コンセッションと指定管理制度を兼ねてやるような場合に議会の議決を不要とするような仕組みを導入するということが、上下水道のコンセッション方式の場合に当該自治体に対する財政支援措置を行うということですね。

大臣、伺いますけれども、冒頭、PFI法の目的にありますように、民間資金、経営能力、技術的能力を活用するというのがPFI事業だということなんですけれども、実際にやられているということと、それにそぐわないような法改正ばかりで、実際、PFIの目的が看板倒れになっているというのが実態じゃないですか。いかがでしょうか。

○梶山国務大臣 これまでのPFI法の改正については、利用料収入により費用の回収を図るPPP、PFIを推進するために、官民インフラファンドを創設しました。また、委員からこれも御指摘ありましたけれども、導入されたコンセッション制度の普及を推進するために、公共施設等運営権者への公務員の退職派遣制度を創設してきたところであります。

これらの措置につきましては、官民インフラファンドは平成四十年までの時限的措置とされている、また、公務員の派遣は事業の初期段階の派遣とされているように、制度が定着するまでの一定の範囲に限った支援を行うものであります。

公務員の派遣につきましては、現場のノウハウを知っている公務員を派遣をして、ノウハウを吸

収、蓄積をしていただくということであらうかと思っております。特に、新たな事業手法であるコンセッション事業を各分野で推進するには、先行案件が事業化されることが有効と考えております。

内閣府としては、まずはこれらの支援を行うことにより、将来にわたって、より広範なPPP、PFIの成果を確保できると考えているところであります。

○塩川委員 資金の話も、また人材の話についても、初期段階でという話ですけども、でも、やはりもともと目的にあるように、民間の資金や経営能力又は技術的能力を活用してということが趣旨だったわけですから、それにそぐわない実態というのになっているんじゃないですか。

ですから、やはり法の目的から見た場合に、看板倒れというのが実態じゃないかと思うんですけども、改めていかがですか。

○梶山国務大臣 将来のリスクを、財政的なリスク等も含めて、PPP、PFIを普及させていこうということでありますけれども、PFI法ができて時間がたつ中で、やはりハードルの部分があつて、そういう初期の導入のハードルというのがあつて、こういった改正を重ねてきたものであります。

○塩川委員 だから、優遇措置がないと成り立たないのが今のPFI事業になっているということなんです、そういう点でも、PFI事業者と導入を目指す自治体への優遇措置のオンパレードというのがこの間の法改正や制度実施の実態でもあります。

PFIが、民間の資金と民間のノウハウを進めるといふのが優遇措置なしには成り立たないといふのがPFI事業の実態ではないのか。ですから、次々、PFI推進の優遇策を打ち出しても契約金額が伸び悩んだままというの、ますます、やはりその仕組みのあり方として問題ではないのかと思うわけです。

この点について言うと、例えば、ちょうど、落ち込んだときという話がありますけれども、総務

省がPFIを実際に企画、実施した自治体にアンケートをとっていた。それは二〇一一年の十二月、調査結果があるわけですが、その調査によると、実際にやった自治体に対して、今後、PFI事業を予定していますかという問いに対して、特に予定はないという回答が七三・二%だったんですよ。つまり、一回やってみた、だけれども、二回目はもういいよという人が七割以上なんですよ。

二〇一一年の十二月のときのアンケートですけども、これまで企画をしたり既に実施をした、そういう自治体に、もう一回、次やりますかと聞いても、七割以上は、もう考えていない、PFIにはもう懲りたというのが自治体の声、これが実態なんじゃないでしょうか。どうですか。

○石崎政府参考人 申しわけございません。ちよつとその調査については私、今承知していないものですから、その詳細は評価をしかねますけれども、我々の感覚といたしましては、やはり、まだ一度もやったことがない、どうやったらいいかわからない、それが、我々が公共団体をピアリング等をした際に、一番、PFIを導入する際のデメリットというか問題点、課題として認識しているところがございます。

○塩川委員 いや、このアンケートのポイントというのは、実際に企画をした、実施をした自治体に聞いているんですよ。つまり、一回やってみて、二回目やりますかという問いに対して、七割以上が、もうやる予定がありませんという答えなんです。これがやはりPFIの実態なんじゃないのか。自治体になると、やつてみてもう懲りた、これがPFI事業の現状じゃないですか。

○石崎政府参考人 申しわけございません。我々そういう網羅的な調査のものを見てございませんので、それについて何とも申しわけございませんが、我々が公共団体のピアリングをしていると、やはり基本的には、一度やり、それが成功したことによって継続してやっている自治体が非常に多く見られるという部分はあるところでございます。

す。その我々の感覚と、先ほど言ったアンケートの違いにつきましては、引き続き我々も分析してまいりたいと思います。

○塩川委員 それなのに、PFI事業を推進するために自治体を奨励しているのが、この間の国の地方行政の施策になっていきます。

二〇一四年の公共施設等総合管理計画、この中で、PFIを含む民間手法の積極的活用を自治体に要請しております。

公共施設等総合管理計画策定指針においては、総合管理計画策定に当たつての留意事項が記載をされていて、その二つ目には、行政サービス水準の検討とあつて、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進の前提として、当該団体としてあるべき行政サービス水準を検討することが望ましいこと。その上で、個別の公共施設等において提供しているサービスの必要性について検討するに際しては、当該サービスが公共施設等を維持しなれば提供不可能なものであるか」、それは民間の代替の可能性などについて、「公共施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要であること」と述べています。

その上で、この指針では、公共施設等総合管理計画の検討に当たつては、PPP、PFIの積極的な活用をされたいとしているわけです。

こういう公共施設等総合管理計画でPPP、PFIの積極的な活用を呼びかけているというのは、そのとおりですね。

○石崎政府参考人 申しわけございません、公共施設等総合管理計画の文書は今手元にご覧なんですが、PPP、PFIに関しては、一般的に我々としては選択肢の一つとして広く推奨しているものがございます。

○塩川委員 その後、骨太二〇一五を踏まえて、二〇一五年十二月には、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針を出して、国や人口二十万人以上の自治体にPFI導入を強く要請しているというのも、そのとおりですね。

○石崎政府参考人 それに関しては、二十万人

人以上の公共団体に対して、一定規模以上の事業をする際には、PPP、PFIの可能性がないか検討をするということ、総務省と内閣府で連名で通知をさせていただいてございます。

○塩川委員 ですから、二〇一四年に公共施設等総合管理計画の指針の中でPPP、PFIを積極的にやってくださいと言ひ、二〇一五年には内閣府、総務省と一体となつて、国と同時に二十万人以上の自治体についてはPPP、PFIについて優先的に検討してくれという奨励をするという措置をずつと行っているわけですよ。

そういった中で、例えば、この公共施設等総合管理計画を見ると、この際に、国は、自治体が公共施設の除却を行う場合、施設を壊す場合に、地方債の起債の仕組みをつくったわけですね。この除却に伴う地方債の起債を求めるときに、総務省が提出を求めているチェックシートというのがあつて、この公共施設等総合管理計画確認リストの中には、PPP、PFIの活用を検討したかどうかということをチェックして出すようにするものになっているんですよ。

つまり、除却の地方債の特例措置を受けるためには、PFIについて検討してくれ、それについて検討したかどうかをチェックして出せという、チェックシートを用意して奨励しているんですよ。そこまでするの、かと思つて思つたわけなんです。

そういう意味では、一方であめを示しながら行うということを含めて、要するに、そこまでしなれば進まないのがPFI事業じゃないのというのが問われているんだと思つたわけでも、大臣、いかがですか。

○梶山国務大臣 先ほど来、話もありますけれども、ある一定規模の自治体においてできるものもありますし、必要要件としてそういった条件が出てくるわけでありまして、それに付随して、将来起こり得る、先ほども申しましたけれども、財政危機等に対応するために、選択肢の一つとしてこれをやっていただきたい、そして、さら

に、既存のもの有効活用も含めて、そういった視点で見えていただきたいということでありまして、○塩川委員 もともと「目的」にも書いてあるように、民間の資金、民間の経営能力、技術的能力を活用してというところが、それを持たない事業者が一連の優遇措置をやつてたを覆かせているというのが今のPFI事業の実態ではないのか。

加えて、対象となる地方公共団体に対して、公共施設等総合管理計画や、また二〇一五年の内閣府そして総務省の通知にあるように、自治体に奨励するという格好で優遇措置をとつて進める、そういうことが成り立たないのがこのPFI事業だ

というところが問われているわけで、国が目標を決めて、自治体などに強く要請し、優遇措置を次から次へと打ち出さないと成り立たないのがPFI事業で、これは抜本的に見直す必要があるんじゃないでしょうか。

最後に一言。

○梶山国務大臣 何度も申し上げますけれども、これは、あくまでも自治体の判断でPFIを適用するかどうかということでありまして、その選択肢の一つとして、私どもも、ガイドライン、また法律等で定めているわけでありまして、それぞれの自治体が、将来の財政状況を考えて、適切に判断されるものと思つております。

○塩川委員 優遇措置で選択を一方に偏らせるといふ仕組みそのものが問われているんじゃないのかということも申し上げて、終わります。

○山際委員長 次に、浦野靖人君。

○浦野委員 日本維新の会の浦野靖人です。よろしくお願ひいたします。

冒頭に、これはきのうの理事会でも言わせていただいたことなんですけれども、たびたび同じ話をするわけですが、今、厚生労働委員会でも働き方改革の法案が審議をされています、きょうもその中で、私、国会の働き方というのものは、質問でも何度か言わせていただきましたし、やはり国会議員の我々側が変えない限り、省庁の皆

さんの働き方は変えようがないというのが現状です。

きのうの理事会、与党の筆頭理事も、野党の筆頭理事も、しっかりと対応していくというお言葉をしっかりといただきましたけれども、理事懇談体が五時半だった。その五時半にきょうの委員会を立てることが決まった。午前中は一般質疑、セクハラ集中、昼からは法案質疑、これが決まったのが、要は六時前だったわけですね。別に厳密なルールじゃないですけども、法案審議に対する質問通告はたしか六時までにしてくださいというような取決めをしているにもかかわらず、五時半に理事懇談が始まって、六時前にやっとそれが正式に決まった時点で、質問通告をする、質問をつくっていくわけですね。

そうしたら、私、きょうの法案質疑に関して、大分前に法案審議がされると思っていたので、大分前にも質問通告をして、皆さんに来ていただいて、質問通告もさせていただいているので、この部分に関しては大丈夫だったんですけども、午前中の部分に関しては、ほとんど、大臣、野田大臣に答弁をいただくことも一問しかありませんでしたし、それでも、三十分以内でしたかね、通告が終わって、職員の方々が来ていただいたのは八時でした、夜の八時。その時点でもう大変申しわけない話です。

どれだけ我々が早く質問をつくって皆さんに通告をしても、その質問を見て職員の皆さんが、これはどういう答弁をしていくかという資料とか、こういうのも用意していかなく、ああいうのを持っていかなく、ああいうのをやって、それでもできる限り早く駆けつけているわけですから、それでも、それでも私の事務所に来れたのは八時でした。

その時点で、もう本当に申しわけない、こんな時間にまだ質問の通告をさせてもらうのは非常に申しわけないと言っていたんですけども、そのときについて、もう質問通告、みんな終わっていますかと聞いたら、まだ質問通告すらいただ

ていない方もいらっしゃいますということだったんです。八時ですよ、その時点で。八時の時点で通告すらまだもらえていないようなところもあるんですよ。

こういうことをしているから、いつまでたっても省庁の働き方が変わらないんですよ。それを是正するには、国会議員が、どういうふうにするかは皆さんに任せが行かないかということを考えなければいけないわけです。これは本当にもう何度言っても、それは、野党から言わせたら与党のせいやと言いますし、与党から言わせたら、いや、野党さんがこういうふう言うから、ああいうふう言うからということ、折り合いがつかない。それは職員の皆さんからしたら、そんなあんたらの勝手やろという話やからね。

これは委員会のこういうところで言っても仕方がないし、大臣も重々わかっていただいている、うなずいていただいているんですけども、これはやはり本当に、与野党が、働き方改革をやっている国会中の国会審議をそのようにして、職員の皆さんに任せをするというのは、本当にこれからやめていけるように努力をしていただけたらいいかなと思っております。

もちろん、阿部さんも重々わかった上で本当に一生懸命やっていたおの承知して、冒頭にちよつと一言だけ言わせていただきました。

で、法案の審議に入るわけですが、日本維新の会は、民間でできることは民間でというのが基本的な政策理念です。

私が初めて議員になったのは平成十五年、大阪府議会が初当選をしました。そのとき三十歳だったんですけども、その当時はまだそんな、PFIという言葉もほとんど聞くこともありませんでしたし、その平成十五年に当選して以降、少しずつ、いろいろな場面でPFIという言葉を府議会で聞くようになってきました。

恐らく、大阪府なんかは、どちらかというとPFIを積極的に活用している都道府県の一つだと

は思うんです。先ほども大臣の答弁の中にもありますけれども、最終的にそういうPFIの、決めるのは地方自治体、もちろん議会の承認も得なければならぬし、地方自治体が全て決めていくということなんですけれども、我々、やはりそのときに一番心配するのは、PFIをすることによって最終的に行政、その当時は大阪府ですね、大阪府が得するの損するのかわからない部分が一番やはり議論になります。どれだけの期間、PFIを活用して、それを運営していくのか、あとコンセッションとか指定管理とかそういうのも活用してやっていくば、自分たちでやるよりもその方がお金がかからなくて、要は府民の税金を使わずに済むという判断をするのがなかなか、まあ損益分岐点ですよ、それがやはり非常に気になるん

その判断はもちろんその自治体に委ねられているというのには存じ上げていますけれども、そういうものを判断するに当たって、国として何か支援とか、何か知恵を自治体とかにかすというようなことは考えていらっしゃるんでしょうか。

〇石崎政府参考人 PFI手法を活用するかどうかを検討するに当たりましては、その事業の実施期間を通じて、公共がみずから実施した場合と民間を活用した場合を比較しまして、民間を活用した場合が効果的かつ効果的である場合に採用するということが基本でございます。

このため、公共施設等の管理者等は、PFI手法の導入を選択するに当たっては、当該事業の効率性及び効果に関する客観的な評価を行うことが必要です。

内閣府としましては、公共施設等の管理者等がこの適切な評価を実施することを支援するため、効果を評価する手法であるVFM、バリュー・フォー・マネーの算定における考え方を記載したVFMに関するガイドラインを公表しているところでございます。引き続き、その周知に努めてまいりたいと考えております。

〇浦野委員 大阪府は比較的PFIが多い都道府県だということに言いましたけれども、今、私もちよつと調べたら、大阪府警の宿舍の建てかえとか、警察署の単身寮の整備、府立消防学校の建てかえもPFIでやっています。府立の消防学校なんかは、大阪府内に二つあったんですけども、それを大阪府下で統廃合して一つにまとめたというのもありました。

府立の精神医療センターもそうです。府立の成人病センター、これは今は独立行政法人になっていますけれども、今、大阪府庁の横に大きな病院ができていますけれども、これが成人病センターなんですけれども、そういうのもありました。

府営住宅も、日本でも代表的なベッドタウンの吹田が、府営住宅がたくさんあるんですけども、その老朽化した府営住宅の建てかえにもPFIを活用しています。

珍しいというか、なかなかないんじゃないかというの、小中一貫校、これもPFIで大阪府は挑戦をつくっております。

これはやはり、自治体がどういうふうなPFIを活用していくかというのを非常に考えてやった結果、大阪なんかは非常に多い、多岐にわたる活用をしているんだらうなと思っております。

ただ、PFI事業における、先ほどちよつとガイドラインという話がありましたけれども、リスク分担等に関するガイドラインというのはあるんですけども、このリスクというのは具体的にどういったことを指しているのかというのをまずお聞かせいただきたいと思っております。

〇石崎政府参考人 今御指摘いただきましたPFI事業におけるリスク分担等に関するガイドラインにおきましては、PFI事業を実施する上でのそれぞれの段階、具体的には、調査、設計、用地確保、建設、維持管理・運営、事業終了段階や、各段階に共通するリスクに分けて、それぞれのリスクを示しております。

例えば、調査、設計の段階では、設計等の完了の遅延リスク、維持管理・運営段階では、提供さ

れる公共サービスの現実の利用度が当初の想定を下回るリスク、こういうものを例示しまして、それらのリスクをできる限り明確化した上でリスク分担の検討を行う必要があることを示してございます。

○浦野委員 今、さまざまなPFIの実例を挙げましたけれども、やはりリスクというのはあると思うんですね。

もう一つ、大阪で大きな事例としては、関西国際空港、伊丹空港のコンセッションがあります。この法案の審議に当たって省庁の皆さんに説明いただいたときに、この関西国際空港と伊丹空港のコンセッションの額が占める割合というのが格段に、五兆でしたかね、五兆ですので飛び抜けて大きいんですけれども、これは今、非常に大きな成功をおさめています。もちろん、大阪、関西が、インバウンドを呼び込む、そういうプロモーション、観光に対するプロモーションもしっかり府市一体でやるようになって、そういうのが成功して、相乗効果でそういう国際空港が成功、空港自体が収益をすごく上げているというのがありますけれども。

こういう非常に大きな成功事例、これは本当に成功事例だと思えます。こういった事例ばかりやったらいいんですけれども、後年に、例えば二十年で契約が切れる、その二十年後に契約が切れたときに、もう、これはもうかれへんから、次、誰もやりませんということで、公共サービスが提供できなくなるといことも想定されるんです。そういったときにどういった対策を講じるのかというのを聞かせたいと思います。

○梶山国務大臣 コンセッション方式を含めたPFI事業を導入する際には、先ほど政府参考人から説明がありましたように、事業リスクの管理や事業終了後の事業の取扱いに関して、事業者、行政、金融機関等の関係者の間で十分な検討や合意がなされた上で実施契約を締結することが必要であると考えております。予想されるリスクはしっかりと織り込んでいくことでありますが、そ

の旨、PFI事業の実施に関する基本方針や各種ガイドライン等に記載をし、関係者に周知を図っているところであります。

また、事業者による突然の事業放棄が起きないようにするために、ガイドラインに基づいて、管理者が事業者に対し、経営状況等について適切にモニタリングを行うこととしております。仮に問題が生じる可能性がある場合には、速やかに改善命令等を行うことにより、公共サービスの安定供給を担保することが必要であると考えております。

加えて、今般の改正法により内閣府に創設される助言、勧告機能を活用し、地方公共団体や民間事業者等に対しましてPFI事業の適切かつ確実な実施を働きかけ、こうした措置を更に徹底することも有効と考えられます。

公共サービスの提供が安定的に継続されるよう、これらの対策を講ずることにより適切に対応してまいりたいと思っております。

○浦野委員 ぜひよろしくお願いいたします。

次に、水道事業に関してなんですけれども、今回の繰上償還に係る補償金の免除というのは、非常に大きな、思い切ったことや私は個人的に思うんです。

今、特に古くから都市部を形成している地域なんかは本当に、水道管の経年劣化で、非常にこれからたくさんさんの公共工事を行わないといけない。水道管のやりかえですね。昔に埋まっている水道管というのは、今じゃ考えられへんような材料を使って水道管を埋めたりとかしていますから、なるべく早くそれをやつていきたいと思います。自治体もたくさんあります。私自身は、この補償金の免除というのは、そういった水道施設の更新にすごく大きなインセンティブを与えることだと思つて、非常にこれは評価されるべきところだなと思つています。

ただ、同じように政府のそういうお金を借りて、繰上償還にかかわる補償金の免除をしていないところ、普通は免除しないですよ。普通、免

除していません。私が知っているところで言うと、例えば保育所の整備、福祉医療機構なんかは、借入れしたら、繰上げ返済をしようと思つたら、補償金も含めて全部返してくださいと。今、これが普通の制度です。それが全部一遍となるとなかなかできないから、結果的には毎年返し続けるわけですが、これが特例としてできるというのはすごいことだなと。頑として絶対できませんという制度ですから。

私は、だから、これはほかに波及せえへんかなと。同じように、いやいや、水道事業とかでやっているやんというふうに言われたら言い返しにくいんじゃないかと思つたりしたんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○市川政府参考人 御答弁申し上げます。

ただいま貴重な御指摘を頂戴いたしました、まさにありがとうございます。

御指摘のとおり、財政融資資金の貸付けは利ざやを取らず、収支が相償うように運営されておるため、任意の繰上償還に際する場合には逸失利子に相当いたします補償金を求める必要がございます。このため、安易に例外を認め、あしき前例をつくることは厳に慎まなければならない、そのように考えております。

こうした中、今回、上下水道コンセッションを導入する先駆的取組に限り極めて例外的に補償金免除を認めましたのは、本日、多々答弁もあつたと承知しておりますが、多くの地方公共団体で上下水道事業の持続可能性確保や効率性向上が課題となつている中、コンセッション導入がこれらの課題解決にも高い効果を期待できる一方で、前例が少ないことなどから具体的に導入を検討する地方公共団体が少ないという現状があり、ここで補償金免除により導入の先駆的取組を時限的に支援すれば、好事例の創出を通じ、それ以降の横展開効果が期待できる、いわば地方財政の効率化にとつても呼び水効果が期待できるという特殊性に注目したためでございます。

また、今回はこうした先駆的取組支援の特別な

意義に鑑み、補償金免除繰上償還に伴う財源として地方公共団体金融機構の管理勘定の金利変動準備金を活用することについて同機構や関係省庁の理解も得られたところでございます。このように今回の措置は本案の特殊性に着目した極めて例外的なものであり、補償金免除をこれ以外に認めることは考えてございません。

○浦野委員 医療機構は認めてもらいたいなと思つたりはするんですけども、ここは財政的にもいろいろありますから、これだけでも財務省は本当にすばらしい判断をしたなと逆に僕はびっくりしたぐらいでしたので、特例だということに承知をいたしました。

今、これは水道のお話でやりましたけれども、大阪も実は、大阪府域、水道を統一しようということで非常に苦しんでおります。ただ、節水機能がしっかりとした水道の器具がふえたこと、やはり効率化がされて、例えば工業用水なんかは需要予測の六〇％しか使われていないんですね。そういった、非常に水が、最初の思っていた需要よりもどんどんどんどん、やはり節水効果があるものもあつて、減つてきている、その中で、先ほど言つたように古い水道管とかそういう上下水の設備更新をしていかないといけない。大阪府域でコンセッションをやろうとしたんですけれども、なかなか、いろいろと、全ては言わないですけれども、反対をされる政党もありまして、なかなか前に進みませんでした。こういったことが効率化ができるように、PFI等、コンセッション等、もつと活用できるようにしていただけたらと思います。

以上で質疑を終わります。

○山際委員長 次に、玉城デニー君。

○玉城委員 自由党の玉城デニーです。最後の質問者になりますが、重複する質問もあるかと思いますが、どうぞよろしく願ひいたします。

民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案、PFI

に關しての質問ですが、この時間は、また後刻にもこの法案審議が設けられるということで、きょうは基本的なところを少し確認をさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

このPFIは、公共投資の水準維持と財政健全化の両立を図るための公共調達の手法として、一九九二年、イギリスで始まり、本邦でも一九九九年、厳しい財政下におけるも真に必要な社会資本整備を効率的に進め、行財政改革の一つの手段とするともに、経済活性化及び経済成長を図ることを目的として制定され、運用されてまいりました。

いわゆる地方の公共工事、特に地方公共団体が、例えば起債をするなどして、その借入れ、そして原資を含めて、さまざまな公共事業を、当然未来の市民、住民のためにもサービスをしていくわけですが、通常、私たちが考えると、公共事業というのは、いわゆる分離分限発注、できれば地元企業の皆さんに受注する機会を設けるというふうなことが基本の考え方としてこれまで行われてきましたし、そして、もちろんそれが地域の経済の循環にもつながっていく、いわゆる一般的なそういう考えのもとで行われてきていると思います。

しかし、なぜ、ではPFIというふうなものを用いられるようになったかという点、一つは、ライフサイクルコストを削減する。これは、ある公共施設をつくる場合に、その施設の企画、設計から建設、それから維持管理、当然、修繕、あるいは、その役割を終えれば解体、撤去までにかかる全てのコストのことをライフサイクルコストと言うふうですが、PFI事業では、VFMの算出に当たっても、このライフサイクルコストをやはり一番基本にする、重く見ているということでございます。

つまり、それだけ、私が思料するに、このPFIを用いる事業というものは大型化しているであろうというふうに思うわけですね。言うなれば、

公共施設の中でも、例えば道路、鉄道、港湾、空港、河川など、あるいは、賃貸住宅及び教育の文化施設、廃棄物処理施設、それから医療施設、社会福祉施設など、割とその金額が高額になるというふうなことではないかなと。それでライフサイクルコストを下げるための計画に資するために取り入れているのではないかとこのように思いますし、また、いわゆる大型公共事業に偏重しているのではないかとこの意見も多々あるというふうに見ております。

大臣に最初にお伺いしたいのは、このPFI方式による事業が大型になってしまっているというその背景というものがあれば、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○梶山国務大臣 PFI事業は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、事業を効率的、効果的に実施するものであります。民間事業者のノウハウは、一定期間継続して運営を行う場合や、個別に発注を行うのではなく一括して運営、改築、更新等を行う場合に、より一層の効率性や効果が上がるものであります。このため、一定程度以上の規模の事業となることが多いと、現時点で考えております。

○玉城委員 そうなんです。一定程度、やはり工事額、発注額が多い事業を、民間の資金も活用し、さまざまな民間の利用を進めていくということが今回の法改正の中でも含まれているわけでございます。

このいわゆるPFI事業におけるコストの回収方法について、いろいろと資料を読みますと、回収法別に見ると、いわゆる選定事業者が対象施設の設計、建設、維持管理、運営を行い、そのコストが公共部門から支払われるサービス購入料により全額回収される種類のサービス購入型。それから、選定事業者がみずから調達した資金により施設の設計、建設、維持管理、運営を行い、そのコストが利用料金収入等の受益者からの支払いにより回収される種類の独立採算型、この場合は公共部門からのサービス購入料の支払いは生じ

ません。そして、もう一つ、三つ目は、その二つを合わせた混合型というものがあつた。

そこで、内閣府の資料を私もいろいろと目を通してみたんですが、これは、平成十七年三月現在、地方公共団体が事業主体のPFI事業ということで、民間事業者が用いる方式、いわゆるBOT及びBOOという方式がありますが、このBOT及びBOOで見ると、BOOでは、サービス購入型二十一に対して、独立採算型は七件、ミックス型が八件、BOOでは、サービス購入型三件、独立採算型二件、ミックス型一件ということになっております。つまり、独立採算型は割合としてやはり低いんですね、この数字から見ると。

そうすると、やはり、利用料からコストの分を回収するということは、当然、工事金額が大きければ大きいほどその利用料金にはね返り、その利用料金から回収しなければならぬということのいわゆるイコールの形になっているのではないかと思います。

このコストの回収方式のうち、では、独立採算型による、事業者がみずから調達した資金により設計、建設、維持管理、運営を行い、利用料金等の受益者払いによる回収の場合に問題が生じることになるのではないかと。つまり、やはり工事額が大きいだけに、回収する場合の問題が生じることが予想されるのではないかと思います、その件について見解をお聞かせください。

○梶山国務大臣 今委員御指摘の独立採算型は、収入の減少や需要変動のリスクを事業者が負担することにより、民間事業者の経営改善努力がなされる特色を持った方式と認識をしております。

ただし、独立採算型になつても、利用料金は、公共的性格もあることから、あらかじめ契約において定めておくことが適切であり、基本方針におきまして、公共施設の管理者等は、事業契約において、選定事業者により提供されるサービスの内容と質、料金は、幅も含めて規定をすることとされているということでありまして。同時に、管理者

側において、事業開始前に、事業の計画が適切なものであるかどうかを確認するとともに、料金や事業者の経営状態、運営の状況等についても、管理者側が監視をしていくことが重要と考えております。

まず、この取組に当たっては、資産価値の適正な評価というものが必要で、それなしにしては、事業者側も地方公共団体側もこれに取り組むことができないと思っております。それにあわせて、予想し得るリスクに關してどう評価していくか、そして、予想できない不可抗力的なリスクについてどういう対応ができるのか、保険であつたり話合いであつたり、そういうことも含めて実施計画の中で契約を組んでいくということにならうかと思ひますし、こちらもできるだけ協力をしてまいりたいと思ひております。

内閣府としては、これらの基本方針やガイドラインを丁寧に周知することにより、適切な事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

○玉城委員 今大臣から丁寧に御説明をいただきましたが、いわゆるさまざまなことを、事前に計画を立てる段階から、その回収に至るまで、きちんとそれがスムーズにいくような形で、総体のリスクを少なくしていくことだと思ひます。

私が思うに、PFI事業は、ライフサイクルコストの軽減には当然資するものがありますが、実は、その前段階でさまざまな調査を行い、準備をするためのプランニングにはかなりの費用がかかるのではないかとこのように思ひたりもいたします。後刻、またその点についてもお聞かせいただければというふうに思ひます。

それでは、以下の質問は政府参考人にお伺ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

二〇一一年、法改正により導入された運営権制度、いわゆるコンセッションですね、公的主体が所有する公共施設等を、民間事業者に運営権を設定し、安定的で自由度の高い運営とあわせて、利用者のニーズに合わせた質の高いサービスが提供できるというのをうたつていますが、以下の点

についてそれぞれ確認をさせていただきます。

まずは、公共主体です。公共主体が運営権設定に伴う対価の取得をメリットに挙げている、その理由をお聞かせください。

○石崎政府参考人 コンセッション事業におきましては、公共主体は、運営権を設定した際に、事業者から運営権対価を取得することにより、将来にわたる収入を早期に回収することが可能となることがメリットと考えてございます。

なお、今般のPFI改正の上下水道分野における繰上償還における補償金の免除措置は、この取得した運営権対価で繰上償還することを想定しているものでございます。

○玉城委員 もう一つ、公共主体、地方公共団体等が主体となっているメリットについてですが、運営権制度、コンセッションのメリットに、技術職員の高齢化や減少に対応した技術継承の円滑化のメリットが挙げられています。この理由についてお聞かせください。

○石崎政府参考人 公共主体におきまして、上下水道等の維持管理に従事する技術職員が減少、高齢化して、いかにして事業を継続していくかというのが課題になってございます。

コンセッション方式は、公共施設の運営を広範に民間に委ねる方式であり、技術職員がいない状態であっても、官と民が連携するという形により事業の継続を図ることができる方法、そういう面でのメリットとして述べたものと考えてございます。

○玉城委員 私は、このメリットは、メリット、デメリット、半々あると思います。いわゆる公共のプロパーが少なくなるということは、その地域における人材の枯渇、つまり、公共主体の中での管理運営そのものに対するチェックが甘くなっているのではないかとということが懸念されるのではないかと思います。

ですから、民間の技術やノウハウを活用するということとあわせて、公共主体におけるチェック、監視機能も十分こなせる人材はしっかり確保

しておくべきではないのかなというふうに思った次第です。

次に、事業者のメリットについてお伺いいたします。民間事業者です。

人口減少や高齢化に対応した一定の範囲での柔軟な料金設定が民間事業者にとってメリットとなるという理由、これも私は、人口減少や高齢化に対応した柔軟な料金設定が果たしてメリットになるのかということについて少し疑問がありますので、背景をお聞かせください。

○石崎政府参考人 公共施設等の運営権制度におきましては、管理者となる公共団体が適切と考えた場合、あくまでそういう場合でございしますが、一定の幅ですとか算定式による柔軟な料金設定を行うことも可能でございします。

例えば、今後、人口減少等が予想される事業において、それを算定式に組み入れた料金設定が行われた場合、民間事業者は、人口減少に応じた料金改定がひとつとした将来行われたいのではないかと不安を持つことなく事業に参入すること、そういうことが可能になる。そういう面でメリットと感ずることができているのではないかとこのようにでございます。

○玉城委員 当然、地域住民のいわゆる生活の範囲、それから生活の質を高めていくためには、公共施設は、やはり適宜、住民にとっても使いやすい、使用しやすい、そういう料金体系である方が当然メリットが大きいというふうに思います。

では、最後に、利用者、住民側からのメリットについてお聞かせいただきたいと思います。民間事業者による自由度の高い運営が可能となり、低廉かつ良好なサービスを利用者が受けられるとするメリット。繰り返します。自由度の高い運営が可能となり、低廉かつ良好なサービスが受けられる、この定義と背景、理由についてお聞かせください。

○石崎政府参考人 コンセッション事業、他のPFI事業と比較して、民間事業者が長期に安定して事業を運営することを可能とすることにより、

より民間の創意工夫が発揮しやすく、効率化も図れるという特徴と認識してございます。

その結果として、利用者にとっては、民間の創意工夫を生かした低廉かつ良好なサービスを享受できることが可能になるというふうに考えている、そういうものでございます。

○玉城委員 ありがとうございます。もうろろ確認をさせていただきます。

質問を終わります。二フエーデービタン。ありがとうございました。

○山際委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、今日は、これにて散会いたします。

午後四時五十九分散会

平成三十年六月二十九日印刷

平成三十年七月二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P